〇日本学術会議法 (七〇)

報

○食品等の流通の合理化及び取引の適

省

正化に関する法律及び卸売市場法の

部を改正する法律(六九)

声 🖯

部を改正する法律(六八)

〇公立の義務教育諸学校等の教育職員

法

の給与等に関する特別措置法等の

官

政

令

O道路交通法施行規則の一部を改正す

る内閣府令 (内閣府五六)

큺

〇候補者選考委員会令(二一五

府

仓

壹

O南スーダン国際平和協力隊の設置等

に関する政令の一部を改正する政令

目

次

規

則

O指定自動車教習所等の教習の基準の

規則の一部を改正する規則の一部を 習所等の教習の基準の細目に関する 細目に関する規則及び指定自動車教

改正する規則

(国家公安委] 三)

壱



外) **内閣府** 国立印刷局)

法規的告示

0

 \triangleright

0

〇航路標識に関する件

(海上保安庁一四)

「その他告示

(号 **発 行** (原稿作成

官庁報告

の一部を改正する件

(総務二一四)

〇本邦外に在住する日本人向けの広報

を送信する無線局の運用に関する件

方針の変更の公表について 農村地域への産業の導入に関する基本 (厚生労働省・農林水産省・経済産業

官庁事項

を定めるものとすることとした。(第八条第 量管理・健康確保措置実施計画」という。) という。)の実施に関する計画(以下「業務 き措置(以下「業務量管理・健康確保措置」 一項関係)

について定めるものとすることとした。(第理・健康確保措置の実施に関し必要な事項 理・健康確保措置の内容、その他業務量管 により達成しようとする目標、業務量管 いては、業務量管理・健康確保措置の実施 八条第二項関係) 業務量管理・健康確保措置実施計画にお

た。(第八条第三項関係) 教育会議に報告するものとすることとし 遅滞なく、これを公表するとともに、総合 置実施計画を定め、又は変更したときは、 教育委員会は、業務量管理・健康確保措

こととした。(第八条第四項関係) 保措置実施計画の実施状況を公表するとと 定めるところにより、業務量管理・健康確

法令のあらまし 公布された

◇公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に 律第六八号)(文部科学省) 関する特別措置法等の一部を改正する法律 (法

に関する特別措置法の一部改正関係 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等 学校における働き方改革の一層の推進に向

けて教育委員会が講ずべき措置 他健康及び福祉の確保を図るために講ずべ する教育職員の業務の量の適切な管理その 針に即して、当該教育委員会が服務を監督 教育委員会は、文部科学大臣が定める指

教育委員会は、毎年度、文部科学省令で 総合教育会議に報告するものとする

に対し、業務量管理・健康確保措置実施計 区を含み、指定都市を除く。)の教育委員会 都道府県の教育委員会は、市町村 (県費負担教職員に係る部分に限る。)の

めるものとすることとした。(第八条第五項 要な指導、助言その他の援助を行うよう努力 策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必

教員の処遇の改善

げることとした。(第三条第一項関係) 給料月額の一〇〇分の四に相当する額か 給される教職調整額の基準となる額につい て、幼稚園の教育職員を除き、教育職員の 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支 一○○分の一○に相当する額に引き上

項の規定の適用について必要な読替規定を 項の認定の日までの間にあるものをいう。) た者であって、当該認定の日から同条第四 法第二五条第一項の規定による認定を受け 定めることとした。(第三条第一項及び第五 するとともに、地方公務員法第五八条第三 について、教職調整額を支給しないことと 指導改善研修被認定者(教育公務員特例

た。(附則第二項関係) に行うこととする経過措置を置くこととし 一月一日から毎年一〇〇分の一ずつ段階的 ○の基準となる額の引上げは、令和八年

学校教育法の一部改正関係

けて学校が講ずべき措置 学校における働き方改革の一層の推進に向

管理・健康確保措置実施計画に適合するもの 置を講ずるに当たっては、当該措置が業務量 果に基づいて学校運営の改善を図るための措 こととした。(第四二条第二項関係) となるようにしなければならないこととする 公立の義務教育諸学校等は、学校評価の結

主務教諭の職の新設 組織的な学校運営及び指導の促進に向けた

七条、 くことができるものとすることとした。(第一 等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置い 調整を行うこととするとともに、主務教諭を つかさどり、及び命を受けて学校の教育活動 に関し教諭その他の職員間における総合的な 主務教諭の職務について、児童の教育等を 小学校、中学校、義務教育学校、高 第六〇条及び第六九条等関

の他の事情を考慮して条例で定めることとする とし、その額は校務類型に係る業務の困難性そ 教員が分掌する校務類型に応じて支給すること こととした。(第一三条第二項関係) 教育公務員特例法の一部改正関係 義務教育等教員特別手当について、校長及び

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 部改正関係

ることとした。(第四七条の五第四項関係) 得ることとなっている学校運営に関する基本的 確保措置の実施に関する内容を含めることとす な方針に、当該学校における業務量管理・健康 育諸学校等の校長が、学校運営協議会の承認を その他 学校運営協議会が置かれている公立の義務教

その他関係法律の一部を改正することとし

Ŧi.

六 施行期日等 2 1 めることとした。(附則第二条関係) この法律の施行に関し必要な経過措置を定

ることとした。(附則第三条関係) の削減のために必要な措置を講ずるものとす 立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量 翌年の一月三日までの日(祝日法による休日 規定する休日(以下「祝日法による休日」と 関する法律(昭和二三年法律第一七八号) 握することができる時間から、国民の祝日に 関する業務を行っている時間として外形上把 間外在校等時間(一箇月の学校の教育活動に 教育諸学校等の教育職員について、一箇月時 担当する授業時数を削減することその他の公 勤務時間を除いた時間として、文部科学大臣 いう。) や年末年始の休日(一二月二九日から 政府は、令和一一年度までに、公立の義務)時間程度に削減することを目標とし、公立 義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの 定める指針で定める時間をいう。)を平均三 除く。)をいう。)等以外の日における正規の

の生徒の数の標準について、令和八年度から の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級 期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。) 公立の中学校(義務教育学校の後

> 他の必要な措置を講ずるものとすることとし 三五人に引き下げるよう、法制上の措置その た。 (附則第四条関係

措置を講ずるものとすることとした。(附則第 いて検討を行い、その結果に基づいて必要な の見直しに係る措置その他の当該教育職員の が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校 育職員(以下「公立学校の管理職員」という。) を実現する上で、その管理職手当を受ける教 その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和 業務の管理の実効性の向上のための措置につ 該教育職員のそれぞれ担当する業務について の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教 育職員の服務を監督する教育委員会による当 政府は、公立の義務教育諸学校等において

とした。(附則第六条関係) 必要があると認めるときは、その結果に基づ なる改善のための措置について検討を行い、 他の事情を勘案し、教育職員の勤務条件の更 基づく勤労環境その他の勤務条件に関する状 勤務の状況について調査を行い、その結果に を除く公立の義務教育諸学校等の教育職員の 年一月一日)以後二年を目途として、幼稚園 いて、教職調整額に係る率の変更を行うこと 要する経費についての財源の確保の状況その 政府は、 人材確保の動向並びに給与及び報酬等に 必要な措置を講ずるものとすること 一の2及び三の施行の日 (令和八

の他の勤務条件の特例に関する制度との整合 稚園の教育職員の処遇の在り方に関し、他の 措置が講じられていることに鑑み、公立の幼 条の二に規定する処遇の改善に資するための 職員と同様に子ども・子育て支援法附則第一 の勤務条件に関する特例の適用を受けるとと 与等に関する特別措置法に定める給与その他 は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給 もに、保育所及び幼保連携型認定こども園の 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与そ 政府は、公立の幼稚園の教育職員について

ども園の職員の処遇との均衡を図る観点から の結果に基づいて必要な措置を講ずるものと 検討を加え、必要があると認めるときは、 性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こ そ

日から施行することとした。 することとした。(附則第七条関係) この法律は、一部を除き、令和八年四月

◇食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関す る法律及び卸売市場法の一部を改正する法律 (法律第六九号)(農林水産省)

する法律の一部改正関係 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関

ることとした。 び食品等の取引の適正化に関する法律」とす ための食品等事業者による事業活動の促進及 題名を「食品等の持続的な供給を実現する

利益の増進に資することを目的とすることと 及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の 適正化のための措置を講じ、もって農林漁業 活動の促進のための措置及び食品等の取引の たしていることに鑑み、食品等の持続的な供 業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果 定する食料システムをいう。)において農林漁 給を実現するための食品等事業者による事業 した。(第一条関係) (食料・農業・農村基本法第二条第五項に規 この法律は、食品等事業者が食料システム

3

等」を定義した。(第二条関係) 事業活動」、「連携支援事業」及び「飲食料品 関係確立事業活動」、「流通合理化事業活動」、 「環境負荷低減事業活動」、「消費者選択支援 「食品等事業者」、「農林漁業者」、「安定取引

品等事業者による事業活動の促進のための措金の食品等の持続的な供給を実現するための食

る基本的な方針 食品等事業者による事業活動の促進に関す 食品等の持続的な供給を実現するための

> を実現するための食品等事業者による事業! こととした。(第五条関係) 活動の促進に関する基本的な方針を定める 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給

事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認 定を受けることができることとした。(第六 とする食品等事業者は、安定取引関係確立 安定取引関係確立事業活動計画の認定等 安定取引関係確立事業活動を実施しよう

を作成し、農林水産大臣の認定を受けるこ 食品等事業者は、流通合理化事業活動計画 とができることとした。(第八条関係) 流通合理化事業活動計画の認定等 流通合理化事業活動を実施しようとする

ることができることとした。(第九条関係) 受けることができることとした。(第一〇条 する食品等事業者は、消費者選択支援事業 活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を 計画を作成し、農林水産大臣の認定を受け る食品等事業者は、環境負荷低減事業活動 環境負荷低減事業活動計画の認定等 消費者選択支援事業活動計画の認定等 消費者選択支援事業活動を実施しようと 環境負荷低減事業活動を実施しようとす

連携支援計画の認定等

定を受けることができることとした。(第一 連携支援計画を作成し、農林水産大臣の認 一条関係) 連携支援事業を実施しようとする者は、

支援措置

措置として、 携支援計画の認定を受けた者に対する支援 理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動 計画、消費者選択支援事業活動計画又は連 安定取引関係確立事業活動計画、 次に掲げる措置を講ずること 流通合

- (1) 中小企業等経営強化法の特例 条関係) (第一=
- 係る業務(第一四条関係 研究機構の研究開発設備等の供用等に
- (第一五条関係) 株式会社日本政策金融公庫による融資

- (4) 産業競争力強化法の特例(第一七条関
- 財産の処分の制限に係る承認の手続の 食品等持続的供給推進機構による債務 (第一八条関係
- 食品等の取引の適正化のための措置 食品等の取引の適正化に関する基本的な 保証等(第二三条関係)

5

関する基本的な方針を定めることとした。 を実現するための食品等の取引の適正化に (第三三条関係) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給

食品等取引実態調查等 に関する調査を行うこととした。(第三四農林水産大臣は、食品等の取引の実態

ととした。(第三五条関係) 導、助言その他の必要な措置を講ずるこ 食品等事業者及び農林漁業者に対する指 農林水産大臣は、①の結果に基づき、

飲食料品等事業者等が講ずべき措置等 とを講ずるよう努めなければならないこ 議の申出がされた場合には誠実に当該協 求める事由を示して取引条件に関する協 た場合には必要な検討及び協力を行うこ 持続的な供給に資する取組の提案がされ 議に応ずること並びに取引の相手方から から持続的な供給に要する費用その他特 ととした。(第三六条関係) に当該持続的な供給を図るために考慮を 飲食料品等事業者等は、取引の相手方

なるべき事項を定めることとした。(第三 基づき、農林水産省令で、①の措置に関 農林水産大臣は、一の基本的な方針に 飲食料品等事業者等の判断の基準と

に対し、次の措置を講ずることとした。 施を確保するため、飲食料品等事業者等 農林水産大臣は、①の措置の適確な宝 勧告及び公表(第三九条関係) 指導及び助言(第三八条関係)

> 指定飲食料品等に係る措置 林水産省令で指定することができること

とした。(第四一条関係)

- 指標作成等業務を行う者として認定する ことができることとした。(第四二条関 に、要件に適合すると認められる団体を、 農林水産大臣は、指定飲食料品等ごと
- 取引委員会に対し、その事実を通知するこ 当する事実があると思料するときは、公正 ととした。(第五二条関係) 農林水産大臣は、不公正な取引方法に該
- 策に関して国民の理解を深めるよう努めな 食品等の持続的な供給を実現するための施 ければならないこととした。(第五三条関 国は、広報活動その他の活動を通じて、

標その他一の5の回の11の措置の実施に資する して、業務規程に、開設者が開設する卸売市場 ることを追加することとした。(第四条及び第 事項として農林水産省令で定めるものを公表す 食料品等の一の5の四の2の団体が作成する指 において取り扱う指定飲食料品等、当該指定飲 三条関係 卸売市場法の一部改正関係 中央卸売市場及び地方卸売市場の認定要件と

第二条~第一四条及び第一六条~第二七条関 について所要の改正を行うこととした。(附則 所要の経過措置を整備するほか、関係法律 経過措置等

施行期日

超えない範囲内において政令で定める日から (五及び穴を除く。)に係る規定及び二に係る規 施行することとした。ただし、一の5(二、 超えない範囲内において政令で定める日から 定については、公布の日から起算して一年を 施行することとした。 この法律は、公布の日から起算して六月を

農林水産大臣は、指定飲食料品等を農

世界の学界と連携協力して学術の向上発達 発展の基盤となるものであることに鑑み、 とした。(第二条第一項関係) 民の福祉の向上に貢献するものとすること り、もって人類社会の持続的な発展及び国 及び学術に関する知見の活用の推進を図 知的資源であるとともに経済社会の健全な

2

副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員 き、会議の役員は、会長、副会長及び監事と 会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置 会議に、日本学術会議会員、総会、会長 ◇日本学術会議法 (法律第七○号)(内閣府本府)

することとした。(第一条関係) を図るとともに、学術に関する知見を活用し の交流等を行うことにより、学術の向上発達 備、学術に関する外国の団体及び国際団体と る研究を円滑に進めるための社会環境の整 間における連携の確保及び強化、学術に関す 研究機関、学会その他の学術に関係する者の 我が国の科学者の内外に対する代表機関とし て、学術に関する重要事項に係る審議、大学、 て社会の課題の解決に寄与することを目的と 日本学術会議 (以下「会議」という。)は、

会議は、学術に関する知見が人類共有の

営における自主性及び自律性に常に配慮し 会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運 が国の科学者の内外に対する代表機関とし なければならないこととした。(第二条第1 て政府の諮問に対する答申等を行うという 国は、この法律の運用に当たっては、

機関

を設けることとした。(第三条~第七条関係)

法人格等

会議の法人格、

事務所等に関し所要の規定

することとした。(第八条関係)

日本学術会議会員

究又は業績がある科学者のうちから、 の員数は、二五〇人とし、会員は、 選任することとした。また、会員の任期は、 六年とすること等とした。(第九条関係) 日本学術会議会員(以下「会員」 優れた研 という。) 総会が

総会は、次に掲げる職務を行うこととし

イ この法律の他の規定又は準用通則法 の決議、承認又は同意 議、承認又は同意を要する事項について 通則法(平成一一年法律第一〇三号)を いう。以下同じ。)の規定により総会の決 (6の個において準用する独立行政法人

く。)をつかさどること。 する業務(会議の経営に関する事務を除 イに掲げるもののほか、3の□に規定

会長及び副会長の職務の監督

総会は、全ての会員をもって組織するこ 会が行うこととされている職務 本学術会議規則で定めるところにより総 イからハまでに掲げるもののほか、日

すること等とした。(第一一条関係) の議長(以下「議長」という。)は、会長とととした。また、総会に議長を置き、総会 総会

術会議規則で定めるところにより、定期的 た。(第一二条関係) 総会を招集しなければならないこと等とし め議長に対しその招集を請求したときは、 招集を請求したとき、又は監事が四の(5)(イ 以上の会員が必要と認めて議長に対しその に総会を招集しなければならないこととし これらの請求があった日以後二〇日以内に に係る部分に限る。)の規定による報告のた **に。また、議長は、会員の総数の三分の一** 総会は、議長が招集し、議長は、 日本学

ことができないこととした。また、総会の 数の二分の一以上の出席がなければ、開く の過半数をもって決するものとし、可否同 議事は、議決に加わることができる会員の 数のときは、議長が決すること等とした。 一分の一以上が出席し、出席した当該会員 総会は、議長が出席し、かつ、会員の総 (第一三条関係)

(5) ければならないこととした。(第一五条関会の議事録を作成し、速やかに、公表しな 会議は、総会の定めるところにより、

役員及び役員会

- ならないこととした。(第一六条関係) を行うほか、総会の定めるところに従い、 営の状況について、総会に報告しなければ 会議の経営に関する事務を総理することと 会長は、会議を代表し、及び議長の職務 Dた。また、会長は、定期的に、会議の経
- に関する事務を掌理すること等とした。(第会長を補佐して総会の会務及び会議の経営 副会長は、会長の定めるところにより、
- とした。(第一八条関係) 及び副会長並びに役員以外の会員のうちか 議することとした。また、役員会は、会長 ないとされている事項及び会長の職務に関 ら会長が指名する者をもって組織すること し役員会が特に必要と認める重要事項を審 役員会は、役員会の議を経なければなら
- こととした。(第一九条関係) 監事の職務等に関し所要の規定を設ける
- の会員又は職員について、不正の行為をし、 は他の法令に違反する事実若しくは著しく があると認めるとき、又はこの法律若しく 若しくは当該行為をするおそれのある事実 者に報告しなければならないこととした。 合の区分に応じ当該イからハまでに定める 不当な事実があると認めるときは、遅滞な く、その旨を次のイからハまでに掲げる場 監事は、役員(監事を除く。)、役員以外 (第二○条第一項関係)
- ものである場合 会長、総会及び内閣総 当該事実が役員 (監事を除く。)に係る
- 会及び内閣総理大臣 当該事実が職員に係るものである場合 当該事実が役員以外の会員に係るもの 会長、会員候補者選定委員
- 会長及び内閣総理大臣

- きは、遅滞なく必要な措置を講ずるととも とした。(第二〇条第二項関係) に定める者に報告しなければならないこと 掲げる場合の区分に応じ当該イからハまで に、当該措置の内容を次のイからハまでに 会長は、5の規定による報告を受けたと
- イ 当該措置が役員 (監事を除く。)に係る ものである場合 監事、総会及び内閣総
- である場合 監事、会員候補者選定委員
- 当該措置が職員に係るものである場合
- 事案について報告を求めることができるこ 該報告に係る会員に対し、当該報告に係る る。)の規定による報告を受けたときは、当 部分に限る。)又は(6)(口に係る部分に限 ととした。(第二〇条第三項関係) 会員候補者選定委員会は、(5)(口に係る
- 項を公表しなければならないこと等とし 長の選任の理由その他内閣府令で定める事 旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会 会長が選任されたときは、遅滞なく、その する会員のうちから、総会が、その決議に より選任することとした。また、会議は、 つ効果的に運営することができる能力を有 **人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切か** 会長は、特に優れた研究又は業績があり
- から、内閣総理大臣が任命すること等とし すること等とした。(第二二条関係) うちから、総会の同意を得て、会長が任命 監事の員数は、二人とし、会員以外の者 副会長の員数は、三人以内とし、会員の
- とした。また、内閣総理大臣、総会又は会 とき(会員の任期が満了したときを除く。) 長は、それぞれその任命又は選任に係る役 会長及び副会長は、会員の地位を失った それぞれその職を失うものとすること

- 当該措置が役員以外の会員に係るもの
- 監事及び内閣総理大臣

- 条第二項~第四項関係) 会員の候補者の研究又は業績に関する審
- うこととした。(第二六条第一項関係) 業績審査委員会を置くこと等とした。(第1 五条第五項及び第六項関係) 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行 選定方針の案の作成に関し、会員候補

- の他役員たるに適しないと認めるときは、 があるときのいずれかに該当するとき、そ 員が心身の故障のため職務の遂行に堪えな その役員を解任することができること等と いと認められるとき又は職務上の義務違反 した。(第二四条関係)
- び運営助言委員会 会員候補者選定委員会、 選定助言委員会及
- 務を行うこととした。(第二五条第一項関 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職
- 穴の③の規定による会員の候補者の選
- において「選定方針」という。)の案の作品の似に規定する選定方針(3)及び似
- 員の選任及び解任に関する事務のうち、 会員候補者選定委員会が行うこととされ 日本学術会議規則で定めるところにより ているもの イからハまでに掲げるもののほか、 穴の(5の規定による会員の解任の求め
- ら、総会が選任すること等とした。(第二五 定委員一〇人以上二〇人以内をもって組織 し、会員候補者選定委員は、会員のうちか 会員候補者選定委員会は、会員候補者選
- 選定方針で定める研究分野ごとに、分野別 査を行うため、会員候補者選定委員会に、
- の選定に関し、会員候補者選定委員会の 者選定委員会に対し、意見を述べること。 諮問に応じて意見を述べること。 イに掲げるもののほか、会員の候補者

- ること等とした。(第二六条第二項~第五項 見を有するもののうちから、総会が選任す 員その他内閣府令で定める者を除く。)で 成果の活用の状況に関し広い経験と高い識 しくは国民生活における学術に関する研究 を取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若 あって、学術に関する研究の動向及びこれ は、優れた研究又は業績を有する科学者(会 上七人以内をもって組織し、選定助言委員 選定助言委員会は、選定助言委員五人以
- うこととした。(第二七条第一項関係) 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行
- 員会の意見を聴かなければならない議案 の作成に関し、会長に対し、意見を述べ 八に規定する議案のうち、運営助言委
- 関し、会長の諮問に応じて意見を述べる イに掲げるもののほか、会長の職務に
- 委員は、会員その他内閣府令で定める者以 外の者であって、学術に関する研究の動向 以上一五人以内をもって組織し、運営助言 ちから、会長が任命すること等とした。(第 関し広い経験と高い識見を有するもののう る研究成果の活用の状況又は組織の経営に 産業若しくは国民生活における学術に関す 及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、 |七条第二項~第五項関係) 運営助言委員会は、運営助言委員一〇人
- 会員の選任及び解任
- ときは、その補欠の会員を選任することが 半数について行い、総会は、会員が欠けた できることとした。(第二八条関係) 会員の選任は、三年ごとに、その員数の
- の研究又は業績の内容及び選任した理由の 決議により行い、会議は、選任された会員 選定した会員の候補者のうちから、総会の 員の選任の過程を国民に明らかにするよう 公表その他の措置を講ずることにより、 会員の選任は、会員候補者選定委員会が 会

- 関する方針(以下この4)において「選定方 いこと等とした。(第三一条関係) 決定は、総会の決議によらなければならな ととした。また、選定方針の作成に関する 針」という。)を作成しなければならないこ 間に行われる補欠の会員の候補者の選定に 年以内に到来する会員の任期の末日までの 候補者の選定及び当該次の会員の選任後三 に、当該任期を満了する会員の次の会員の 会議は、会員の任期の末日の六月前まで
- た。(第三二条関係) の解任は、総会の決議により行うこととし きは、総会に対し、当該会員の解任を求め 関し著しく不適当な行為をしたと認めると を解任しなければならないこととし、会員 ることができること等とした。また、会員 候補者選定委員会は、会員が会議の業務に い者に該当するに至ったときは、当該会員 総会は、会員が会員となることができな
- を設けることとした。(第三三条~第三五条関役員等の責任及び義務について所要の規定 役員等の責任及び義務
- とした。(第三六条関係) ることとされているもののほか、総会の決議 によらなければならない事項を定めること等 会議の運営に関する重要事項の決定 この法律の他の規定により総会の決議によ
- 学術に関する重要事項を審議し、 その実

に掲げる業務を行うこととした。(第三七条関会議は、1の○の目的を達成するため、次

会議の業務

現を図ること。

(2)係する者の間における連携の確保及び強化 大学、研究機関、学会その他の学術に関

(3)

会員候補者選定委員会は、④に規定する

- その他の学術に関する研究を円滑に進める 学術に関する国民の関心及び理解の増進
- の交流に関する業務を行うこと。 学術に関する外国の団体及び国際団体と
- (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業
- た。(第三八条~第四 加入について所要の規定を設けることとし 諮問、勧告、協力の求め及び国際団体

中期的な活動計画等

ければならないこと等とした。(第四二条関 期的な活動計画を定め、又は変更したときは、 ばならないものとし、これを変更しようとす 日本学術会議評価委員会の意見を聴かなけれ 中期的な活動計画を定めようとするときは、 業年度についての会議の業務の運営に関する めるところにより、当該事業年度以後の六事 遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しな るときも、同様とすることとした。また、中 定めなければならないこととするとともに、 計画(以下「中期的な活動計画」という。)を 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定

年度計画

のとし、これを変更したときも、 定めるとともに、公表しなければならないも 活動計画に基づき、内閣府令で定めるところ により、その事業年度の活動に関する計画を こととした。(第四三条関係) 会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な 同様とする

各事業年度に係る業務の実績等に関する評

こととした。(第四四条関係) に関する評価等について所要の規定を設ける 会議の行う各事業年度に係る業務の実績等

- ための社会環境の整備を図ること。

中期的な活動計画

日本学術会議評価委員会

- くこととした。(第五一条第一項関係) 内閣府に、日本学術会議評価委員会を置
- 事務をつかさどることとした。(第五一条第 日本学術会議評価委員会は、次に掲げる
- 自己点検評価書に記載された自己点検 中期的な活動計画について、 及び会議に対し意見を述べること。
- 術に関する研究の動向及びこれを取り巻く 内閣府令で定める者以外の者であって、 議評価委員五人以上七人以内をもって組織 し、日本学術会議評価委員は、会員その他 学

- 表しなければならないこととした。(第五〇条 内容を内閣総理大臣に報告するとともに、 講じなければならないこととし、当該措置の 当該行為の是正その他の必要と認める措置を 閣総理大臣の求めがあったときは、速やかに ことができることとした。また、会議は、内 是正のため必要な措置を講ずることを求める ると認めるときは、会議に対し、当該行為の 為をし、又はこれらの行為をするおそれがあ くはこの法律若しくは他の法令に違反する行 以外の会員若しくは職員が、不正の行為若し 違法行為等の是正 内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員 公

- 日本学術会議評価委員会は、日本学術会 評価の方法及び結果について、調査審議 し意見を述べること。 会議に対

けることとした。(第四五条~第四八条関係) 財務及び会計 会議の財務及び会計について所要の規定を設

> 状況又は組織の経営に関し広い経験と高い 活における学術に関する研究成果の活用の 内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生

臣が任命すること等とした。(第五一条第三 識見を有するもののうちから、内閣総理大

報告及び検査

他の必要な物件を検査させることができるこ と等とした。(第四九条関係) ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立 の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告 必要があると認めるときは、会議に対し、そ 内閣総理大臣は、この法律を施行するため

財務及び会計に関する規定、人事管理に関す

会議について、役員及び職員に関する規定、

独立行政法人通則法の規定の準用

(第五五条~第五八条関係) 準用することとした。(第五二条関係) 罰則に関し所要の規定を設けることとした。 る規定その他の独立行政法人通則法の規定を

日本学術会議会員(国において「現会員」と 行日学法」という。)第七条第一項に規定する 以下この一及び二の2並びに内において「現 日本学術会議法(昭和二三年法律第一二一号。 条第六項の規定は、 いう。)である者については、現行日学法第七 定年に関する特例 公布の日から施行する規定の施行の際現に 適用しないこととした。

会員予定者の指名等

- るべき者(以下「会員予定者」という。)一 基づいて、この法律の施行の日(以下この (1)において「施行日」という。)に会員とな とした。(附則第三条関係) れた者は、施行日において、2の二の規定 により会員に選任されたものとみなすこと 一五人を指名し、会員予定者として指名さ 内閣総理大臣は、②の規定による推薦に
- ちから会員予定者の候補者を選定し、内閣 り、優れた研究又は業績がある科学者のう る日本学術会議をいう。)は、3の規定によ 府令で定めるところにより、内閣総理大臣 に推薦するものとすることとした。(附則第 現行日本学術会議(現行日学法に規定す
- 五条~第七条関係) 委員会、会員予定者の候補者の選考につい て所要の規定を設けることとした。(附則第 会員予定者の候補者の選定、候補者選考

ととした。(附則第一二条~第一七条関係)

成立時総会

けることとした。(附則第八条及び第九条関の指名、設立委員等について所要の規定を設会長の職務を行う者及び監事となるべき者 設立準備

会議の成立

と等とした。(附則第一〇条関係) 会議は、この法律の施行の時に成立するこ

承継会員に関する経過措置

きないこととした。(附則第一一条関係) た。また、承継会員は、再任されることがで 令和一一年九月三○日までとすることとし の国において「承継会員」という。)の任期は、 のとし、これにより会員となった者(以下こ 議の成立の日において、会議の会員となるも 会議の成立の際現に現会員である者は、

ての経過措置について所要の規定を設けるこ の適用に関する経過措置及び職員団体につい である者の引継ぎ、国家公務員退職手当法等 現行日学法第一六条第二項に規定する職員

3

職員の引継ぎ等

ることとした。(附則第二二条関係) ならないこととするほか、所要の規定を設け るため、成立後直ちに総会を開催しなければ の他会議の業務の開始に必要な事務を処理す 会議は、会長の選任、業務方法書の決定そ 4

経過措置等

定めることとした。 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を

置を講ずるものとすることとした。(附則第二 認めるときは、その結果に基づいて必要な措 況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると て、この法律の規定について、その施行の状 政府は、この法律の施行後六年を目途とし

日本学術会議法の廃止

号)は、廃止することとした。(附則第 日本学術会議法(昭和二三年法律第一二一 一八条

- することとした。(附則第二九条~第四○条関 関係法律について所要の改正を行うものと
- ○月一日から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、 令和八年

令の一部を改正する政令(政令第二一四号)(内◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政 閣府本府)

- 八年六月三〇日までとすることとした。(第 、年六月三○日までとすることとした。(第一条南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和
- 南スーダン国際平和協力隊が行う業務から、
- た。(第一条関係 析に係る国際平和協力業務を加えることとし 第三条第五号ネに掲げる業務のうち南スーダン における国際連合平和維持活動に係る情報の分 南スーダン国際平和協力隊が行う業務に、法
- た。 この政令は、公布の日から施行することとし

◇候補者選考委員会令(政令第二一五号)(内閣府

専門委員

- した。(第一条第一項関係) ときは、専門委員を置くことができることと に、専門の事項を調査させるため必要がある 候補者選考委員会(以下「委員会」という。)
- 長が任命することとした。(第一条第二項関 日学法」という。)第八条第一項に規定する会 和二三年法律第一二一号。6において「現行 験のある者のうちから、日本学術会議法(昭専門委員は、当該専門の事項に関し学識経

委員の任期等

任期は、令和八年九月三〇日までとすること とした。(第二条第一項関係) 候補者選考委員(以下「委員」という。)の

- (=)

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する 及び調整に係る国際平和協力業務を削ることと げる業務のうち人事及び教育訓練に関する企画 法律(以下「法」という。)第三条第五号ネに掲 した。(第一条関係)
- 長が指名することとした。(第四条第二項関
- 委員の互選により選任することとした。(第四 条第三項関係 部会に、部会長を置き、当該部会に属する
- とした。(第四条第四項関係) 部会長は、当該部会の事務を掌理すること
- する者が、その職務を代理することとした。 する委員のうちから部会長があらかじめ指名 (第四条第五項関係)

5

- 委員会は、委員の過半数が出席しなければ
- ころによることとした。(第五条第二項関係) 決し、可否同数のときは、委員長の決すると 委員会の議事は、出席した委員の過半数で

- されるものとすることとした。(第二条第二項 の事項に関する調査が終了したときは、 専門委員は、その者の任命に係る当該専門 解任
- した。(第二条第1 委員及び専門委員は、非常勤とすることと 三項関係

7

委員長

3

- り選任することとした。(第三条第一項関係) 委員会に、委員長を置き、委員の互選によ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す
- の指名する委員が、その職務を代理すること ることとした。(第三条第二項関係) 委員長に事故があるときは、あらかじめそ

二 この政令は、

した。

の効力を失うこととした。(附則第二項関係)

公布の日から施行することと

令和八年九月三〇日限り、

とした。(第三条第三項関係)

- 部会を置くことができることとした。(第四 を行うため、委員会の定めるところにより、 予定者の候補者の研究又は業績に関する審査 第七〇号)附則第三条第一項に規定する会員 委員会は、日本学術会議法(令和七年法律
- 第一項関係 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員

- 部会長に事故があるときは、当該部会に属

- した。(第五条第一項関係) 会議を開き、議決することができないことと
- ○及び□の規定は、部会の議事について準

用することとした。(第五条第三項関係)

庶務

た。(第六条関係) に規定する事務局において処理することとし 委員会の庶務は、現行日学法第一六条第一項

8

この政令に定めるもののほか、議事の手続そ

が委員会に諮って定めることとした。(第七条関 の他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

○この政令は、

附則

法 律

公布する 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律をここに

御

名

御 璽

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 芳正

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 七号)の一部を次のように改正する。 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十

5

第二条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

四)」に改める。 四項の認定の日までの間にあるものをいう。第五条及び第六条第一項において同じ。)」を加え、「こ 年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第第三条第一項中「教頭」の下に「並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四 の条」を「この項及び次項」に、「百分の四」を「百分の十(幼稚園の教育職員にあっては、百分の 第五条中「については、地方公務員法第五十八条第三項本文」を「(指導改善研修被認定者を除く。)

に改め、「と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するもの」を削り、同条に次の一項を加についての地方公務員法第五十八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項本文」 2

の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは「、 るのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と読み替えて同条第一項から第三項まで 法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあ は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年 者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣 労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する ある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその は「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがとあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるの あるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」 きは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」と においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたと る労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合項中「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織す指導改善研修被認定者についての地方公務員法第五十八条第三項の規定の適用については、同 二条の三の二、第三十二条の五、第三十六条」とする。 第三十 第

令和 **7** 年 **6** 月 **18** 日

水曜日

第六条第一項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

の下に「及び同条第一項」を加える 同条第一項中「措置」の下に「(次条において「業務量管理・健康確保措置」という。)」を、「次項」 第七条の見出し中 「教育職員の業務量の適切な管理等」を「業務量管理・健康確保措置」に改め

本則に次の一条を加える。

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管 理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)を 定めるものとする。

- 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 業務量管理・健康確保措置の内容
- その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項
- るものとする。 これを公表するとともに、総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十 年法律第百六十二号)第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。)に報告す 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
- 計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施
- 附則第二項を次のように改める。 織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。)の策定 指定都市を除く。)の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画(地方教育行政の組 及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。 都道府県の教育委員会は、市町村(特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項
- 2 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」 とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

(学校教育法の一部改正)

一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

ときは教諭を、それぞれ」に改め、同条第十一項を次のように改める。 頭を、主務教諭(第十二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により置かれるものを除く。)を置く 第二十七条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同条第三項中「、教頭を」を「教

掲げる職員を置くことができる。 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項及び第九項の規定にかかわらず、 次に

- の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭 園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務
- に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭 幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼稚園の教育活動
- 第二十七条第八項の次に次の一項を加える。

他の職員間における総合的な調整を行う。 主務教諭は、幼児の保育をつかさどり、 及び命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その

第二十八条中 「第十二項から第十七項まで」を「第十三項から第十八項まで」に改める

8

の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を 命を受けて校務

第三十七条第十項の次に次の一項を加える。 に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭 児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該小学校の教育活動

他の職員間における総合的な調整を行う。 主務教諭は、児童の教育をつかさどり、 及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その

第四十二条に次の一項を加える

適合するものとなるようにしなければならない。 公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たつては、当該措置が、当該地方 (昭和四十六年法律第七十七号)第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に

頭を、主務教諭(第六十二条において準用する第三十七条第二十項(第二号に係る部分に限る。)の第六十条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同条第三項中「、教頭を」を「教 定により置かれるものを除く。)を置くときは教諭を、それぞれ」に改める。

定により置かれるものを除く。)を置くときは教諭を」を、「主幹教諭」の下に「又は主務教諭」を加「、主務教諭(次条第一項において準用する第三十七条第二十項(第二号に係る部分に限る。)の規第六十九条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」の下に 第六十二条中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。

第百十四条及び第百二十三条中 第七十条第一項中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。 第百三十三条第一項中「第四十二条」を 「第三十七条第十四項」を「第三十七条第十五項」に改める。 「第四十二条第一項」に、「同項中」を「第十三条第 一項

三条及び第四十四条」に改める。 第百三十四条第二項中「及び第四十二条から第四十四条まで」を「、第四十二条第一項、 第四十

水曜日

二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正す(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

を「時間外勤務手当(」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 第一条中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」 和四十六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、」を加える。 一条中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則第三項中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

令和 **7** 年 6 月 18 日

(教育公務員特例法の一部改正)

難性その他の事情を考慮して」に改める。 主務栄養教諭を含む。以下同じ。)」を、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加える。 いう。以下この項において同じ。)に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困 これらの者が分掌する校務類型(文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類を 第二条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭(幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び1条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。 第十三条第二項中「これらの」を「前項に規定する」に、「するものとし、その内容は」を「して、

> る主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加える 第二十三条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさど

を有し、その」を削る。 いう」に、「教諭等に」を て、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものを かさどる主務教諭を除く。)、主務保育教諭及び教諭等のうち、」に、「を除く」を「以外のものであつ 第二十四条第一項中「教諭等(」を「中堅教諭等(主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつ 「中堅教諭等に」に改め、「公立の小学校等における教育に関し相当の経験

務保育教諭」を加え、「主幹教諭又は」を「主幹教諭若しくは主務教諭又は」に改める。 指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同項第一号中「指導教諭」の下に「、主務教諭 (養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「、主 第二十六条第一項中「主幹教諭、指導教諭」の下に「、主務教諭」を、「栄養教諭、主幹保育教諭、

に改める。 諭等について」を「中堅教諭等について」に改め、同条第二項中「教諭等に」を「中堅教諭等に」 いて同じ。)」に、「第二十四条第一項」を「同項」に、「同条第一項」を「第二十四条第一項」に、「教 等」を「幼稚園等の中堅教論等(第二十四条第一項に規定する中堅教論等をいう。以下この条にお 附則第六条の見出し中「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改め、同条第一項中「幼稚園等の教諭

(教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する

主務栄養教諭を含む。以下同じ。)」を、「指導保育教論」の下に「、主務保育教論」を加える。 第三条第二項中「及び指導教諭」を「、指導教諭及び主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理を 第二条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭(幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び

項から第五項までの規定中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。 つかさどる主務教諭を除く。)」に、「主幹教諭に」を「主幹教諭及び主務教諭に」に改め、同条第三

かさどる主務教諭を除く。)」に、「主幹教諭に」を「主幹教諭及び主務教諭に」に改める。 第十六条の五、第十七条の二及び第十七条の三並びに附則第二項中「指導教諭」の下に「、 第九条の二中「及び指導教諭」を「、指導教諭及び主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつ

附則第十四項中「主幹教諭」の下に「若しくは主務教諭」を加える。

つかさどる主務教諭を除く。)」を加える。 附則第十五項及び第十六項中「指導教諭」の下に「、主務教諭 (養護又は栄養の指導及び管理を

附則第十七項中 |主幹教諭| の下に「及び主務教諭」を加える

務教諭を除く。)」を加える。 附則第十九項中「指導教諭」 の下に「、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主

主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」 別表第三第三欄中「指導教諭」の下に「、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる を加える

主務教諭」を加える。 別表第六第三欄及び同表備考第四号並びに別表第六の二第三欄中「主幹教諭」 の下に 「若しくは

主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」 別表第八第三欄中「指導教諭」の下に「、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる を加える。

(学校図書館法の一部改正)

第六条 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。 第五条第一項中「掌らせる」を「つかさどらせる」に改め、 主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を加える 同条第二項中「指導教諭」

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の (高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

以下この条において同じ。)」に改め、同条第一号中「及び」を「、主務教諭(本務として定時制教 以下この条において同じ。)、指導教諭、主務教諭(栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。 育又は通信教育に従事する者に限る。)及び」に改める。 第五条中「主幹教論、指導教論」を「主幹教論(栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。

商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に (義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法及び農業、水産、工業又は

一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百第八条 次に掲げる法律の規定中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第百四十五号)第二条及び第三条第 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第九条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号 一部を次のように改正する。

主務栄養教諭を含む。)」を、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を、「つかさどる主幹教諭」 の下に「及び主務教諭」を加える。 第二条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭(幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の ように改正する。 一部を次の

量管理・健康確保措置の実施」を加える。 育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項に規定する業務 第四十七条の四第一項中「第三十七条第十四項」を「第三十七条第十五項」に改める。 第四十七条の五第四項中「編成」の下に「、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第 百十六号)の一部を次のように改正する。

水曜日

第七条第一項及び第三項中「指導教諭」の下に「、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつ 第二条第三項中 「指導教諭」の下に「、主務教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に 「及び主務

第八条中「、養護教諭及び」を「及び主務教諭、養護教諭並びに」に改める。

かさどる主務教諭を除く。)」を加える。

第八条の二中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。 第十一条第二項中「指導教論」の下に「、主務教論(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる

主務教諭を除く。)」を加える。 第十七条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八 十八号)の 一部を次のように改正する

9 除く。以下同じ。)、指導教諭、主務教諭(栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。)」 「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭(栄養の指導及び管理をつかさどるものを

> 第九条第一項中 「指導教諭」 の下に「、主務教諭(養護をつかさどる主務教諭を除く。)」を加え

一部を次

第二十三条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。第十条中「、養護教諭及び」を「及び主務教諭、養護教諭並びに」 「及び主務教諭、養護教諭並びに」 に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部 [改正]

第十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法 律第七十七号)の一部を次のように改正する。

とし、第十四項から第十八項までを四項ずつ繰り下げ、第十三項を第十六項とし、同項の次に次の務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を加え、同条中第十九項を第二十三項第十四条第二項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「、主 項を加える。

認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行 主務栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型

第十四条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。 主務養護教諭は、園児の養護をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の

第十四条中第十項を第十二項とし、第九項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える 教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

次の一項を加える 九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に 11 ども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。 第十四条第八項中「第十一項及び第十三項」を「第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第 主務保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こ

を加える。 教諭」の下に「、主務養護教諭」を加え、同条第三項中「主幹栄養教諭」 3 第十五条第一項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、 第一項の規定にかかわらず、主務保育教諭を置くときは、保育教諭を置かないことができる。 同条第二項中「主幹養護 の下に「、主務栄養教諭」

第三十二条中「第十一項の」を「第十二項の」に、「第十一項中」・第二十六条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

「第十二項の」に、「第十一項中」を 「第十二項第一号中」に改め

諭」を加える。 び第四号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教 第四十条第一号及び第二号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同条第三号及

(就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

第十四条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正す る法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

提供の推進に関する法律」に改め、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加える。 (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第五条第一項中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

0)

第十五条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 一部改正)

改正する法律附則第五条第一項の改正規定及び附則第一条第一号中「指導保育教諭」の下に 法律(令和六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。 第二条のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を 主

務保育教諭」

官 報 令和 **7** 年 6 月 18 日 水曜日 (号外第 134 号) (政府の措置) 附 則

法律の一部改正) (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する | 2

第十六条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に 関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

の下に「、主務栄養教諭」を加える。 教諭」の下に「、主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭 第二条第四項第一号ロ中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同項第三号ロ中「指導保育

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。 に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

附則第三条から第五条までの規定 公布の日

項の改正規定に限る。)並びに次条並びに附則第六条及び第七条の規定 令和八年一月一日 導改善研修被認定者、」を加える部分に限る。)及び第四条の規定(教育公務員特例法第十三条第二 育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する指 職員給与負担法第一条の改正規定中「時間外勤務手当(」の下に「公立の義務教育諸学校等の教 給特法本則に一条を加える改正規定を除く。次条において同じ。)、第三条の規定(市町村立学校 法」という。)第二条第二項の改正規定、給特法第七条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに 第一条の規定(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特

第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であって第二号施行日の前日までに同条第四項の認第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に教育公務員特例法 四項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の給特法(附則第六条において「第二号 勤務手当の支給並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第三項及び第 職調整額並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による時間外勤務手当及び休日 新給特法」という。)第三条第一項及び第二項並びに第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によ 定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する給特法の規定による教

第三条 政府は、 限る。)による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条 次に掲げる措置を講ずるものとする。 において同じ。)について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし 務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教育職員(第一条の規定(給特法第二条第二項の改正規定に 令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等

(給特法第二条第一項に規定する義

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること
- 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
- 準を改定すること 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
- 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと、
- 要な措置 前各号に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必

- 時間として給特法第七条第一項に規定する指針で定める時間をいう。 前項の「一箇月時間外在校等時間」とは、第一号に掲げる時間から第二号に掲げる時間を除いた
- 一箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時
- 年法律第三十三号)第十五条の規定に相当する条例の規定による代休日が指定された場合におけ一 給特法第六条第三項各号に掲げる日(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六
- 学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引第四条 政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の同 る正規の勤務時間をいう。 る同項各号に掲げる日を除く。)以外の日における正規の勤務時間(給特法第六条第一項に規定す

き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、 の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、 職員の服務を監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに いう。)が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育 実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員(以下この条において「公立学校の管理職員」と 公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を そ

第六条 政府は、第二号施行日以後二年を目途として、公立の義務教育諸学校等(幼稚園を除く。)の 教育職員(第二号新給特法第三条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)の勤務の状況につ に基づいて、第二号新給特法附則第二項の規定により読み替えて適用する第二号新給特法第三条第 の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果 に給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、当該教育職員 いて調査を行い、その結果に基づく勤労環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並び 一項に規定する教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、公立の幼稚園の教育職員については、給特法に定める給与その他の勤務条件に関す いて必要な措置を講ずるものとする。園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、 与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども 基づいて同法附則第二条の二に規定する処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑 も園をいう。以下同じ。)の職員と同様に子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こど 条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。)及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関 る特例の適用を受けるとともに、保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九 公立の幼稚園の教育職員の処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給 その結果に基づ

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 芳正

文部科学大臣 俊子

に公布する。 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律をここ

名 御 璽

御

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正

法律第六十九号

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律 一部を

第一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)の 次のように改正する。 題名を次のように改める。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取

4

目次を次のように改める。

引の適正化に関する法律

第一章 総則 (第一条—第四

一章 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措

第 一節 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する 基本的な方針(第五条

節 安定取引関係確立事業活動計画等(第六条—第十条)

第

第四節 三節 連携支援計画(第十一条・第十二条)

第一款 中小企業等経営強化法の特例(第十三条)

第二款 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務(第十四条)

株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係確立事業活動等促進業務 条・第十六条) (第十 \mathcal{F}_{1}

第四款 産業競争力強化法の特例(第十七条)

財産の処分の制限に係る承認の手続の特例 (第十八条

食品等持続的供給推進機構(第二十二条—第三十二 雑則 (第十九条—第二十一条)

一条

第一節 食品等の取引の適正化のための措置 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針(第三十三

食品等取引実態調査等(第三十四条・第三十五条)

水曜日

第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置

第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等(第三十六条―第四十条)

第二款 指定飲食料品等に係る措置 (第四十一条—第五十一条)

第四節 公正取引委員会への通知(第五十二条)

第五節 雑則 (第五十三条)

第四章 雑則 (第五十四条・第五十五条)

罰則 (第五十六条—第五十八条)

令和7年6月18日

食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、」を「食 品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び」に、 同じ。)において」に、「食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び 十一年法律第百六号)第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において 「を図るため、 第一条中「食品等の流通が」を「食品等事業者が食料システム(食料・農業・農村基本法(平成 農林水産大臣による調査の実施その他」を「のため」に、「食品流通業」を 「食品産

第二条第二項及び第三項を次のように改める

- 2 この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、 をいう。 加工、 流通又は販売の事業を行う者
- 3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織 第二条第四項中「食品等の」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加えする団体(これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。)をいう。
- 併等の措置」という。)を含む。)をいう。 の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置(以下「合安定的な取引関係の確立を図るもの(当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併、会社 当該食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の この法律において「安定取引関係確立事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であって、
- 5 この法律において「流通合理化事業活動」とは、食品等事業者が食品等の流通の効率化、 研究開発及び合併等の措置を含む。)をいう。 費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動(当該事業活動と併せて行う技術の管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経
- 動(当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。)をいう。 する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減、この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、食品等事業者が地球温暖化対策の推進に関 定する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第二項に規
- 配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図るもの(当該事業活動と併せて環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に 行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。)をいう。 この法律において「消費者選択支援事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であって、
- 進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等(安定取引関係確立事業活研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促8 この法律において「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する 動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。)動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。)進、資金の融通の円滑化、 研修その他の安定取引関係確立事業活動等(安定耶弓関係確立事業活 第二条に次の一項を加える。 に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う当該事業をいう。
- たものに限る。)をいう。 使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、 この法律において「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として 若しくは加工し

第三十四条を削る。

プロ・デースの関係を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律のにつきその団体を代表するほか、団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為以下この条において同じ。)の」に改め、同条に次の一項を加える。第三十三条中「法人の」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第三十三条中「法人の」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。 規定を準用する。

第三十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中第三十三条を第五十八条とする。

第五十六条 第三十条中「地方農政局長」を「地方支へ第四章中第三十一条を第五十五条とする。 第五十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、 五十万円以下の罰金に処する。

「地方支分部局の長」に改め、 同条を第五十四条とする

第二十九条の見出しを削り、 第三章中同条を第五十二条とし、同条の次に次の一節を加える。

ければならない。 に関して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する国民の協力を求めるよう努めな五十三条 国は、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策

・流通」を「食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針「食品等取引実態調査」に、「食品等流通事業者」を「食品等事業者及び農林漁業者」に、「食品等第二十八条の見出しを「(食品等取引実態調査に基づく措置)」に改め、同条中「食品等流通調査」 食品等の取引」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等

(飲食料品等事業者等の努力義務)

者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければな三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業

該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされ取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当 た場合には、誠実に当該協議に応ずること。

(飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項) に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給

飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、

2 これらの事情の変動に応じて必要な改定をする500~1~5。通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、

3 うとするときは、 農林水産大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしよ 公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くも

(指導及び助言)

第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を とができる。 る判断の基準となるべき事項を勘案して、 確保するため必要があると認めるときは、 当該措置の実施について必要な指導及び助言をするこ 当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定す

(勧告及び公表)

水曜日

と認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべ状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する き旨の勧告をすることができる

その旨を公表することができる。 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、

令和 **7** 年 **6** 月 **18** 日

飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させるに対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等 ことができる

前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人に提示しな

3 第一項の規定による立入検査の権限は、ければならない。 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

款 指定飲食料品等に係る措

(指定飲食料品等の指定)

第四十一条農林水産大臣は、 ずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買 こと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われ 令で指定することができる。 その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、 飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやす 農林水産省

体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。 及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会

(認定指標作成等団体) 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する

3

2

第四十二条 構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であって、第四項各号に掲げる要件に適 をした飲食料品等(以下「指定飲食料品等」という。)ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等 を行う者として認定することができる。 合すると認められるものを、その申請により、 事業者等(以下 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、 「指定飲食料品等事業者等」という。)又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる 次に掲げる業務(以下「指標作成等業務」という。) 前条第一項の規定による指定

の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料 の収集並びに当該指標の公表 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてそ

定飲食料品等事業者等、 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指 一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情

提出しなければならない。 るところにより、次に掲げる事項を記載した申請書 前項の規定による認定を受けようとする者(以下 「申請者」という。)は、農林水産省令で定め (以下「申請書」という。)を農林水産大臣に

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等
- 指標作成等業務の運営体制に関する事項
- 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

兀

申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項

という。)を添付しなければならない。 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程 (以下この款において |業務規程|

4 げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする 農林水産大臣は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る申請者について次に掲

申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

- 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと
- 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること

1 けるその持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引にお

- 流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表するなっている団体 (申請者を除く。)であって、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、 なっている団体(申請者を除く。)であって、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者と第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指
- 指標作成等業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するもの
- 農林水産省令で定める要件に適合するものであること。 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして
- ついて各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かろにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階に なければならない 農林水産大臣は、 第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるとこ
- 農林水産大臣は、 第一項の規定による認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しな
- その旨を公示しなければならない。 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより (欠格事由)
- 第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 前条第一項の規定による認定を受けることがで
- 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。 以下この条において同
- 一 第四十九条第一項の規定により前条第一項の規定による認定を取り消され、り、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの 取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ代表者又は管理人を含む。第四号及び第五十条において同じ。)がこの法律その他飲食料品等の一 その法人又はその業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの その取消しの日
- の取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの1 第四十九条第一項の規定による前条第一項の規定による認定の取消しの日前三十日以内にそ から二年を経過しない法人
- がその業務を行う役員となっている法人
- は、同条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる事項又は業務規程の変更(農林水第四十四条 第四十二条第一項の規定による認定を受けた者(以下「認定指標作成等団体」という。) 農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。 産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、
- 第四十二条第二項から第七項までの規定は、第の旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞なく、 そ
- 第一項の変更の認定について準用する
- 止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出な第四十五条 認定指標作成等団体は、その認定に係る指定飲食料品等について指標作成等業務を廃 ければならない。
- (必要な協力の要請)
- の認定に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等その他当該指定飲食料品等ごとに農林水 認定指標作成等団体は、指標作成等業務を行うために必要があると認めるときは、そ
- 2 り協力を求められたときは、 産省令で定める関係者に対し、必要な協力を求めることができる。 前項に規定する指定飲食料品等事業者等及び農林水産省令で定める関係者は、 その求めに応ずるよう努めるものとする。 同項の規定によ

- 第四十七条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体に対し、 を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。 指標作成等業務の適正かつ確実な運営
- 第四十八条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体の指標作成等業務の運営に関し改善が必要であ ると認めるときは、当該認定指標作成等団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命 ずることができる。
- 第四十九条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体が次の各号のいずれかに該当するときは、
- 認定を取り消すことができる
- 第四十二条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。 第四十三条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。
- む。)を受けたことが判明したとき。 不正の手段により第四十二条第一項の規定による認定(第四十四条第一項の変更の認定を含
- くて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は正当な理由がな

四

- 五 この法律若しくは第四十三条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令 又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 第四十二条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。
- 第五十条 認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 項第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 第四十二条第一

(報告及び検査)

- 第五十一条 農林水産大臣は、指標作成等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、 認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、 件を検査させることができる。 認定指標作成等団体の事務所に立ち入り、指標作成等業務の状況若しくは帳簿、 書類その他の物
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 ければならない。 関係者に提示しな
- 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

第四節 公正取引委員会への通知

3

- 中同条の前に次の一節及び節名を加える。中「食品等流通事業者」を「食品等事業者、 取引実態調査」に、「流通に」を「取引の現況に」に改め、同条第三項中「食品等流通調査」を「食 品等取引実態調査」に、「食品等流通事業者」を「食品等事業者、農林漁業者」に改め、同条第四 に関する調査(以下「食品等取引実態調査」に改め、同条第二項中「食品等流通調査」を「食品等 する調査(以下「食品等流通調査」を「、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態 第二十七条の見出しを「(食品等取引実態調査)」に改め、同条第一項中「その他食品等の流通に関 農林漁業者」に改め、 同条を第三十四条とし、 第三章 項
- 第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針
- 第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関 する基本的な方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義に関する事項 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事

四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増三 第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等に係る措置に関する事項

互 その也食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的

カーその他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

- を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。3 この章において「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長(当更するものとする。 単株水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変
- 政策審議会の意見を聴くものとする。 該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関)に協議し、かつ、食料・農業・農村
- 6 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第四項の規定によりこれを変更し

第二節 食品等取引実態調査等

同条を第三十二条とする。 二十六条第二項」に改め、同条第三号中「第二十二条」を「第二十八条」に改め、第二章第四節中一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条第二項」を「第二十四条第第二十六条第一号中「第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項」を「第二十四条第

条を第三十条とする。 第二十四条中「第十七条各号」を「第二十三条各号」に、「促進機構」を「推進機構」に改め、同

め、同条を第二十九条とする。 第二十三条第一項中「第十七条各号」を「第二十三条各号」に、「促進機構」を「推進機構」に改

官

第二十一条中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十七条とする。第二十二条中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十八条とする。

「規程(以下」の下に「この節において」を加え、同条を第二十五条とする。第十九条第一項中「促進機構は、第十七条第一号」を「推進機構は、第二十三条第一号」に改め第二十条中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十六条とする。

水曜日

第十八条第一項中「促進機構」を「推進機構」に改め、同条を第二十四条とする。

令和 **7** 年 6 月 18 日

同条を第二十二条とする。十一条」に、「促進機構」を「推進機構」に改め、同条第三項中「促進機構」を「推進機構」に改め、十一条」に、「促進機構」を「推進機構」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第三を「食品等持続的供給推進機構(以下「推進機構」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第三めの食品等事業者による事業活動を推進する」に、「食品等流通合理化促進機構(以下「促進機構」めの食品等事業者による事業活動を推進する」に、「食品等流通合理化促進機構(以下「促進機構」がの食品等事業者による事業活動を推進する」を「食品等の持続的な供給を実現するた第十六条第一項中「食品等の流通の合理化を促進する」を「食品等の持続的な供給を実現するた

第二章第四節の節名を削る。

第二章第三節第三款中同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名を付する。は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業」に改め、第十五条中「認定事業者に対し、食品等流通合理化事業」を「認定安定取引関係確立事業者等又

第五節 食品等持続的供給推進機構

認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業」に改め、同条を第二十条とする。十三条第二号において「認定安定取引関係確立事業者等」という。)又は認定連携支援事業者に対し、定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者若しくは認定消費者選択支援事業者(次条及び第二第十四条中「認定事業者に対し、食品等流通合理化事業」を「認定安定取引関係確立事業者、認

定連携支援事業」という。)」に改め、同条を第十九条とする。 定要定取引関係確立事業活動等」という。)又は第十一条第一項の認定に係る連携支援事業活動に係る環境負荷低減事業活動若しくは第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動(以下「認定を定取引関係確立事業活動、第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動、第九条第一項の認定第十三条中「認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業」を「第六条第一項の認定に係る流通合理化事業」を「第六条第一項の認定に係る

第二章第三節中第三款を第六款とし、第二款を削る。

め、第二章第三節第一款中同条を第十六条とし、同条の次に次の二款を加える。認定に係る流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通合理化事業」を「流通合理化事業活動」に改第八条第一項中「認定事業者」を「認定流通合理化事業者」に、「認定計画」を「第八条第一項の

第四款 産業競争力強化法の特例

十七条 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者がその安定取引関係確立事業活動計画(第六条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定での認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定業活動計画(第六条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一次の5第百五十八条までの規定を適用する。

3

5 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動計画
方 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動計画

第五款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。 第一項の認定又は第十二条第一項の規定による変更の認定を受けたことをもって、補助金等適正第一項の認定又は第十二条第一項の規定による変更の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法のに限る。)に従って連携支援事業を行う場合においては、当該認定連携支援事業者が同条第十八条 認定連携支援事業者が認定連携支援計画 (第十一条第三項に規定する事項が記載されて

を超えるもの」を加え、同項各号を次のように改める。るために必要なものであり、かつ、」を削り、「とするもの」の下に「であって、その償還期限が十年第七条第一項中「認定事業者であって」及び「認定計画に従って食品等流通合理化事業を実施す

- 安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金う。以下同じ。)に限る。) 第六条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画に従って一 認定安定取引関係確立事業者(中小企業者(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をい
- 動計画に従って流通合理化事業活動を実施するために必要な資金 一 認定流通合理化事業者(中小企業者に限る。) 第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活 多定耶弓関係確立事業活動を実放するために必要な資金
- 業活動計画に従って環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金三 認定環境負荷低減事業者(中小企業者に限る。) 第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事
- 援事業活動計画に従って消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金四、認定消費者選択支援事業者(中小企業者に限る。)第十条第一項の認定に係る消費者選択支

給法第十五条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

総法第十五条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

総法第十五条第一項」に改め、同条を第十五条第一項」を「食品等持続的供給法第十条第一項」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等流通法」を「食品等方式で規定中「食品等を「第十五条第一項」に改め、同表第十八条及び第五十九条第一項」に改め、同表第一項」に改め、同表第十八条及び第五十九条第一項」に改め、同表第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の項から別表第二項」を「食品等方法」に改め、同表第六十四条第一項第六条の項から別表第二条の項を記述される。

第二章第三節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第六条の見出しを「(安定取引関係確立事業活動計画の変更等)」に改め、同条第一項中「食品等流のように改める。

定は当該認定及び前項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。 前条第五項から第九項までの規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第十項の規

(流通合理化事業活動計画の認定等)(流通合理化事業活動計画の認定等)開条の次に次の三条、一節、節名、二款及び款名を加える。

流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。より、単独で又は共同して、流通合理化事業活動の実施に関する計画(以下「流通合理化事業活入条、流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところに、

- 流通合理化事業活動の目標
- 流通合理化事業活動の内容及び実施時期
- 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 進に寄与する程度 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増
- 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。
- 該イからハまでに定める事項第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当
- 経営力向上
 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項
- 用の内容に関する事項設備等」という。)の利用 当該流通合理化設備等の種類その他の当該流通合理化設備等の利設備等」という。)の利用 当該流通合理化設備等の種類その他の当該流通合理化設備等の利る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「流通合理化」研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち流通合理化事業活動に係
- → 計畫・計畫・ 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定すれ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定す
- の保有する流通合理化設備等を利用する場合における前号口に定める事項 一 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構る措置に関する事項
- 次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該流通合理化事業活動計画が
- と見込まれるものであること。 七項において読み替えて準用する前条第二項及び第十九条において同じ。)が確実に実施される出項において読み替えて準用する前条第二項及び第十九条において同じ。)が確実に実施される 第当該流通合理化事業活動計画に係る流通合理化事業活動(第三項に規定する措置を含む。第基本方針に照らし適切なものであること。
- 益の増進に寄与するものであること。開拓に相当程度資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利用拓に相当程度資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利 当該流通合理化事業活動の実施が食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の
- 場合に該当すること。 容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる。 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内
- 合に該当すること。 合に該当すること。 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内当該流通合理化事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内
- 中「第四項第一号口」とあるのは「第八条第四項第一号口」と読み替えるものとする。中「第四項第一号口」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同条第十項通合理化事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「流、第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、

第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項とあるのは「前条第六項から第九項まで及び次条第五項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第 項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるの 定流通合理化事業者」という。)について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三 (環境負荷低減事業活動計画の認定等) 前条の規定は、流通合理化事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者 「次条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」

第九条 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところ 事業活動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることがで により、単独で又は共同して、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(以下「環境負荷低減

環境負荷低減事業活動計画においては、 環境負荷低減事業活動の目標 次に掲げる事項を記載しなければならない。

環境負荷低減事業活動の内容及び実施時期

増進に寄与する程度 環境負荷低減事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動の促進に資するもの研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用(当該環境負荷低減事業活動に係る技術の業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動に係る技術の。環境負荷低減事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であって、当該環境負荷低減事 に限る。) に関する事項を含めることができる。

環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 該イから二までに定める事項 第二項各号に掲げる事項として、次のイから二までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当

低減設備等」という。)の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「環境負荷 備等の利用の内容に関する事項 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に 経営力向上
中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項

事業適応 同法第二十一条の二十二第三項各号に掲げる事項 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減

水曜日

る措置に関する事項 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定す

農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該環境負荷低減事業活動計画 の保有する環境負荷低減設備等を利用する場合における前号口に定める事項 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構

が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 第八項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。)が確実に実施さ 基本方針に照らし適切なものであること。 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動(第三項に規定する措置を含む

令和 **7** 年 **6** 月 **18** 日

であること。 とを通じて、 の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資するこ 当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するもの 加工、流通又は販売に関する技術水準並びに

れると見込まれるものであること。

内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができ 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その

ができる場合に該当すること。 内容が産業競争力強化法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすること 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その

場合に該当すること。 内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号二に定める事項が記載されているときは、その

当すると認めるときは、その同意をするものとする。 項が同法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該 長を含む。)に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事 る大臣(同法第百四十八条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分部局の 記載されているときは、当該事項について、産業競争力強化法第百四十七条第一項第七号に定め に第四項第一号ハに定める事項 (農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。)が 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該環境負荷低減事業活動計

項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。 号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号ニ」と、同条第十 境負荷低減事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第九条第四項第一 同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「環 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、

第四項第一号ニ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九条第四項第一号ロ」ととあるのは「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第九条 読み替えるものとする。 十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」 九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで並びに第九条第五項及び第六項」と、「同条第 あるのは「第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第 条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」と 「認定環境負荷低減事業者」という。)について準用する。この場合において、同条第二項中「前 第七条の規定は、環境負荷低減事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者(以下

(消費者選択支援事業活動計画の認定等)

第十条 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるとこ 択支援事業活動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けるこ ろにより、単独で又は共同して、消費者選択支援事業活動の実施に関する計画(以下「消費者選

消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない

消費者選択支援事業活動の目標

消費者選択支援事業活動の内容及び実施時期

四 の増進に寄与する程度 消費者選択支援事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益 消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動の促進に 技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用(当該消費者選択支援 援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動に係る 資するものに限る。) に関する事項を含めることができる 消費者選択支援事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であって、当該消費者選択支

- 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 該イからハまでに定める事項 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、 それぞれ当
- 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち消費者選択支援事業活動 経営力向上
 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項
- 択支援設備等の利用の内容に関する事項 選択支援設備等」という。)の利用 当該消費者選択支援設備等の種類その他の当該消費者選 に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの(以下 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定す 「消費者
- る措置に関する事項
- の保有する消費者選択支援設備等を利用する場合における前号口に定める事項 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構
- 5 画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、 基本方針に照らし適切なものであること。 当該消費者選択支援事業活動計
- 含む。第七項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。)が確実に 実施されると見込まれるものであること。 当該消費者選択支援事業活動計画に係る消費者選択支援事業活動(第三項に規定する措置を
- じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものである を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等の選択に資することを通 の他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法 当該消費者選択支援事業活動が、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等そ
- きる場合に該当すること。 の内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることがで 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、そ
- の内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができ る場合に該当すること。 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、 そ
- 十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。 費者選択支援事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第十条第四項第 同条第六項及び第八項から第十項までの規定中 「安定取引関係確立事業活動計画」 とあるのは 「消 号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第十条第四項第一号ハ」と、同条第 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、
- 号ハ」と、同条第十項中 るのは「前条第十項」と、 とあるのは「第十条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から 下「認定消費者選択支援事業者」という。)について準用する。この場合において、同条第二項中 前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」 「第十条第四項第一号イ」と、同条第九項中 「第四項第一号ハ」とあるのは 「第十条第四項第 消費者選択支援事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者(以 「第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替える 「前条第六項から第九項まで及び第十条第五項」と、「同条第十項」とあ 同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは

連携支援計画

- 臣に提出して、その認定を受けることができる。 連携支援事業の実施に関する計画(以下「連携支援計画」という。)を作成し、これを農林水産大 連携支援事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、共同して、
- 連携支援計画においては、 次に掲げる事項を記載しなければならない
- 連携支援事業の目標
- 連携支援事業の内容及び実施時期
- 法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、じ。)の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等適正化おいて「補助金等適正化法」という。)第二十二条に規定する財産をいう。以下この項において同 貸し付け、又は担保に供することをいう。)に関する事項を記載することができる。 る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下この項及び第十八条に 連携支援計画においては、連携支援事業の実施に当たっての補助金等交付財産(補助金等に係) 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項
- 政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。 支援計画に前項に規定する事項の記載がある場合にあっては、あらかじめ当該事項に係る関係行 いずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。ただし、 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該連携支援計画が次の各号の《し付け、又は担保に供することをしょうに関する『リュー』
- 基本方針に照らし適切なものであること。
- 当該連携支援計画に係る連携支援事業が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 第十二条 ばならない。は、当該認定に係る連携支援計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなけれは、当該認定に係る連携支援計画につき前条第一項の認定を受けた者(以下「認定連携支援事業者」という。)
- いう。)に従って連携支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができよる変更の認定があったときは、その変更後のもの。第十八条において「認定連携支援計画」と2 農林水産大臣は、認定連携支援事業者が前条第一項の認定に係る連携支援計画(前項の規定に
- 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第四節 支援措置等

中小企業等経営強化法の特例

- 八条第二項、第十九条、第二十三条、第二十九条、第七十条第三項及び第七項、第七十一条第二認定(同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。)があったものとみなして、同法第十 第二条第六項に規定する特定事業者等に該当するものに限る。)が次の各号に掲げる計画につきそ『十三条 安定取引関係確立事業活動等を実施しようとする食品等事業者(中小企業等経営強化法 れぞれ当該各号に定める認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する同法第十七条第一項の
- に限る。) 同条第一項の認定(第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。) 安定取引関係確立事業活動計画(第六条第四項第一号イに定める事項が記載されているもの 第七十三条第四項、第七十五条第一項並びに第七十六条の規定を適用する。
- を含む。以下同じ。) に限る。) る。) 同条第一項の認定(同条第七項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定 流通合理化事業活動計画(第八条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限
- る。) 同条第一項の認定(同条第八項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定三 環境負荷低減事業活動計画(第九条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限 を含む。以下同じ。)
- 限る。) 同条第一項の認定 定を含む。以下同じ。) 消費者選択支援事業活動計画(第十条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに (同条第七項において準用する第七条第一項の規定による変更の認

研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務

第十四条 同条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動に関するものに限る。) に供する業務を行うこ |号に掲げる者を含む。第五項において同じ。)の利用 (当該認定安定取引関係確立事業者が行う 研究機構は、安定取引関係確立設備等を認定安定取引関係確立事業者(第六条第三項第

- 者を含む。第五項及び第二十条において同じ。)の利用(当該認定流通合理化事業者が行う第八条 研究機構は、流通合理化設備等を認定流通合理化事業者(第八条第三項に規定する措置を行う 一項の認定に係る流通合理化事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができ
- 第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うこと 行う者を含む。第五項及び第二十条において同じ。)の利用(当該認定環境負荷低減事業者が行う研究機構は、環境負荷低減設備等を認定環境負荷低減事業者(第九条第三項に規定する措置を
- 置を行う者を含む。次項及び第二十条において同じ。)の利用(当該認定消費者選択支援事業者が研究機構は、消費者選択支援設備等を認定消費者選択支援事業者(第十条第三項に規定する措 行う第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動に関するものに限る。) に供する業務を行
- 遣その他必要な協力の業務を行うことができる。 又は認定消費者選択支援事業者の依頼に応じて、前各項に規定する業務の実施に関し専門家の派 研究機構は、認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者

第五条の見出しを「(安定取引関係確立事業活動計画の認定)」に改め、同条第一項及び第二項を次 ように改める 株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係確立事業活動等促進業務

ことができる。 関係確立事業活動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受ける により、単独で又は共同して、安定取引関係確立事業活動の実施に関する計画(以下「安定取引 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところ

- 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない
- 安定取引関係確立事業活動の目標
- 安定取引関係確立事業活動の内容及び実施時期

水曜日

- 安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 益の増進に寄与する程度 安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利

立事業活動計画に係る安定取引関係確立事業活動(第三項に規定する措置を含む。次条第二項及び取引関係確立事業活動計画」に改め、同項第二号中「食品等流通合理化事業」を「安定取引関係確 第十九条において同じ。)」に改め、同項第三号中「食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長 ること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに」に改め、同項に次の二号を加える。 発展及び」を「安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業者の農林漁業経営の健全な発展に資す 事業活動計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「食品等流通合理化計画」を「安定 第五条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「食品等流通合理化計画」を「安定取引関係確立

令和 **7** 年 6 月 18 日

- できる場合に該当すること。 その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることが 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、
- きる場合に該当すること その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることがで 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、

第五条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- それぞれ当該各号に定める措置(当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食 品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動の促進に資するものに限る。)

 に関する事項を含 安定取引関係確立事業活動計画においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該者が行う
- 農林水産物の生産又は加工の方式の導入又は改善 施する安定取引関係確立事業活動に係る取引の相手方に限る。第五項第三号において同じ。) 農林漁業者(当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実
- 技術の研究開発及びその成果の利用 る食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発を行うもの 食品等事業者以外の者であって、当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとす 当該
- 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる

4

- 該イからハまでに定める事項 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当
- 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第十項に規定する経営力向上(以 「経営力向上」という。) 同法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項
- 係確立設備等の種類その他の当該安定取引関係確立設備等の利用の内容に関する事項 水産省令で定めるもの(以下「安定取引関係確立設備等」という。)の利用 当該安定取引関 る技術の研究開発に係る設備等(施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律 土地のうち安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林 (昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。)及び 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)の保有す
- る措置に関する事項 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) 第二条第十七項に規定する事業再編(以 「事業再編」という。) 同法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定す
- 第五条に次の三項を加える。 引関係確立設備等を利用する場合における前号口に定める事項 前項第二号に定める措置に関する事項として、同号に掲げる者が研究機構の保有する安定取
- 局の長を含む。)に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当 る。)が記載されているときは、当該事項について、中小企業等経営強化法第七十三条第四項に規 計画に第四項第一号イに定める事項(農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限 と認めるときは、その同意をするものとする。 該事項が同法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当する 定する大臣(同法第七十五条第一項の規定により当該大臣の権限を行うこととされた地方支分部 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動
- 当該事項が同法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当 部局の長を含む。)に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、 る。)が記載されているときは、当該事項について、産業競争力強化法第百四十七条第一項第九号 計画に第四項第一号ハに定める事項(農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限 すると認めるときは、その同意をするものとする。 に定める大臣(同法第百四十八条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動
- 知するものとする。 取引関係確立事業活動計画につき第 農林水産大臣は、第四項第一号口に定める事項又は同項第二号に掲げる事項が記載された安定 一項の認定をしたときは、 遅滞なく、 その旨を研究機構に通

第五条を第六条とする

一章第二節の節名を次のように改める。 安定取引関係確立事業活動計画等

に改め、同条第二項を次のように改める。 実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針 第四条第一項中「食品等の流通の合理化に関する基本方針(以下」を「食品等の持続的な供給を (以下この章において」

イ 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する次に掲げる事項基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

連携支援事業の促進に関する次に掲げる事項 安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項

 \Box

連携支援事業の促進の意義及び目標 連携支援事業の実施に関する基本的な事項

前二号に掲げるもののほか、 安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関する

加え、第二章第一節中同条を第五条とする。 第四条第四項中「の長」の下に「(当該行政機関が合議制である場合にあっては、 当該行政機関)

第二章 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のため第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第 節 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関 する基本的な方針

を「留意するものとする」に改め、同項第二号中「により」の下に「、食品等事業者」を加え、第項中「食品等の取引の適正化」を「国は、食品等の取引の適正化」に、「留意しなければならない」 事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)が、多様化する需要」を「食品等事業者が気候意しなければならない」を「留意するものとする」に改め、同項第一号中「食品等の流通に関する第三条第一項中「食品等の流通の合理化」を「国は、食品等事業者による事業活動の促進」に、「留 を「食品等事業者」に、「の成長発展及び」を「及び食品産業の成長発展並びに」に改め、同条第一 の変動その他の食料システムを取り巻く環境の変化」に改め、同項第二号中「食品等流通事業者」 章中同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。 (国の責務)

の援助に努めなければならない。 活動に対する支援の事業の促進が図られるよう、必要な情報の収集、整理、分析及び提供その他三条 国は、食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための事業活動及び当該事業

(卸売市場法の一部改正)図られるよう、必要な情報の提供その他の援助に努めなければならない。 の考慮及び当該持続的な供給に資する取組が促進されること等により、食品等の取引の適正化が国は、食品等の持続的な供給の実現に向け、飲食料品等の持続的な供給に要する合理的な費用

第二条 律」に、「)第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。)」を「。以下「食品等持続的供給法」とな供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法第一条中「の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「(食品等の持続的 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する

第四条第五項第三号中ハを二とし、口の次に次のように加える。 う。)第二条第一項に規定する食品等をいう。)の流通」に改める。

開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

食料品等 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲

2

(2)(1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指

> (3) 水産省令で定めるもの その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林

第十三条第五項第三号中ハを二とし、口の次に次のように加える

(1) 開設者は、 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲 農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

①に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指

(2)

(3)

水産省令で定めるもの

その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林

項において「認定流通合理化事業活動計画」に改め、同条第二項中「食品等の流通の合理化及び取食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次 引の適正化に関する法律第五条第一項」を「食品等持続的供給法第八条第一項」に、「認定計画」を 計画」を「当該認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画(同条第七項において準用する 品等持続的供給法第八条第一項」に、「同法第六条第二項に規定する認定計画(次項において「認定 「認定流通合理化事業活動計画」に改める。 第十六条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項」 を「食

き。」に改める。 第十八条中「者は」を 「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、 同条各号中「者」を ح

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 次条、附則第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十一条第一項から第四項まで及び第十

四条の規定 公布の日

二 第一条中食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第三十三条の改正規定 囲内において政令で定める日 びに同法第二十七条を第三十四条とし、第三章中同条の前に一節及び節名を加える改正規定(同 第五十七条とし、 第五十八条とする部分を除く。)、同法第三十二条第二号の改正規定(「第二十三条第一項」を「第 の改正規定を除く。)並びに附則第十一条第五項の規定 法第二十七条を第三十四条とする部分を除く。)、第二条の規定(卸売市場法第一条及び第十六条 同条の次に一節及び節名を加える改正規定(同法第二十八条を第三十五条とする部分を除く。)並 る部分を除く。)、同法第二十九条の見出しを削る改正規定、同法第二十八条を第三十五条とし、 二十九条第一項」に改める部分及び「者」を「とき。」に改める部分を除く。)、同法第三十二条を 第五章中同条の前に一条を加える改正規定(同法第三十二条を第五十七条とす 公布の日から起算して一年を超えない範 (同条を

(食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、 本的な方針(次項において「事業活動基本方針」という。)を定め、 に規定する食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基 食品等の取引の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第五条の規定の例により、同条第一項 定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び 又は変更し、これを公表するこ 第一条の規

て新法第五条第一項の規定により定められ、 項の規定により公表されたものとみなす。 前項の規定により定められ、又は変更され、及び公表された事業活動基本方針は、施行日にお 又は同条第三項の規定により変更され、 及び同条第五

第三条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関 申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定の品等流通合理化計画(同項に規定する食品等流通合理化計画をいう。次項において同じ。)の認定の 処分については、なお従前の例による。 する法律(次項及び次条第二項において「旧食品等流通法」という。)第五条第一項の規定による食 (食品等流通合理化計画に関する経過措置)

る認定事業者に対する報告の徴収については、なお従前の例による。 じ。)の行う旧食品等流通法第十七条各号に掲げる業務並びに旧食品等流通法第六条第一項に規定す 等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けている同項に規定する促進機構をいう。以下同 進業務(旧食品等流通法第七条第一項に規定する業務及び旧食品等流通法第八条第一項に規定する に関する変更の認定及び認定の取消し、株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促 債務の保証をいう。)、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務 (施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた食品等流通合理化計画を含む。) この法律の施行の際現に旧食品等流通法第五条第一項の認定を受けている食品等流通合理化計画 (旧食品等流通法第九条に規定する業務をいう。)及び旧促進機構(この法律の施行の際現に旧食品

(食品等流通合理化促進機構に関する経過措置)

旧促進機構は、 施行日において新法第二十二条第一項の規定による指定を受けたものとみな

2 場合において、旧債務保証業務等は、新法の規定の適用については、新法第二十三条第一号に掲げ の規定により施行日前に旧促進機構が締結した債務保証契約に係る業務及びこれに附帯する業務 る業務及びこれに附帯する業務とみなす。 は、新法第二十三条各号に掲げる業務のほか、旧食品等流通法第十七条(第一号に係る部分に限る。) (以下この項及び附則第二十七条において「旧債務保証業務等」という。)を行うものとする。この 前項の規定により新法第二十二条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧促進機構

第五条 旧促進機構は、施行日前に、新法第二十五条の規定の例により、業務規程の変更をし、 水産大臣の認可を受けなければならない。 農林

3

官

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた業務規程は、施行日において新法第二十五条第一項の認可を受けたものと

水曜日 第六条 旧促進機構は、施行日前に、新法第二十六条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予 算の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4

2 第一項の認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において新法第二十六条第一項の認可を農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議するものとする。

3 第七条 農林水産大臣は、旧促進機構が附則第五条第一項又は前条第一項の規定に違反したときは、 受けたものとみなす。 附則第四条第一項の規定により受けたものとみなされた新法第二十一

一条第一項の規定による指定を

5

(食品等の取引の適正化に関する基本的な方針に関する経過措置)

令和 **7** 年 6 月 18 日

取り消すことができる。

第八条 農林水産大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。) 実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針(次項において「取引適正化基本方針 前においても、新法第三十三条の規定の例により、同条第一項に規定する食品等の持続的な供給を いう。)を定め、又は変更し、これを公表することができる。

2 日において新法第三十三条第一項の規定により定められ、又は同条第四項の規定により変更され、 及び同条第六項の規定により公表されたものとみなす 前項の規定により定められ、又は変更され、及び公表された取引適正化基本方針は、第二号施行

(食料・農業・農村政策審議会への諮問等に関する経過措置)

第九条 農林水産大臣は、新法第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は の指定を解除しようとするときは、第二号施行日前においても、食料・農業・農村政策審議会に対 改定をしようとするとき及び新法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等の指定をし、 する諮問その他の必要な行為を行うことができる

(認定指標作成等団体の認定に関する経過措置)

2

第十条 新法第四十二条第一項の認定を受けようとする者は、第二号施行日前においても、

1 農林水産大臣は、前項の認定の申請があった場合には、第二号施行日前においても、新法第四十項及び第三項の規定の例により、その認定の申請をすることができる。 を受けたものと、その公示は第二号施行日において同条第七項の規定により公示されたものとみなる。この場合において、その認定を受けた者は第二号施行日において新法第四十二条第一項の認定 二条第四項から第七項まで及び第四十三条の規定の例により、その認定及び公示をすることができ

(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)

第十一条 その開設する卸売市場(第二条の規定による改正後の卸売市場法(以下「新卸売市場法」 おいて同じ。)は、第二号施行日前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項まで(新卸売けようとする開設者(新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項に 市場法第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができ 法第四条第一項の認定 (新卸売市場法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を受 という。)第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。以下同じ。)について新卸売市場

2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合においては、第二号施行日前においても、新卸売市場 施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。 により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第二号 法第四条第五項 (新卸売市場法第六条第三項において準用する場合を含む。)及び第五条の規定の例

む。)の規定の例により、その申請をすることができる。場法第十四条において準用する場合を含場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第六条第三項において準用する場合を含 る開設者は、第二号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第一項から第四項まで(新卸売市 いて準用する新卸売市場法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を受けようとす その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定(新卸売市場法第十四条にお

場合において、その認定を受けた卸売市場は、第二号施行日において新卸売市場法第十三条第一項四条において準用する新卸売市場法第五条の規定の例により、その認定をすることができる。この み替えて準用する新卸売市場法第六条第三項において準用する場合を含む。)及び新卸売市場法第十は、第二号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項(新卸売市場法第十四条において読 の認定を受けたものとみなす。 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があった場合において

市場法第六条第一項の変更の認定(新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する場合を含れていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請に係る卸売市場は、新卸売 む。)を受けたものとみなす。 は第三項の申請をしたものに限る。)は、同号に掲げる規定の施行の際当該申請について処分が行 又は第十三条第六項に規定する中央卸売市場又は地方卸売市場に該当している卸売市場(第一項又 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際第二条の規定による改正前の卸売市場法第四条第六項

(処分等の効力)

第十二条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。次条及び附則第十五条 めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってした又はすべきものとみなす。 その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定 において同じ。)の施行の日前に改正前のそれぞれの法律の規定によってした又はすべき処分、手続

第十三条 この法律の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとさ 第十四条 この附則に定めるもののほ れる場合におけるこの法律の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、 (政令への委任) 罰則に関する経過措置) か、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過

なお従前の

措置を含む。)は、政令で定める。

第十五条 ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす?十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況に

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第十六条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正す

第五十四条の見出しを「(食品等持続的供給推進機構の業務の特例)」に改め、同条中「食品等の流

の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事

業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「第十六条第一項」を「第

一十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条

条第一項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食 品等の取引の適正化に関する法律第二十四条第一項」に、「第十九条第一項」 を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八 促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の適用)」に改め、同条中「食品等流通合理化促進機構 に、「第十七条第一号」を「第二十三条第一号」に、「第二十三条第一項」を 各号」を「第二十三条各号」に改める。 (中小企業等経営強化法の一部改正) |第二十四条||を「第三十条」に、「第二十五条第一項第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第 第五十五条の見出しを「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の 七条各号」を「第二十三条各号」に、「第三十二条第二号」を「第五十七条第二号」に改める。 「第二十九条第一項」に、 |を「第二十五条第一項

第十七条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。 律」に改め、 的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的 取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構 を よる事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (」に、「第十六条第一項」を「第二十 化及び取引の適正化に関する法律(」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者に 促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理 な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法 二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」 第二十六条の見出しを「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の 「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法 を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の 同項の表を次のように改める を「食品等持続

第二十五条第一項	第二十四条第一項
に掲げる業務第二十三条第一号	前条第一号に掲げ
第二十六条第一項第一号に掲げる業務第二十三条第一号に掲げる業務及び中小強化法	る業務(いう。)第二十六条第一項第一号に掲げ化法」という。)第二十六条第一項第一号に掲げ化法(平成十一年法律第十八号。以下「中小強前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強

第一項第一項第一項第一項第二十九条第 第五十七条第一 第五十七条第 号第 三十一条第 一び条 号第第 一項第一 三号 号 十項 条第 この節 第 第 掲げる業務第二十三条各号に 三十条 一十九条第 項 | 二十六条第一項各号に掲げる業務| 第二十三条各号に掲げる業務又は中小強化法第 替えて適用する第二十九条第一項中小強化法第二十六条第二項の規定により読み 替えて適用する第三十条中小強化法第二十六条第 この節若しくは中小強化法 一項の規定により読み

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十八条 食料・農業・農村基本法 法律」に改める。 的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する 第五十三条第三項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続-八条(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平4年)のように改正する。(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正) (平成十一年法律第百九十二号) の

する業務、」を加える。 業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 第十四条第四項中「で、」の下に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事 (平成三年法律第五十九号) 第十四条に規定

第二十条 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正 (物資の流通の効率化に関する法律の一部改正)

する。

法律」に改める。的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する 第四条第十八号イ中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続

表を次のように改める。 めの食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」 条各号」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」 化及び取引の適正化に関する法律第十六条第一項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食 促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理 品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十二条第一項」に、 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するた 「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を 第二十二条の見出しを「(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動 を「食品等持続的供給推進機構」に、 に改め 「第二十三 同項の

この節若しくは物資流通効率化法	この節	号二十一条第一項第三
化法第二十二条第一項各号に掲げる業務第二十三条各号に掲げる業務又は物資流通効率	掲げる業務第二十三条各号に	第一項第一号第二十九条第一項、第
率化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務第二十三条第一号に掲げる業務及び物資流通効	に掲げる業務一号	第二十五条第一項
第一項第一号に掲げる業務以下「物資流通効率化法」という。)第二十二条以下「物資流通効率化法」という。)第二十二条。前条第一号に掲げる業務及び物資の流通の効率	る業務 一号に掲げ	第二十四条第一項

水曜日

(也或経済牽引事業の	第五十七条第三号	第五十七条第二号
足焦こよる地域の成長祭	第三十条	第二十九条第一項
或経済牽引事業の足焦こよる地或の成長発展の基盤強化こ関する去聿の一部攻圧)	り読み替えて適用する第三十条物資流通効率化法第二十二条第二項の規定によ	り読み替えて適用する第二十九条第一項物資流通効率化法第二十二条第二項の規定によ

第二十一条 律第四十号)の一部を次のように改正する。 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法

的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的 取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」 律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の を 化及び取引の適正化に関する法律 (」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者に 促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理 な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法 よる事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(」に、「第十六条第一項」を「第二十 |条第一項| 第二十一条の見出しを「(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の 」に改め、 「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法 同項の表を次のように改める。 に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号. を「食品等持続

定により読み替えて適用する第三十条地域経済牽引事業促進法第二十一条第二項の規	第三十条	第五十七条第三号
定により読み替えて適用する第二十九条第一項地域経済牽引事業促進法第二十一条第二項の規	第二十九条第一項	第五十七条第二号
この節若しくは地域経済牽引事業促進法	この節	号二十一条第一項第三
事業促進法第二十一条第一項各号に掲げる業務第二十三条各号に掲げる業務又は地域経済牽引	掲げる業務第二十三条各号に	第一項第一号第一項、第三十九条第一項、第
業務・出土一条第一項第一号に掲げる第二十三条第一号に掲げる業務及び地域経済牽	に掲げる業務一号	第二十五条第一項
項第一号に掲げる業務の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十一条第一条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業	る業務一号に掲げ	第二十四条第一項

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

令和 **7** 年 **6** 月 **18** 日

第二十二条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律 第三十八号)の一部を次のように改正する。

事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (」に、「第十六条第一項 び取引の適正化に関する法律(」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による 及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及 「第二十三条各号」に改め、 第十条の見出しを「(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進 | 項|| に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を 同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 」を「第二十二条

> に改め、同項の表を次のように改める。 給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供 の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構 「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引 一を「食品等持続的供

長生) - B文三		(会長) 作月念 / 0月月の已進し間、 の島建りで 野女に
定により読み替えて適用する第三十条農商工等連携事業活動促進法第十条第二項の規	第三十条	第五十七条第三号
定により読み替えて適用する第二十九条第一項 農商工等連携事業活動促進法第十条第二項の規	第二十九条第	第五十七条第二号
この節若しくは農商工等連携事業活動促進法	この節	号 第三十一条第一項第三
事業活動促進法第十条第一項各号に掲げる業務1号に 第二十三条各号に掲げる業務又は農商工等連携	掲げる業務第二十三条各号に	第一項第一号 三十条及び第三十一条 第二十九条第一項、第
業務 携事業活動促進法第十条第一項第一号に掲げる 携事二十三条第一号に掲げる業務及び農商工等連	に掲げる業務 第二十三条第	第二十五条第一項
項第一号に掲げる業務 工等連携事業活動促進法」という。)第十条第一 法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商 漁業者との連携による事業活動の促進に関する	る業務一号に掲げ	第二十四条第一項

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正)

第二十三条 のように改正する。 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)の一部を次

な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法 的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を 取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」 条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」 る事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(」に、「第十六条第一項」を「第二十二 及び取引の適正化に関する法律(」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者によ 進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化 第十一条の見出しを「(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促 「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法 を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の に改め、 同項の表を次のように改める。 を「食品等持続

十一条第一項各号に掲げる業務第二十三条各号に掲げる業務又は利用促進法第	掲げる業務第二十三条各号に	第一項第一号三十条及び第三十一条第二十九条第一項、第
第十一条第一項第一号に掲げる業務第二十三条第一号に掲げる業務及び利用促進法	に掲げる業務第二十三条第一号	第二十五条第一項
条第一項第一号に掲げる業務二十二号。以下「利用促進法」という。)第十一利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への	る業務 一号に掲げ	第二十四条第一項

えて適用する第三十条 えて適用する第三十条	第三十条	第五十七条第三号
	S-7 - 1 - 1 - 12	L
利用促進法第十一条第二項の規定により読み替	第二十九条第一項	第五十七条第二号
この節若しくは利用促進法	この節	号二十一条第一項第三

(地域資源を活用した農林漁業者等による親事業の創出等及ひ地域の農林水産物の利用仮進に関す

進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促

な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法 的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的 取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」 を 条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」 及び取引の適正化に関する法律(」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者によ 進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化 る事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(」に、「第十六条第一項」を「第二十二 」に改め、 第十五条の見出しを「〈食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促 「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法 を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の 同項の表を次のように改める。 を「食品等持続

替えて適用する第三十条新事業創出法第十五条第二項の規定により読み	第三十条	第五十七条第三号
替えて適用する第二十九条第一項新事業創出法第十五条第二項の規定により読み	第二十九条第一項	第五十七条第二号
この節若しくは新事業創出法	この節	号三十一条第一項第三
第十五条第一項各号に掲げる業務第二十三条各号に掲げる業務又は新事業創出法	掲げる業務	第一項第一号第一年条及び第三十一条第二十九条第一項、第
法第十五条第一項第一号に掲げる業務第二十三条第一号に掲げる業務及び新事業創出	に掲げる業務一号	第二十五条第一項
というご第十五条第一項第一号に掲げる業務十二年法律第六十七号。以下「新事業創出法」の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二の農林漁業者等による新事業の創出等及び地域前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用し	る業務 一号に掲げ	第二十四条第一項

水曜日

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正)

第二十五条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号) のように改正する。 の 一部を次

事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「食品等流通法」という。)第十六条第及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による 業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「食品等流通法」という。)第十六条第 及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、 第四十条の見出しを「〈食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促 同条第一項中

> 的供給法」に改め、 「食品等持続的供給推進機構」に、「「促進機構」を「推進機構」に、「食品等流通法第十七条各号」 項」を「食品等持続的供給法」という。)第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を 「食品等持続的供給法第二十三条各号」に改め、 同項の表を次のように改める。 同条第二項中 「促進機構」を 「推進機構」 同項第一号中「食品等流通法」 に、 「食品等流通法」 を「食品等持続 を「食品等持続

えて適用する第三十条 輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替	第三十条	^宛 五十七条第三号
えて適用する第二十九条第一項 輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替	第二十九条第一	
この節若しくは輸出促進法	この節	5
四十条第一項各号に掲げる業務 四十条第一項各号に掲げる業務又は輸出促進法第	掲げる業務第二十三条各号に	第一項第一号 二十条及び第三十一条 第二十九条第一項、第
第四十条第一項第一号に掲げる業務とび輸出促進法	に掲げる業務一日	
発第一項第一号に掲げる業務 条第一項第一号に掲げる業務という。第四十 五十七号。以下「輸出促進法」という。第四十 が発売した。第一項第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食	る業務 一号に掲げ	完二十四条第一項

表を次のように改める 機構」に、「食品等流通法第十七条各号」を「食品等持続的供給法第二十三条各号」に改め、 二項中「促進機構」を 第五十条の見出しを「(食品等持続的供給法の特例)」に改め、 「推進機構」に、「食品等流通法」を「食品等持続的供給法」に改め、 同条第一項中 「促進機構」 を 同条第 同項の 推進

第

第

号第

第三第

第

第

えて適用する第三十条輸出促進法第五十条第二項の規定により読み替	第三十条	第五十七条第三号
えて適用する第二十九条第一項輸出促進法第五十条第二項の規定により読み替	第二十九条第一項	第五十七条第二号
この節若しくは輸出促進法	この節	号第三十一条第一項第三
五十条第一項各号に掲げる業務又は輸出促進法第第二十三条各号に掲げる業務又は輸出促進法第	掲げる業務	第一項第一号三十条及び第三十一条第二十九条第一項、第
第五十条第一項第一号に掲げる業務第二十三条第一号に掲げる業務及び輸出促進法	に掲げる業務第二十三条第一号	第二十五条第一項
条第一項第一号に掲げる業務 日の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第年の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第前条第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食	る業務一号に掲げ	第二十四条第一項

(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の

第二十六条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関す る法律(令和四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

流通の合理化」を「食品等持続的供給法」という。)第二条第五項に規定する流通合理化事業活動(以律」に、「食品等流通法」という。)第二条第三項に規定する食品等の流通の合理化(以下「食品等の な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法第十九条第六項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的 下 に改める。 「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第五条第三項」を「食品等持続的供給法第八条第五項」

第二十一条第六項第一号中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に改め、 項中「食品等流通法第五条第三項」を 「食品等持続的供給法第八条第五項」に改める。 同

を 同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通法第四条第二 供給法第八条第七項に規定する認定流通合理化事業者」に、「同条第二項に規定する認定計画」を 第二十七条の見出しを「(食品等持続的供給法の特例)」に改め、同条中「食品等の流通の合理化」 第一号に規定する食品等流通合理化事業」を 「食品等持続的供給法第十五条」に改める。 「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者」を「食品等持続 「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第七条」

法第五条第三項」を「食品等持続的供給法第八条第五項」に改める。 第三十九条第四項第三号中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流

を 項第一号に規定する食品等流通合理化事業」を 的供給法第八条第七項に規定する認定流通合理化事業者」に、「同条第二項に規定する認定計画」 を 「同条第 第四十一条の見出しを「(食品等持続的供給法の特例)」に改め、同条中「食品等の流通の合理 「食品等持続的供給法第十五条」に改める。 「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者」を 一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通法第四条第一 「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第七条」 「食品等持続 化 を

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 げる規定により施行日前に旧促進機構が締結した債務保証契約に係る業務及びこれに附帯する業務 旧特例債務保証業務等は、新法の規定の適用については、新法第二十三条第一号に掲げる業務及び みなされた旧促進機構は、新法第二十三条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、 これに附帯する業務とみなす。 (以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、 附則第四条第一項の規定により新法第二十二条第一項の規定による指定を受けたものと 次に掲

水曜日

分に限る。 る部分に限る。) 附則第十七条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十六条第一 項 第 号に係る部

附則第十六条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第五十四条

(第

号に係

令和 **7** 年 **6** 月 **18** 日

- 号に係る部分に限る。) 附則第二十条の規定による改正前の物資の流通の効率化に関する法律第二十二条第 項 (第
- 化に関する法律第二十一条第一項 附則第二十一条の規定による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強 (第一号に係る部分に限る。)
- Ŧi. に関する法律第十条第一項 附則第二十二条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進 (第一号に係る部分に限る。)
- 項 附則第二十三条の規定による改正前の米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十一条第一 (第一号に係る部分に限る。

七

条 等

日本学術会議法をここに公布する

御 名 御 璽

令和七年六月十八日

芳正

法律第七十号 日本学術会議法

目 第第次

章章

節総会(第十条—第十五条)節日本学術会議会員(第九条) 機関機関

附第第第第第 則七六五四三第第第第第第第第第 ; 章章章章章八七六五四三二一 ; 節節節節節節節節 役員及び役員会(第十六条―第二十四 条

第二十七条)

司則(第五十五条—第五十八条) 関則(第五十五条—第五十八条) 解則(第四十九条—第四十一条) 財務及び会計(第四十五条—第四十二条—第三十二条) 財務及び会計(第四十五条—第四十二条) 財務及び会計(第四十五条—第四十二条) 財務及び会計(第四十五条—第四十二条) 財務及び会計(第四十五条—第四十二条) 財務及び会計(第四十五条—第四十二条—第三十二条) 財務及び会計(第四十五条—第四十二条—第三十二条) 財務及び会計(第四十五条—第四十八条)

(目 的**第** 章

第一条 第一条 日本学術会議(以下「会議」という。)は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、9年に関するの団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する外国連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する者の間における学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における第一条 日本学術会議(以下「会議」という。)は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、第一条 日本学術会議(以下「会議」という。)は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、

第二条会議は、 (法人格) その運営における自主性及び自 関する知 のとする。関する知見な発展の基 の諮 律問

2

第三条 会議は、 人とする

第四条 会議は、 主たる事務所を東京都に置く。

第五条 会議の資本金は、 の合計額とする 政府は、必要があると認めるときは、 附則第十八条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額 予算で定める金額の範囲内において、 会議に追加して出資

することができる。 会議は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するもの

(日本学術会議規則

とする。

一 この法律の他の規定により日本学術会議規則で定めることとされている事項第六条 会議は、次に掲げる事項について、日本学術会議規則を定めるものとする。 前号に掲げるもののほか、会議の運営に係る基本的な事項

(名称の使用制限)

第七条 会議でない者は、 日本学術会議という名称を用いてはならな

第二章 第一節 総則

2 会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。 定助言委員会及び運営助言委員会を置く。 会議に、日本学術会議会員、 総会、 会長、 副会長、 役員会、 監事、 会員候補者選定委員会、

2 会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、第二十八条から第三十一条までに定める 第二節 日本学術会議会員

日本学術会議会員(以下「会員」という。)の員数は、 二百五十人とする。

ところにより、総会が選任する。 会員の任期は、六年とする。ただし、補欠の会員の任期は、 一回に限り再任されることができる。 前任者の残任期間とする

6 5 ものを除く。)は、会員となることができない。 政府又は地方公共団体の職員(非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員である

会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する

(総会の職務)

官

総会は、次に掲げる職務を行う。

についての決議、承認又は同意 十一年法律第百三号)をいう。 この法律の他の規定又は準用通則法 以下同じ。)の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項用通則法(第五十二条において準用する独立行政法人通則法(平成

かさどること 前号に掲げるもののほか、第三十七条に規定する業務 (会議の経営に関する事務を除く。)をつ 2

前三号に掲げるもののほか、会長及び副会長の職務の監督

いる職務 日本学術会議規則で定めるところにより総会が行うこととされて

総会の組織)

総会は、全ての会員をもって組織する。

2 総会に、議長を置く。

3 総会の議長(以下「議長」という。)は、会長とする。

議長は、総会の会務を総理する。

5 めておかなければならない。
会長は、あらかじめ、副会長のうちから、 会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定

(総会の招集)

25

3 2

会を招集しなければならない

第十二条 総会は、議長 (議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者) 下この節において同じ。)が招集する。

議長は、第二十八条第一項の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するための議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならない。

会長を選任するための総

必要があると認めるときは、総会を招集することができる

5 集を請求したときは、これらの請求があった日以後二十日以内に総会を招集しなければならない。 又は監事が第二十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による報告のため議長に対しその (議事の運営) 会員の総数の三分の 一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、

第十三条 総会は、 できない 議長が出席し、 かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、 開くことが

半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。 総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の 一以上が出席し、 出席した当該会員の過

以上に当たる多数をもって行わなければならない 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、 議決に加わることができる会員の三分の二

第三十二条第四項の総会の決議

3

第三十三条第二項の承認に係る第三十六条第一項の総会の決議

前二項の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることができない。

規則で定める。 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他総会の運営に関し必要な事項は、 日本学術会議

(議長の権限)

5

第十四条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する

議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる

(議事録の公表)

2

第十五条 会議は、 ならない。 総会の定めるところにより、 総会の議事録を作成し、 速やかに、 公表しなけれ

ば

第四節 役員及び役員会

(会長の職務)

第十六条 会長は、会議を代表し、 経営に関する事務を総理する。 及び議長の職務を行うほか、 総会の定めるところに従い、

(副会長の職務) 会長は、定期的に、会議の経営の状況について、 総会に報告しなければならな

第十七条副会長は、 る事務を掌理する。 会長の定めるところにより、 会長を補佐して総会の会務及び会議の経営に関す

のときはその職務を行う。 副会長は、会長の定めるところにより、 会長に事故があるときはその職務を代理し、 会長が欠員

第十八条 役員会は、第三十六条第二項の規定により役員会の議を経なければならないとされている 事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要事項を審議する。

(監事の職務等) 役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

2

(役員会)

第十九条 監事は、会議の業務を監査する。この場合において、監事は、 監査報告を作成しなければならない。 内閣府令で定めるところに

を求め、又は会議の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 監事は、いつでも、役員 (監事を除く。)、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の報告

書その他の内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査 監事は、会議がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告

3

2

4 することができる 監事は、監査の結果に基づき、 必要があると認めるときは、 会長又は内閣総理大臣に意見を提出

できる。

3

第二十条 監事は、役員(監事を除く。)、役員以外の会員又は職員について、不正の行為をし、若し 場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。 する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる くは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反 (会長等への報告義務等) 当該事実が役員(監事を除く。)に係るものである場合 会長、総会及び内閣総理大臣

- 大臣 当該事実が役員以外の会員に係るものである場合 会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理
- 二 当該事実が職員に係るものである場合 会長及び内閣総理大臣
- 2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措 の内容を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。 当該措置が役員 (監事を除く。)に係るものである場合 監事、総会及び内閣総理大臣
- 大臣 当該措置が役員以外の会員に係るものである場合 監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理
- 当該措置が職員に係るものである場合 監事及び内閣総理大臣
- 3 る。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る会員に対し、当該報告に係る事案について 報告を求めることができる。 会員候補者選定委員会は、第一項(第二号に係る部分に限る。)又は前項(第二号に係る部分に限

第二十一条 会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、 効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。*二十一条 会長は 特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ

2 される総会において次の会長が選任される時までとする。 会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催

会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、

一回に限り再任されることが

2

3

4 の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。 会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、 会長

(副会長の任命等)

第二十二条 副会長の員数は、三人以内とする。

副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命する。

3 るものに限る。)とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。 副会長の任期は、当該副会長について会長が定める期間(その末日が会長の任期の末日以前であ

4 副会長は、再任されることができる。

5 前条第四項の規定は、副会長が任命されたときについて準用する

第二十三条 監事の員数は、二人とする。

監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。

3 2

残任期間とする。 一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、 項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十五条第

監事は、再任されることができる

第九条第五項の規定は、監事について準用する。

5

(役員の解任等)

第二十四条 会長及び副会長は、会員の地位を失ったとき(会員の任期が満了したときを除く。)は、 それぞれその職を失うものとする。

- ばならない。 項の規定により監事となることができない者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなけれ 内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は前条第五項において準用する第九条第五
- 該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が次の各号のいずれかに

3

- 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 職務上の義務違反があるとき。
- り当該副会長を解任することを求めることができる。 総会は、副会長が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、会長に対し、 同項の規定によ
- た場合を除く。)は、総会の同意を得なければならない。 会長は、第三項の規定により副会長を解任しようとするとき(前項の規定による解任の求めがあっ
- 三項の規定により解任されたときについて準用する。 第二十一条第四項の規定は、会長又は副会長が、第一項の規定によりその職を失ったとき又は第

6

5

第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会

(会員候補者選定委員会)

第二十五条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。

第三十条の規定による会員の候補者の選定

- いう。)の案の作成 第三十一条第一項に規定する選定方針(第五項及び次条第一項第一号において「選定方針」 ح
- 第三十二条第二項の規定による会員の解任の求め
- 兀 めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの 前三号に掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、 日本学術会議規則で定
- 会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以内をもって組織する。

会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任する。

- までとする。
- 4 会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日
- める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置く。 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、 会員候補者選定委員会に、選定方針で定
- 者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、 員会が選任する 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補 会員候補者選定委

(選定助言委員会)

第二十六条 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 選定方針の案の作成に関し、 、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。
- 意見を述べること。 前号に掲げるもののほか、 会員の候補者の選定に関し、 会員候補者選定委員会の諮問に応じて
- 選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。
- 3 生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちか であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民 選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者(会員その他内閣府令で定める者を除く。) 総会が選任する。
- 選定助言委員の任期は、 三年とする。 ただし、 補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間
- 選定助言委員は、 一回に限り再任されることができる

5

5

第二十七条

(運営助言委員会)

運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。

前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。 第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。

運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織する。

4 * 運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命する。びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活。運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及

運営助言委員は、一回に限り再任されることができる。

(会員の選任の時期及び人数) 第六節 会員の選任及び解任

第二十八条 会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行う。 総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができる。

(会員の選任の決議等)

2 第二十九条 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、 により行う。 会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずるこ 総会の決議 2

とにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。 (会員の候補者の選定)

第三十条 会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定 する。

2 な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければなら 会員候補者選定委員会は、 会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様

4 うちから会員の候補者の選定(補欠の会員の候補者の選定を除く。)を行うに当たっては、会員の候、会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者の6 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。 補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにするこ 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。

5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定め の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他

(選定方針)

三

第三十一条 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補 の会員の候補者の選定に関する方針(以下「選定方針」という。)を作成しなければならない。 者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠

2 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

前条第二項に規定する措置の実施に関する方針

会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別

分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法

四 選定するための基準及び方法 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を

3 Ŧi. 選定方針の作成に関する決定は、 前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項 総会の決議によらなければならない。

27

会員候補者選定委員会は、 選定助言委員会の意見を聴いて、 選定方針の案を作成し、 総会に提出

前三項の規定は、選定方針の変更について準用する。会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない

5

2

3

4

第三十二条 総会は、 至ったときは、当該会員を解任しなければならない。 会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに

会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、

総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。 総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著し

く不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。 第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。

第七節 役員等の責任及び義務

(役員等の損害賠償責任)

第三十三条 会議の役員及び役員以外の会員は、それぞれの任務を怠ったときは、 によって生じた損害を賠償する責任を負う。 会議に対し、 これ

前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、 免除することができない

(役員等の秘密保持義務)

第三十四条会議の役員、役員以外の会員及び職員は、 らない。その職を退いた後も、同様とする。 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはな

罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第三十五条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、刑法(明治E (役員等の地位) (明治四十年法律第四十五号) その他

第三十六条 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、 事項の決定は、 第八節 会議の運営に関する重要事項の決 次に掲げる

けなければならない事項 - この法律(第四十一条を除く。)又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受頃の決定は、総会の決議によらなければならない。

第四十一条の規定による国際団体への加入第三十八条の規定による勧告第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告

四三 変更 第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は

第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成

七六五 予算の作成

二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第

日本学術会議規則の制定又は改廃

前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、

総会に提出する。

2

3

(会議の業務) 第三章

第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

とするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならない。

会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しよう

学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

環境の整備を図ること。 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会 大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと

五四

第三十八条 政府は、 学術に関する重要事項について、 会議に諮問することができる。

第三十九条会議は、 (協力の求め) 学術に関する重要事項について、 政府に勧告することができる。

第四十条 会議は、第三十七条に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、

資料の提出、意見の開陳又は説明その他の協力を求めることができる。

ことができる。この場合において、国際団体に加入することにより会議が当該国際団体に対して会第四十一条 会議は、第三十七条第四号に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入する (国際団体への加入)

第四章 中期的な活動計画等

る義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認費その他の費用(内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。)を負担す を受けなければならない。

(中期的な活動計画)

第四十二条 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事 ればならない。 業年度についての会議の業務の運営に関する計画(以下「中期的な活動計画」という。)を定めなけ

2 中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置 第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画に関する事項 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項

3 ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなけ

表しなければならない 会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、その中期的な活動計画を公

第四十三条 会議は、毎事業年度の開始前に、 なければならない。これを変更したときも、 により、その事業年度の活動に関する計画 、同様とする。 (以下「年度計画」という。)を定めるとともに、 中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところ 公表し 3 2

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

水曜日

第四十四条 当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評7四十四条 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該 価を行わなければならない。

次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

の実績及び中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務

令和 **7** 年 **6** 月 **18** 日

な活動計画に係る期間における業務の実績

2 結果に関する報告書(以下「自己点検評価書」という。)を日本学術会議評価委員会に提出するとと 各号に定める事項について行った同項の点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)の方法及び 会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該 公表しなければならない。

3 日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について 必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。

日本学術会議評価委員会は、会議に対して前項の意見を述べたときは、遅滞なく、

内閣総理大臣

4

に当該意見の内容を通知しなければならない。

5 反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならない。 会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に

に反映させなければならない。 第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切

第五章 財務及び会計

政府に対

第四十五条会議は、 該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。類その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、 毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書 当

財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。 ところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに 前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに内閣府令で定める

令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 会議は、第一項の内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、 財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、事務所に備えて置き、内盟式議は、第一項の内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、 内閣 商 か

定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。 会議は、財務諸表のうち第一項の附属明細書その他内閣府令で定める書類については、 の規

4

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態 に置く措置であって内閣府令で定めるものをとることにより行う公告の方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で 継

続して当該公告をしなければならない。 会議が前項第二号に掲げる方法による公告をする場合には、 第三項の内閣府令で定める期間、

(利益及び損失の処理)

第四十六条 会議は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越 ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。 た損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

て整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 会議は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額

金額を内閣総理大臣の承認を受けた使途に充てることができる。 会議は、第一項に規定する残余があるときは、その残余の額のうち内閣総理大臣の承認を受けた

(積立金の処分)

第四十七条 会議は、中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項 定する業務の財源に充てることができる。 り、当該中期的な活動計画に係る期間の次の中期的な活動計画に係る期間における第三十七条に規 のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、内閣総理大臣の認可を受けて会議が定めるところによ 規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額 0

2 除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない 会議は、 前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控

で定める。 前二項に定めるもののほか、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令

3

第四十八条 政府は、予算の範囲内において、 める金額を補助することができる 会議に対し、 その業務の財源に充てるため、 必要と認

2 画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない の他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、 業務運営に当たっては、 前項の規定による補助金について、国民から徴収された税金そ 中期的な活動計画及び年度計

読み替えるものとする。

第六章 雑則

(報告及び検査)

た、前負の見ぎこくの機関が互入党をとよる場合には、その身分を全上抵用書と考すし、関係人に、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。 業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、第四十九条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、R

第6十条 内閣総里大互は、会議又はその殳員、殳員以外の会員告しくは職員が、不正の亍為告しく(違法行為等の是正)

2 会議は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他ときは、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。はこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認める第五十条 内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しく

3 会議は、前項の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告するととの必要と認める措置を講じなければならない。

(日本学術会議平面を見る)もに、公表しなければならない。

(日本学術会議評価委員会)

第五十一条 内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。

日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

対し意見を述べること。
一 自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に

一 中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。

日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織する。

臣が任命する。 臣が任命する。 臣が任命する。 臣が任命する。 臣が任命する。 臣が任命する。 臣が任命する。 日本学術会議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究

前任者の残任期間とする。 日本学術会議評価委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の日本学術会議評価委員の任期は、

水曜日

前各項に定めるもののほか、日本学術会議評価委員会に関し必要な事項については、政令で定め日本学術会議評価委員は、一回に限り再任されることができる。

7 6

の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句にを除く。)の規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含み、同とあるのは「内閣総理大臣」と、「主務省令」とあるのは「内閣府令」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「内閣に、会議について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含み、同を除く。)の規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含み、同を除く。)の規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含み、同とあるのは「内閣が表別で、第三十七条、第二十一条の四、第二十二条、独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第二十一条の四、第(独立行政法人通則法の規定の準用)

令和7年6月18日

項第五十条の四第三	項第四号 四第二	項第一号第五十条の四第二	項第五十条の四第一	第五十条	第四十五条第一項	第二十八条第二項	二十六条のご第二十四条及び第	第二十一条の五	見出し第二十一条の五の	第二十一条の四	見出し第二十一条の四の		第八条第三項	の規定が法人通則法
政令	く。) おの実績に関する評価を除ける業務の実績に関する評価を除時に見込まれる中期目標の期間にお号に規定する中期目標の期間の終了号に規定する中期目標の評価(同項第二第三十二条第一項の評価(同項第二	政令	役員	これ	第四号の 第三十五条の十第三項 第四号の 第三十五条の十第三項 第四号じ。)の第三十五条の十第三項 後段 で が いっ。 第二項第四号の 第三十五条の五第 十条第二項第四号、国立研究開発と で が で が が が が が が が が が が が が が が が が	個別法	法人の長	除く。) 	役員	役員	役員	又は第四十六条の三の規定	以下同じ。) 以下同じ。) 以下同じ。) 以下同じ。)	読み替えられる字句
内閣府令	における業務の実績に関する評価定する中期的な活動計画に係る期間会議法第四十四条第一項第三号に規	内閣府令	役員、役員以外の会員	会議法並びにこれら	内閣総理大臣の認可を受けて定めた	いう。) 日本学術会議法(以下「会議法」と	会長	除く。)及び役員以外の会員	役員及び役員以外の会員	員(以下「会員」という。) 役員及び役員以外の日本学術会議会	役員及び役員以外の会員	の規定	内閣府令	読み替える字句

第五十条の四第四	総務大臣	内閣総理大臣	第 の 発 会 十
ŋ	中期目標管理法人役職員	会議役職員	(i
	当該中期目標管理法人の長	会会長	二
項第五十条の四第五	政令	内閣府令	、三 ず
第五十条の四第六	役員	役員、役員以外の会員	三四
IJ	個別法	会議法	六 五
第五十条の五	役員	役員、役員以外の会員	七き
別記以下のお子	役員	役員、役員以外の会員	、 か
多言じ多の音グ	政令	内閣府令	九刀
	当該中期目標管理法人の長	会長	—— 第 五 十
号五十条の六第一	役員	役員、役員以外の会員	(施
号五十条の六第二	又は職員	、役員以外の会員又は職員	第一 第一 定十 条
項第五十条の七第一	政令	内閣府令	第 号二 · 条
項第五十条の八第一	役員	役員、役員以外の会員	とっとい項
む。) 第五十条の八第三 か。)	政令	内閣府令	2 第 0 と 三 / 会前い条名
			- 1

(財務大臣との協議)

の承認をしようとするとき。

第四十七条第一項の認可をしようとするとき

第三十三条第二項、第四十一条、 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。 第四十五条第一 項 第四十六条第三項又は第四十七条第

本文若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。 準用通則法第四十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十六条の二第一項本文、

準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき

第五十四条 会議の解散については、 別に法律で定める。

第五十五条 第三十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、 一年以下の拘禁刑又は五十万円以下

の罰金に処する。

第五十六条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、 の会員又は職員は、 二十万円以下の罰金に処する。 その違反行為をした会議の役員、役員以外

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会議の役員又は役員以外

臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。この法律(準用通則法の規定を含む。次号及び第三号において同じ。)の規定により内閣総理大 この法律の規定により内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせ 又は虚偽の届出をしたとき

公表をしたとき。 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、 その公表をせず、又は虚偽の

第十九条第二項又は第三項の規定による調査を妨げたとき

第三十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第四十四条第二項の規定による自己点検評価書の提出をせず、又は自己点検評価書に記載すべ

かず、又は閲覧に供しなかったとき。 き事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして自己点検評価書を提出したとき。 第四十五条第三項の規定に違反して財務諸表、 事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置

準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき

準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

五十八条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第十八条第三項及び第四項、第二十二条並びに第二十六条の規定は、公布の日から施行する。 (定年に関する特例) 条 この法律は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第九条まで並びに附則 (施行期日)

という。)である者については、現行日学法第七条第六項の規定は、一項に規定する日本学術会議会員(附則第十一条第一項及び第二+ 条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十 以下この条並びに附則第四条、 (附則第十一条第一項及び第二十二条第二項において 第五条及び第十二条において「現行日学法」という。)第七条第 適用しない。 「現会員」

という。) に会員となるべき者(以下「会員予定者」という。) 百二十五人を指名する。 三条 内閣総理大臣は、次条の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日(以下

「施行日」

(会員予定者の指名)

り会員に選任されたものとみなす。 (会員予定者の候補者の推薦) 前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九条第二項の規定によ

第四条 現行日本学術会議(現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六条第一項、 ある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大条及び第二十条において同じ。)は、次条から附則第七条までの規定により、優れた研究又は業績が7四条 現行日本学術会議(現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六条第一項、第十九 臣に推薦するものとする。 ある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理

(会員予定者の候補者の選定)

第 項

項

第五条 会員予定者の候補者の選定は、次条第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、 現会長(現行日学法第八条第一項に規定する会長をいう。 て同じ。)が行う。 次項並びに次条第四項及び第五項にお

する。 る幹事会の議を経るとともに、 会幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三条第一項に規定する総会の承認を受けるものと現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四条第一項に規定す

(候補者選考委員会)

第六条 施行日の前日までの間、現行日本学術会議に、候補者選考委員会を置く

候補者選考委員会は、 会員予定者の候補者の選考を行う。

2

3 4

> 候補者選考委員会は、 候補者選考委員十人以上二十人以内をもって組織する。

候補者選考委員は、 優れた研究又は業績がある科学者のうちから、 現会長が任命する。 3

- 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者
- 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者
- (会員予定者の候補者の選考) 前各項に定めるもののほか、候補者選考委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条 会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な 事項は、候補者選考委員会が定める。

2 候補者選考委員会は、前項に規定する事項のうち内閣府令で定めるものを定め、又は変更したと 遅滞なく、これを公表するものとする。

3 めに必要な措置を講ずるものとする。 済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るた 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、大学、研究機関、 学会、 2

(号外第 134 号)

について、次に掲げる事項に配慮するものとする。 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、会員予定者の候補者の構成

3

先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにするこ 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。

(会長の職務を行う者等) の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他

第八条 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者 のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二条第二項及び第四項に規定 する職務を行う者を指名する。

内閣総理大臣は、施行日前に会議の監事となるべき者を指名する

官

3 の規定により、 前項の規定により指名された監事となるべき者は、 監事に任命されたものとする。 会議の成立の時において、 第二十三条第 項

第九条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、会議の設立に関する事務を処理させる。 (設立委員等

3 2 うちから指名した者 (優れた研究又は業績がある科学者であるものに限る。)に委任する。 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第四条並びに前条第一項の規定による権限を設立委員の 設立委員のうちには、優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする。

水曜日

4 とともに、その事務を前条第一項の規定により指名された者(附則第二十二条第二項及び第四項に 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る いて「会長職務代行者」という。)に引き継がなければならない。

第十条 会議は、この法律の施行の時に成立する。

2 会議は、会議の成立後遅滞なく、 政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければなら

(承継会員に関する経過措置)

令和 **7** 年 6 月 18 日 第十一条 会議の成立の際現に現会員である者は、 会議の成立の日において、 会議の会員となるもの

2 本文の規定にかかわらず、令和十一年九月三十日までとする。 前項の規定により会員となった者(次項において「承継会員」 という。)の任期は、 第九条第三

項

2

承継会員は、 第九条第四項の規定にかかわらず、再任されることができない

(職員の引継ぎ等)

て、

第十二条 会議の成立の際現に現行日学法第十六条第二項に規定する職員(以下「現日本学術会議職 員」という。)である者は、 なるものとする。 別に辞令を発せられない限り、 会議の成立の日において、 会議の職員と

第十三条 前条の規定により会議の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二 等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定 する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。 十号)第八十二条第二項の規定の適用については、会議の職員を同項に規定する特別職国家公務員

(会議の職員の退職手当に関する経過措置)

第十四条 しては、国家公務員退職手当法 、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しな附則第十二条の規定により現日本学術会議職員が会議の職員となる場合には、その者に対

扱うべきものとする。

松うべきものとする。
としての引き続いた在職期間を会議の職員としての在職期間とみなして取りみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を会議の職員(同条第二項の規定により職員とは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員と 会議は、 前項の規定の適用を受けた会議の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするとき

職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職き続いて会議の職員となり、かつ、引き続き会議の職員として在職した後引き続いて国家公務員退。 会議の成立の日の前日に現日本学術会議職員として在職する者が、附則第十二条の規定により引 り退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会議を退職したことによ手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の会議の職員としての在職期間を同項

職手当の預こ相当する質に長箋∈≦っていてきるものに対しては、同条の規定の例により算定した退定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した第十条の規した日まで現日本学術会議職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規プ・4〜1~9当9〜8件ℓ0受給資格を取得するまでの間に会議を退職したものであって、その退職のようにより当9〜8件ℓ0受給資格を取得するまでの間に会議を退職したものであって、その退職のようにより当9〜8件ℓ0受給資金を収 引き続いて会議の職員となった者のうち会議の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十 職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。 会議は、会議の成立の日の前日に現日本学術会議職員として在職し、附則第十二条の規定により (児童手当に関する経過措置)

第十五条 附則第十二条の規定により会議の職員となった者であって、会議の成立の日の前日にお 前日の属する月の翌月から始める。 たものとみなされた児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、 市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があっ るときは、 て内閣総理大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第 | 項の規定による認定を受けているものが、会議の成立の日において児童手当の支給要件に該当す その者に対する児童手当の支給に関しては、会議の成立の日において同項の規定による 会議の成立の日

第十六条 施行日の前日において現日本学術会議職員として在職する者(同日において国家公務員共 いて「内閣共済組合」という。)の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続いて会議の職第一項第一号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項にお でに内閣共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続く当該会議職員である期間内閣共済組合して二十日を経過する日(正当な理由があると内閣共済組合が認めた場合には、その認めた日)ま を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。 おいて会議職員である場合には、同法の規定の適用については、当該会議職員は、 る。以下この条において「会議職員」という。)となる場合であって、かつ、引き続き施行日以後に 済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項の規定により内閣府に属する同法第二条 (国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置) (同法第百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに 施行日から起算 限

規定する遺族に相当する者に限る。 前項に規定する会議職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合に その申出は、当該期限内に当該会議職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に 次項において同じ。)がすることができる

3 は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二条第一項第四号に規定する職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかった場合には、当該会議職員であるものに限る。)が施行日において引き続いて会議職員となる場合であって、かつ、当該会議 (会議の職員となる者の職員団体についての経過措置) 職をしたものとみなす。 施行日の前日において現日本学術会議職員として在職する者(同日において内閣共済組合の組合

第十七条 会議の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であっ この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。 成立の際労働組合法 (昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。 その構成員の過半数が附則第十二条の規定により会議に引き継がれる者であるものは、会議の

2 け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するもの過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受 とする。 前項の規定により法人である労働組合となったものは、会議の成立の日から起算して六十日を経

3 過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 第一項の規定により労働組合となったものについては、会議の成立の日から起算して六十日を経 (権利義務の承継等)

政令で定めるものは、会議の成立の時において会議が承継する。 第十八条 会議の成立の際、第三十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち

出資されたものとする。 価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、 る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの前項の規定により会議が国の有する権利及び義務を承継したときは、会議に承継される権利に係 政府から会議に対し

3 する。 前項の資産の価額は、会議の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額と

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、 政令で定める。

めるものを、政令で定めるところにより、会議の用に供するため、会議に無償で使用させることが第十九条 国は、会議の成立の際現に現行日本学術会議に使用されている国有財産であって政令で定 (国有財産の無償使用)

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

事件であって会議が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、会議を国の利害に関係第二十条 会議の成立の際現に係属している現行日本学術会議の所掌事務に関する訴訟事件又は非訟 る国又は行政庁とみなし、同法を適用する。 のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)に規定す

水曜日

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。311十一条 この法律の施行の際現に日本学術会議という名称を使用している者については、 (成立時総会) 第七条

令和 **7** 年 6 月 18 日 第二十二条 会議は、会長の選任、業務方法書の決定その他会議の業務の開始に必要な事務を処理す るため、成立後直ちに総会を開催しなければならない。

2 会長職務代行者は、内閣府令で定めるところにより、施行日の二週間前までに、附則第三条第一 しなければならない。 ものを除く。)に対して前項の総会 項の規定により会員予定者として指名された者及び現会員(その任期が令和八年九月三十日までの (以下この条において「成立時総会」という。)の招集の通知を発

意見を聴くことを要しない。 第三十六条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる事項に関する成立時総会の議案につ ては、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、 役員会の議を経ること及び運営助言委員会の

第五項の規定にかかわらず、 前三項に定めるもののほか、議事の手続その他成立時総会の運営に関し必要な事項は、 会長職務代行者が定める。 第十二

(会員の員数等に関する経過措置)

第二十三条 員であった者の」と、第二十八条第一項中「その員数の半数」とあるのは「百二十五人」とする。 十人」と、第二十五条第三項中「会員の」とあるのは「附則第六条第三項に規定する候補者選考委 び第二十八条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「二百五十人」とあるのは (事業年度に関する経過措置) 施行日から令和十一年九月三十日までの間における第九条第一項、 第二十五条第三項及

第二十四条 会議の最初の事業年度は、準用通則法第三十六条第一 の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。 一項の規定にかかわらず、

(中期的な活動計画等に関する経過措置)

第二十五条 第四十二条の規定は令和九年四月一日に始まる事業年度以後の六事業年度に係る中期 当該事業年度の終了後に行う自己点検評価から、それぞれ適用する な活動計画から、第四十三条の規定は同日に始まる事業年度の年度計画から、 第四十四条の規定は事業年度に係る中期的

(政令への委任)

第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

第二十七条 政府は、この法律の施行後六年を目途として、この法律の規定について、その施行の状 るものとする。 況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ず

(日本学術会議法の廃止)

第二十八条 日本学術会議法 (国家公務員法の一部改正)

(昭和二十三年法律第百二十

号

は、

廃止する

第

二十九条 国家公務員法の一部を次のように改正する 第二条第三項第十二号の二を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三十条 特別職の職員の給与に関する法律 に改正する。 (昭和 二十四年法律第二百 五十二号)

の

一部を次のよう

第一条第七十二号を次のように改める。

七十二

(地方税法の一部改正)

第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

経済構造移行推進機構及び日本学術会議」に改める。 第七十二条の五第一項第七号中「及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を「、 脱炭素成長型

第三十二条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。(行政事件訴訟法の一部改正) 別表脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議 日本学術会議法 (令和七年法律第七十号)

(所得税法の一部改正)

第三十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 別表第一都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える の一部を次のように改正する

(法人税法の一部改正)

日本学術会議

日本学術会議法

(令和七年法律第七十号)

第三十四条 別表第二都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。 法人税法(昭和四十年法律第三十四号) の一部を次のように改正する

日本学術会議 日本学術会議法 (令和七年法律第七十号)

条

第三十五条

(印紙税法の一部改正) 別表第二土地区画整理組合の項の次に次のように加える。 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

日本学術会議法 (令和七年法律第七十号)

(消費税法の一部改正)

別表第三第一号の表都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する

日本学術会議

日本学術会議法 (令和七年法律第七十号

第三十七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

部を次のように改正する。 別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議法(令和七年法律第七十号)

日本学術会議

第三十八条 、個人情報の保護に関する法律の一部改正) 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正す

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える

日本学術会議 日本学術会議法 (令和七年法律第七十号

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第三十九条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議 日本学術会議法(令和七年法律第七十号

(内閣府設置法の一部改正)

第四十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五 十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、 第四条第三項中第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を第五十三号とし、

同号の次に次の一号を加える。

第三十七条第三項の表新技術等効果評価委員会の項の次に次のように加える。 五十四の六 日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法 (令和七年法律第七十号

第四十条第三項の表日本学術会議の項を削る。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 芳正

法務大臣 総務大臣 鈴木 馨祐 村上誠一郎

財務大臣

加藤

勝信

政

令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

政令第二百十四号

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令 第五条第

八項の規定に基づき、この政令を制定する。 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成二十三年政令第三百四十五号)の一部を次

項第二号中「法」を「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(以下「法」という。)」に第一条第一項中「令和七年六月三十日」を「令和八年六月三十日」に改め、同項第一号を削り、同 改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「うち」の下に「南スーダンにおける国際連合平和維持 活動に係る情報に関する」を加え、「南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る」を「当該」に のように改正する。

改め、「保守管理」の下に「及び当該情報の分析」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第

三号とし、第五号を第四号とする。

この政令は、

公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

外務大臣 国務大臣

岩屋

芳 毅 正

候補者選考委員会令をここに公布する

御 名

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

政令第二百十五号

制定する。 内閣は、日本学術会議法(令和七年法律第七十号)附則第六条第六項の規定に基づき、この政令を候補者選考委員会令

(専門委員)

きは、専門委員を置くことができる。 第一条 候補者選考委員会(以下「委員会」という。)に、専門の事項を調査させるため必要があると

年法律第百二十一号。第六条において「現行日学法」という。)第八条第一項に規定する会長が任命 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、日本学術会議法(昭和二十三

〇内閣府令第五十六号

(委員の任期等)

- 第二条 候補者選考委員 (以下「委員」という。)の任期は、令和八年九月三十日までとする 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるも

3

- 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する
- 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 第四条 委員会は、日本学術会議法(令和七年法律第七十号)附則第三条第一項に規定する会員予定 者の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、委員会の定めるところにより、部会を置くこ とができる
- 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

3

2

4

- 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 その職務を代理する。 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによ 第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、議決することができない

前二項の規定は、 部会の議事について準用する

3

第六条委員会の庶務は、 現行日学法第十六条第一項に規定する事務局において処理する。

第七条 この政令に定めるもののほか、 が委員会に諮って定める。 議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長

則

この政令は、公布の日から施行する

1

(この政令の失効)

この政令は、令和八年九月三十日限り、 その効力を失う。

2

国務大臣 芳正

内閣総理大臣臨時代理

府

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

官

令和七年六月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した郭分をこれて頂欠すなよらな『道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(教習の時間及び方法

水曜日

2

第三十三条 学科☆を行わないことができる。 習を除く。)については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに 教習及び現に普通仮免許を受けている者に対する大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教 大型免許に係る教習、現に準中型仮免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る 現に大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する大型免 中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習(現に中型仮免許を受けている者に対する

令和 **7** 年 6 月 18 日

3

4 6

日に普通教習を始めたものとする。 きる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた 当該準中型教習に代えて普通免許に係る教習(以下この項において「普通教習」という。)を受 ける場合には、 現に準中型免許に係る教習(以下この項において「準中型教習」という。)を受けている者が 第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことがで 3

(教習の時間及び方法)

正

前

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

林

第三十三条 同上

ついては、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科○を行わ いて「準中型教習」という。)又は普通免許に係る教習(次項において「普通教習」という。)に ないことができる。 現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習(次項にお

いて、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始め項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合にお たものとする。 現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、 第一

4 6 同上]

	準中型免許		11	12	23
		準中型車(5 t)限定準中型免許	12	<u>15</u>	<u>27</u>
		AT準中型車(5 t)限定準中型免	16	<u>15</u>	<u>31</u>
		許			
	普通免許		12	<u>15</u>	<u>27</u>
		AT普通免許	16	<u>15</u>	<u>31</u>
	大型特殊免討	4又は大型特殊第二種免許	22	<u>25</u>	<u>47</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	30	<u>25</u>	<u>55</u>
		ビラ限定大型特殊第二種免許			
	普通第二種的	 包許	7	3	10
		AT普通第二種免許	11	3	14
普通第二種免	大型免許	Annual control of the second s	3	9	12
許(AT普通	中型免許		3	9	12
第二種免許を		中型車(8 t)限定中型免許	3	9	12
除く。)		AT中型車(8 t)限定中型免許	3	13	16
	準中型免許		3	9	12
		準中型車 (5 t) 限定準中型免許	3	9	12
		AT準中型車 (5 t) 限定準中型免	3	13	16
		許	-		
	普通免許		3	9	12
	III.	AT普通免許	3	13	16
	大刑特殊色言	インは大型特殊第二種免許	17	29	46
	/生10///06#	カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	21	33	54
		ピラ限定大型特殊第二種免許	21	00	<u></u>
AT普通第二	大型免許	ことは八里市が第一種が開	3	9	12
種免許	中型免許		3	9	12
Tame/GPT	T MAC JURT	中型車 (8 t) 限定中型免許∀はA	3	9	12
		T中型車(8t)限定中型免許人(4A	2	2	12
	進中型免許	1 中国単 (O t)	9	0	19
	华中空咒計	海中和南 (E ,) 阳宁海中和4-24	3	9	12
		準中型車 (5 t) 限定準中型免許	3	9	12
		AT準中型車 (5 t) 限定準中型免	3	9	12
		許			
	普通免許		3	9	12
		AT普通免許	3	9	12
	大型特殊免討	件又は大型特殊第二種免許	17	<u>25</u>	42

令和7年6月18日 水曜日

別表第四(第三十三条関係)

一 技能教習の教習時間の基準

			教習	時間(時隊	数)		
教習に係る免	701-77	Street var de die en de feet Transfelik T	基本操作				
許の種類	規に気	けている免許の有無及び種類	及び基本	応用走行	愔		
			走行				
[時]							
大型第二種免	大型免許		8	9	<u>17</u>		
許		マイクロバス限定大型免許	10	<u>13</u>	<u>23</u>		
	中型免許		10	<u>13</u>	<u>23</u>		
		中型車(8 t)限定中型免許	12	<u>16</u>	<u>28</u>		
		AT中型車(8 t)限定中型免許	16	<u>16</u>	32		
	準中型免許		13	<u>16</u>	29		
		準中型車(5 t)限定準中型免許	15	<u>18</u>	<u>33</u>		
		A T 準中型車(5 t) 限定準中型免	19	<u>18</u>	<u>37</u>		
		許					
	普通免許		15	<u>18</u>	33		
		AT普通免許	19	<u>18</u>	<u>37</u>		
	大型特殊免許	- F又は大型特殊第二種免許	23	28	<u>51</u>		
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	31	28	<u>59</u>		
		ビラ限定大型特殊第二種免許					
	中型第二種免	· 3	5	8	13		
		中型車(8 t)限定中型第二種免許	8	11	19		
		AT中型車(8 t)限定中型第二種	12	11	23		
		免許					
		準中型車(5 t)限定中型第二種免	12	13	25		
		許					
		AT準中型車(5 t)限定中型第二	16	13	29		
		種免許					
	普通第二種免	· 3群	15	13	28		
		AT普通第二種免許	19	13	32		
中型第二種免	大型免許	L.	8	9	17		
許	中型免許		8	9	17		
		中型車(8 t)限定中型免許	10	12	22		
		A T 中型車(8 t)限定中型免許	14	12	26		

A T準中型車(5 t)限定準中型免 16 <u>16</u> 32 普通免許 12 <u>28</u> <u>16</u> AT普通免許 16 <u>16</u> 32 大型特殊免許又は大型特殊第二種免許 22 <u>26</u> 48 カタピラ限定大型特殊免許又はカタ 30 26 <u>56</u> ピラ限定大型特殊第二種免許 普通第二種免許 11 AT普通第二種免許 11 15 普通第二種免 大型免許 10 18 許(AT普通 中型免許 8 <u>10</u> <u>18</u> 第二種免許を 中型車(8 t) 限定中型免許 8 10 <u>18</u> 除く。) AT中型車 (8 t) 限定中型免許 8 14 <u>22</u> 準中型免許 18 10 準中型車 (5 t) 限定準中型免許 8 <u>10</u> <u>18</u> AT準中型車 (5 t) 限定準中型免 14 <u>22</u> 8 普通免許 8 13 21 AT普通免許 17 <u>25</u> 大型特殊免許又は大型特殊第二種免許 17 47 30 カタピラ限定大型特殊免許又はカタ 21 34 <u>55</u> ピラ限定大型特殊第二種免許 AT普通第二 大型免許 8 <u>10</u> <u>18</u> 種免許 中型免許 8 10 <u>18</u> 中型車(8 t)限定中型免許又はA 8 10 <u>18</u> T中型車(8 t)限定中型免許 準中型免許 10 18 準中型車 (5 t) 限定準中型免許 8 <u>10</u> <u>18</u> AT準中型車 (5 t) 限定準中型免 18 8 10

準中型車(5 t)限定準中型免許

11

12

8

17

13

<u>13</u>

<u>26</u>

21

<u>21</u>

<u>43</u>

13

<u>16</u>

<u>24</u>

<u>28</u>

|準中型免許

普通免許

AT普通免許

大型特殊免許又は大型特殊第二種免許

別表第四(第三十三条関係)

一 技能教習の教習時間の基準

			教習	時間(時限	数)
教習に係る免	TE!	平3.2-4-1、7 条計の七無孔が経**	基本操作		
許の種類	現に	受けている免許の有無及び種類	及び基本	応用走行	計
			走行		
[同上]	-				
大型第二種免	大型免許		8	<u>10</u>	18
許		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		中型車(8 t) 限定中型免許	12	<u>17</u>	29
		AT中型車(8 t)限定中型免許	16	<u>17</u>	<u>33</u>
	準中型免許		13	<u>17</u>	30
		準中型車(5 t)限定準中型免許	15	<u>19</u>	<u>34</u>
		A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免	19	<u>19</u>	38
		許			
	普通免許		15	<u>19</u>	34
		AT普通免許	19	<u>19</u>	38
	大型特殊免	許又は大型特殊第二種免許	23	29	<u>52</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	31	29	<u>60</u>
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	中型第二種	免許	5	9	14
		中型車(8 t)限定中型第二種免許	8	12	20
		AT中型車 (8 t) 限定中型第二種	12	12	24
		免許			
		準中型車(5 t)限定中型第二種免	12	14	26
		許			
		A T準中型車(5 t)限定中型第二	16	14	<u>30</u>
		種免許			
	普通第二種免許		15	14	<u>29</u>
		AT普通第二種免許	19	14	<u>33</u>
中型第二種免	大型免許		8	<u>10</u>	18
許	中型免許		8	<u>10</u>	18
		中型車(8 t) 限定中型免許	10	<u>13</u>	23
		AT中型車 (8 t) 限定中型免許	14	13	27

ピラ限定大型特殊第二種免許

<u>50</u>

29

水曜日

、 56 を

55 に、 15 に、

「11」を「10」に、「15」を

を

26

を

25

に、「4」を

3

に改め、

同項の計の欄中「18」

を [17] に、[23] を

22 12,

27

を [26] に、[24]

を

23

に、 28 を

27 に、

32

を

31 に、 48

を を

「9」に改め、

同項の計の欄中

「12」に改め、 [14] に改め、

同表のAT普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、 同表の普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)の項の基本操作及び基本走行の欄中

に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「14」を「13」

同項の応用走行の欄中

10

を

[9]に改め、

_8 を

「3」に改め、

同項の応用走行の

[27] に、[29] を [28] に、[30] を

[29] に、[34] を [33] に、[14] を [13]

「12」に、「17」を「16」に、「16」を

18

を

「12」に改め、同表の備考14中「5時限」を「4時限」

[18] に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、

同表の中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)の項の応用走行の欄中

同項の計の欄中

24 を

[23] に、[28] を

令和7年6月18日 同項の計の欄中 $\overline{15}$ $\overline{27}$ 15 12 の計の欄中 10 を に、 16 に、20 を

<u>17</u>

に、「20」を「19」に改め、

を

[29] に、[4] を [3]

に、 8

を

「7」に改め、 10 に、15 を

同項の計の欄中

「18」を「17」に、「22」を「21」に、「23」を

[22] に、[27] を [13] に、[13] を

26 に、 24

を

10

を を 9 [10] を [9] に、[14] を

同表のAT中型第二種免許の項の応用走行の欄中

[16] に、[19] を

同表の備考4の第二号中

5時限

を

4時限

に改める

[16] に改め、

で 26 を

[25] に、[4] を [3] に改め、

(AT普通第二種免許を除く。)の項の基本操作及び基本走行の欄中

同項の計の欄中

18

を 17

に、 23

を [22] に、[24] を [14] に改め、

<u>23</u> に、

28

を

27

を

44

に、

53 を

52

を を

に、に、 11 13

を を

「8 を

に改め、 を

同項の応用走行の欄中

10 に、 45

を

9

に、 を 14 9

13

に改め、 同項の計の欄中

同項

の計の欄中

18

を 12 18 にを同

8 3

[3] に改め、

同項の応用走行の欄中

10

に改め、

同表のAT普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中

31 に、49 を 19 に、 30

<u>48</u>

に、 57 を

56 に、 11

を

官 |カタピラ限定大型特殊免許又はカタ|

[1~13 略]

14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれ 許を除く。)を受けている者、AT中型車(8 t)限定中型免許又は準中型車(5 t) 限定準中型免許を受け、かつ、準中型車 (5 t) 限定中型第二種免許 (AT準中型 車(5 t)限定中型第二種免許を除く。)を受けている者及びAT準中型車(5 t) けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類 に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。

について規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数 とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許 又は普通第二種免許のいずれかを受けている者(マイクロバス限定大型免許、中型免 許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車(5 t) 限定中型第二種免 限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車(5t)限定中型第二種免許又は普通第 二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する大型第 二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受

二 字科教智の教督時間の基準						
教習に係る免	現に受けている免許の有無及び種類		教習時間(時限数)			
許の種類	現に支げている発針の有無及び種類	学科⊢	学科口	計		
[略]						
大型第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>17</u>		
許	[略]					
中型第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	6	11	<u>17</u>		
許	[略]					
普通第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>17</u>		
許	[略]					
備考 [略]						

|カタピラ限定大型特殊免許又はカタ| 21 30 51 ピラ限定大型特殊第二種免許

[1~13 同上]

14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれ について規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数 とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許 又は普通第二種免許のいずれかを受けている者(マイクロバス限定大型免許、中型免 許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車(5 t)限定中型第二種免 許を除く。)を受けている者、AT中型車(8 t)限定中型免許又は準中型車(5 t)限定準中型免許を受け、かつ、準中型車(5 t)限定中型第二種免許(AT準中型 車(5 t)限定中型第二種免許を除く。)を受けている者及びAT準中型車(5 t) 限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車(5t)限定中型第二種免許又は普通第 二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する大型第 二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受 けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類 に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

- 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間(時限数)			
許の種類	現に支げている允計の有無及び種類		学科口	計	
[同上]					
大型第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	<u>12</u>	<u>19</u>	
許	[同上]				
中型第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	<u>12</u>	<u>19</u>	
許	[同上]				
普通第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	<u>12</u>	<u>19</u>	
許	[同上]				
備考 [同上]					

附 則

表中

0)

記載は注記である

条 この府令は、 (道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正) 施行期日 令和七年九年一日から施行する

第

条 一条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和六年内閣府令第六十号)の一部を次のように改正する。 24 を 23 12 29 を 28 に、30 を <u>29</u>に、 、 34 を 33 14 _ を [13] に、[20] を 14 を 13 [19] に改め、 に、 17 を 16 17 19 一種免許の を 18 項の応用走行の欄中 に、「9」を <u>8</u>に、 10 を を 9 11 に、 13

37

AT普通第二種免許に係る応用走行

別表第四第四号から第九号までに掲げる事項

十三

AT普通第二種免許に係る応用走行

別表第四第四号から第十号までに掲げる事項

に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表のAT普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中 同表の中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)の項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、 「22」を「21」に、「24」を「23」に改め、同表の中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)の項の応用走行の欄中「10」を 第三条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、 同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中 同表の普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」 同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表のAT中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」 [14] を [13] に改め、同項の計の欄中 [18] を [17] に、[24] 「9」に、「14」を「13」に改め、 同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」 18 を 17 に、 を [23]に改め、

[37] に、[52] を [51] に、[60] を [59] に、[14] を [13] に、[20] を [19] に、[26] を [25] に改め、同表の借着14の第三号中 [5 時限] を [4 時限] に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規 [73] に、[72] を [73] に、[73] に、[73] を [73] に、[73] を [73 第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「29」を「28」に、「9」を「8」に、「11」を「11」に改め、同項の計の欄中 [9]を[8]に、「33]を[32]に、「30]を[9]に、「41]を「31]に、「8]を「73]に、「51]を「52]に、「61]を「60]に、「14]を「13]に、「20]を「9」に、「20]を「8]に、「21」を「12]に、「14]を「15]に、「8]を「17]に、「72]を「14]に、「72]を「73]に、「8]を「73]に、「8]を「73]に、「8]を「73]に、「72]を「73]に、「73]を「73]に、「73]を「73]に、「73]を「73]に、「73]を「73]に、「73]を [73]に、「73]を「73]に、「73]に、「73]を「73]に、「73]を「73]に、「73]を「73]に、「73]を「73]に、「73]を「73]に、 | を [23] に、 [29] を | を [22] に、[33] を [32] に、[30] を [29] に、[34] を [33] に、[38] を [37] に、[53] を [52] に、[61] を [60] に、[14] を [13] に、[20] を [19] に、[26] を [25] に改め、同表のAT大型 に、[33] を [32] に、[39] を [39] に、[40] を [20] に、[40] を [40] に、[40] に、[40] を [40] に、[40] **[28]に、「30]を「29]に、「34]を「33]に、「49]を「48]に、「57]を「56]に、「14]を「13]に、「20]を「19]に、「26]を「25]に改め、同表の備考14の第三号中「5 時限** 18 を 17 に、

規

則

○国家公安委員会規則第十三号 三条第五項第一号二(同令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第三十三条第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十三条第五項第一号ハ、ホ、ヌからヲまで及びレ(これらの規定を同令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。)、第三十 自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

坂井

定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部改正)

完白動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を設定する規則を改造する規則を改造する規則を改造する規則を改造 国家公安委員会委員長 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(平成十年国家公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規 これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、

に人の乗降のための停車及び発進を除く。)及び第四号から第九号までに掲げる事項	T普通第二種免許」という。)を除く。)に係る応用走行 別表第四第一号、第二号(転回並び	十二 普通第二種免許(府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許(以下「A	び第五号から第九号までに掲げる事項	十一 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号 (転回を除く。)及	[一~十 略]	事項について行う教習とする。	習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める	第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教	(教習の科目の基準の細目)	改正後
に人の乗降のための停車及び発進を除く。)及び第四号から第十号までに掲げる事項	T普通第二種免許」という。)を除く。)に係る応用走行 別表第四第一号、第二号(転回並び	十二 普通第二種免許(府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許(以下「A	び第五号から第十号までに掲げる事項	十一 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(転回を除く。)及	[一~十 同上]			第一条 [同上]	(教習の科目の基準の細目)	改正前

- 2 れぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、そ
- 大型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する
- 衣第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る応用走行 別
- く。)に掲げる事項 基本走行 別表第一第一号及び第二号 (路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除 現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る基本操作及び
- **走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項** 現に普通免許を受けている者(次号に該当する者を除く。)に対する準中型免許に係る応用
- から第五号まで及び第十号に掲げる事項 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る応用走行 別表第一第一 三号
- れている技能に係る事項を除く。) 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行
- から第六号までに掲げる事項(普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能 に係る事項を除く。) 及び同表第七号に掲げる事項 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号
- 用走行 別表第四第四号(転回を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第一 |種免許に係る応
- 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る応用走行 (転回を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項 別表第四第
- 並びに坂道における走行を除く。) 及び第三号に掲げる事項 許に係る基本操作及び基本走行別表第四第二号(交差点の通行、 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者に対する普通第二種免 横断歩道及び踏切の通過

水曜日

ついて行う教習とする。 [一~七 略]

前項の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項に

令和 **7** 年 6 月 18 日

自動車専用道路における道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。別表第五及び第六におい て 第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項(高速自動車国道及び 除く。) に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表 全な運転(第十号において 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者(次号に該当する者を 「法」という。)第八十五条第十一項の旅客自動車(以下単に「旅客自動車」という。)の安 「旅客自動車の高速運転」という。)に必要な知識を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項に ついて行う教習とする。
- **大型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項** 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する
- 表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習 別
- 教習 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及一 現に普通免許を受けている者(次号に該当する者を除く。)に対する準中型免許に係る技能 び第三号から第十号までに掲げる事項

四|

- で及び第十号に掲げる事項 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習 第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号から第五号ま 別表第 第一
- から第六号までに掲げる事項(普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能』 瑪に普運二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習 別表第三第一号 に係る事項を除く。) 及び同表第七号に掲げる事項

[号を加える。]

- 能教習 別表第四第一号、 及び第十号に掲げる事項
- 一号、第二号(転回を除く。) 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習 第三号、 第四号 (転回を除く。)、第六号及び第十号に掲げる 別表第四第

[号を加える。]

七||

州

4 3 同同上上

同上

車の高速運転」という。)に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況十五条第十一項の旅客自動車(以下「旅客自動車」という。)の安全な運転(以下「旅客自動 除く。)に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項(高速自動車国道及び 転」という。)に必要な知識を除く。 に応じて設定した経路における旅客自動車の運転(以下 自動車専用道路における道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者(次号に該当する者を 「経路の設定による旅客自動車の運 別表

+ に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 一号から第四号までに掲げる事項及び旅客自動車の高速運転に必要な知識 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者(前号に該当する者を除く。) 別表第六第

(教習時間の基準の細目)

る区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、 次の各号に掲げ

免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第六号に掲げる事十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行(現に中型第二種 項に係る教習を二時限並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時 限行うこと。

一十四・十五

(教習方法の基準の細目

第三条 合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当 該各号に定めるものとする。 府令第三十三条第五項第一号ハ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場

- 事項の一部について行う眩惑等体験教習 許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免 別表第四第七号に掲げる
- 2 ぞれ当該各号に定めるものとする。 する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ 府令第三十三条第五項第一号二(府令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用

二 五 五

- 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第九号に掲げる事項に係る教習 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種
- 時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけ 号に掲げる事項に係る教習(同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習を二 許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) るもの又は別表第四第六号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免 別表第四第六号及び第九
- 3 号に定めるものとする。 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 府令第三十三条第五項第一号ホ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に 係る教習 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種

+る旅客自動車の運転に必要な知識 に対する大型第二種免許、 二号から第四号までに掲げる事項、 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者(前号に該当する者を除く。) 中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定によ 別表第六第

(教習時間の基準の細目)

第二条 同上

二~十二 同上

免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第七号に掲げる事十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行(現に中型第二種 項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時

干四·十五 同上

限行うこと。

(教習方法の基準の細目)

第三条 同上

許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 事項の一部について行う眩惑等体験教習 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免 別表第四第八号に掲げる

2 同上

同上

- 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種 別表第四第十号に掲げる事項に係る教習
- 許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号、第七号 合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限 教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場 及び第十号に掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免

3 同上

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種[一~五 同上] 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に 係る教習

- 許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号及び第五、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免 当該教習の一部として行う観察教習に限る。) 号から第八号までに掲げる事項に係る教習(同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、
- 4 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 号に定めるものとする。 府令第三十三条第五項第一号ヌ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
- 三 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者 に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習
- に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者
- 5 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 号に定めるものとする 府令第三十三条第五項第一号ル(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
- 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に 係る教習 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種
- る事項に係る教習 免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号、 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種 第五号及び第八号に掲げ
- 6 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 号に定めるものとする。 ロむ。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各府令第三十三条第五項第一号ヲ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を
- 一~三略

水曜日

- 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 光許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種
- 免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げ る事項に係る教習 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種

令和 **7** 年 6 月 18 日

- 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 号に定めるものとする。 府令第三十三条第五項第一号レ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
- 係る教習(同号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コース免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に の通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習(次号において「鋭角コース通過等教習」という。) に限る。 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種

- |許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号及び第六|| 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免 号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、 当該教習の一部として行う観察教習に限る。
- 4 同上
- に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者
- に対する技能教習を除く。) 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係
- 同 上

る教習

5

- 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に一 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種
- 三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種 号に掲げる事項に係る教習 免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号、 第五号、第六号及び第九
- 同上
- 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に
- 五 号に掲げる事項に係る教習 免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 元許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種
- 8 7 同上 同上
- 二~七
- 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種

10

略

略

- 九 号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、 に掲げる事項に係る教習(同麦第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同 免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号まで 教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、 ては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。次号及び第十一号において同 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種 同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっ 同表第八号に掲げる事項に係る
- 掲げる事項に係る教習 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第五号及び第七号から第九号までに 普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)に係る技能教習 別表第四第一号、 第二号
- 十一 AT普通第二種免許に係る技能教習 る事項に係る教習 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げ

第四条 略

2~8略

- うものとする 前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行
- 行った教習を含め三時限)を超えないこと。 続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して 時限又は二時限 習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者(現に中型第 ないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教 項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め四時限) 号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事 |種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあっては、それぞれ| 府令第三十三条第五項第一号二に規定する複数教習の教習時間は、 (別表第四第六号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き 三時限 (別表第四第六 を超え

- 基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限(現に中型第二種免許 又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限)を超えないこと。 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、
- 又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、 免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限)を超えないこと。 基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限(現に中型第二種免許 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間 府令第三十三条第五項第 基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限 一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、 一時限)を超えないこと。 (現に中型第二種

げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習に 免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げ る事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲 あっては凍結路面教習を行う場合に限る。次号及び第十一号において同じ。) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種

九

事項に係る教習 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第六号、 普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)に係る技能教習 第八号及び第九号に掲げる 別表第四第 一号、 号

+

十一 AT普通第二種免許に係る技能教習 に係る教習 別表第四第六号、 第八号及び第九号に掲げる事項

第四条 同上

[2~8 同上]

9 同 上

- 行った教習を含め四時限)を超えないこと。 習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者(現に中型第 号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事 続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して 時限又は三時限 項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め五時限)を超え ないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教 |種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあっては、 府令第三十三条第五項第一号二に規定する複数教習の教習時間は、四時限 (別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き (別表第四第七 それぞれ
- 三 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、 基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限(現に中型第二種免許 又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限)を超えないこと。
- 四 Ŧi. 又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、 基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限(現に中型第二種免許 免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、 基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限(現に中型第二種 一時限)を超えないこと。 一時限)を超えないこと。
- 10 同上

同上

	令和	1 /	年 6 月	1 4	3 1	水眶	臣口		占		 学 区				(万	グトラ	F 134	亏)			42
	生		第 二 第 条 指	借							 211		Pıl				19				
一 [略]	事項について行う教習とする。習(以下「技能教習」という。第一条 道路交通法施行規則(以第一条 道路交通法施行規則(以)		第二条の表を次のように改める。 条 指定自動車教習所等の教習の 基準に自動車教習所等の教習の基準	備考 表中の[]	五~九 [略]	[号を削る。]	から第九号まで 係る走行で旅客	四 府令第二十一		奥、従列注車、云二 交差点の通行、		「七~九・略」	第	略]		第九項第一号	12 第九項の規定。これぞれ同表の下	略		第九項第一号	表の中欄に掲げる字句は、除く。)に係る技能教習について、第五項の規定(第三号が
	?ついて行う教習とする。 「下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一の科目の基準の細目)	改正	6うに改める。 日所等の教習の基準の細目に関する時の教習の基準の細目に関する規則	の記載は注記である。			から第九号までに掲げる事項を除く。) 係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規	条の二の表に規定する交通法規に	(次号から第九号までに掲げる事項を除く。) ** ・	云回、人の乗옥のための亭事文び発進その也の夜1、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、	- 第四条関系)		第四条関係)		それぞれ一時限又は二時限	[略]	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる世第九項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、AT並		それぞれ一時限又は二時限	[略]	表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲除く。)に係る技能教習について準用する。この場合第九項の規定(第三号から第五号までを除く。)は
	る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第三十三条第一項第一号に規定する技能教	後	第二条の表を次のように改める。				から第九号までに掲げる事項を除く。) 係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行(次号	府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に[略]	多式キ666万名目重正の英華に伝ええ	奥、従列注車、伝可、人の乗降のための亭車及び発進その也の旅客自動車の運転に系る圭亍・交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変		道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行			二時限	[略]	「読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 文の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、		二時限	[略]	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同(第三号から第五号までを除く。)は、普通第二種免許(AT普通第二種免許を
			家公安				号	に	ŕ	亍 変	 						, ,				
一同上	第一条 [同上]		(令和六年国家公安委員会規則第八号)		[一号ずつ繰り上六~十] [同上]	の運転に係る走行	から第十号ま	四 府令第二十一三 [同上]	±h	車通		「七~九 司上」 六 運転車が交通法規に従い、	第	[同上]		第九項第一号	12 同 上	[同上]		第九項第一号	11 同 上
	基準の細目)	改)の一部を次のように改正する。		上げる。]	規に従い、	から第十号までに掲げる事項を除く。)係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同	条の二の表に規定する交通	「次号から第十号までに掲げる事項を除く。) 第一条多類国 単国 フロ野国の力をの存員	、妘可、人の乗降のための夏行、横断歩道及び踏切の通過	- 第四条関系)	湿規に従い、道路及び交通	-第四条関係)		それぞれ一時限又は三時限	[同上]			それぞれ一時限又は三時限	[同上]	
		正	する。			週の状況	表に担	世法規) I	ア車及び週、坂道		週の状況			限				限		
						に応じ	%定する	従い、	3	が発生を担におけ		に応じ			<u></u>				→ 1		
		前				道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車	でに掲げる事項を除く。)客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行(次号	道路及び交通の状況に応じた運転に	の名の方名を重正の近車が行る気名	伝可、人の乗육のとめの亭車及び発隹その也の旅客自動車の運伝こ系る圭亍、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変		道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行			三時限	[同上]			三時限	[同上]	

びに隘路への進入を除く。)及び第四号から第十号までに掲げる事項 という。)を除く。)に係る応用走行 中型免許(府令第二十四条第四項第一号に規定するAT中型免許(以下 大型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 別表第一第一号、 第二号(路端における停車及び発進並 「AT中型免許

AT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

号に掲げる事項(同表第四号、 免許」という。)を除く。)に係る応用走行 る教習事項を除く。) 発進並びに隘路への進入を除く。)及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、 (急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。)、 準中型免許(府令第二十四条第四項第1 第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係 二号に規定するAT準中型免許(以下「AT準中型 別表第一第一号、 第二号(路端における停車及び 第七号及び第八 第五号

車に係る教習事項を除く。) び第八号に掲げる事項(同表第四号、 第五号(急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。)、 AT準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、 第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、 貨物自動 第七号及

げる事項

十~十三 という。)を除く。)に係る応用走行 普通免許(府令第二十四条第四項第三号に規定するAT普通免許(以下 略 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲 「AT普通免許

十四四 までに掲げる事項 大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(転回を除く。)及び第五号から第九号

四号(中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。)及び第五号から第九号までに掲 号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。)を除く。)に係る応 T中型第二種免許」という。)を除く。この号において同じ。)及び普通第二種免許(同項第五 中型第二種免許(府令第二十四条第四項第四号に規定するAT中型第二種免許(以下「A 別表第四第一号、 第二号 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第

れぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、そ 型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。) 及び第五号から第九号までに掲げる事項 AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(AT中

第四号、第五号及び第十号に掲げる事項 種免許を受けている者に対する中型免許 く。)を受けている者及び現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受け、かつ、AT普通第一 現に準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除 (AT中型免許を除く。)に係る応用走行 別表第

> [号を加える。] 大型免許及び中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

三 [同上] [号を加える。]

号(急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。)、 係る教習事項を除く。) 八号に掲げる事項(同表第四号、 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、 第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、 第七号及び第 貨物自動車に

[号を加える。]

同上

六||五|| という。)を除く。)に係る応用走行 普通免許(府令第二十四条第四項第一号に規定するAT普通免許(以下「AT普通免許」 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲

同上

[三号ずつ繰り下げる。]

び第五号から第九号までに掲げる事項 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号 (転回を除く。)及

十二 普通第二種免許(府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許(以下「A T普通第二種免許」という。)を除く。)に係る応用走行 別表第四第一号、第二号(転回並び に人の乗降のための停車及び発進を除く。)及び第四号から第九号までに掲げる事項

当 AT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号から第九号までに掲げる事項

2 同上

表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る応用走行 別

第四号、第五号及び第十号に掲げる事項 通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する中型免許(AT中型免許を除く。)に係る応 受けている者にあっては、現に準中型免許 (AT準中型免許を除く。)又は普通免許 (AT普 現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者(現にAT普通第二種免許を 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、

を除く。)又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する中型免許 現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者(現に準中型免許(AT準中型免許 (AT中型免許を除

別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

く。)に係る応用走行

応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項 現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT中型免許に係る

略

から第十号までに掲げる事項 者を除く。)に対する準中型免許 現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者(現に普通第二種免許を受けている (AT準中型免許を除く。)に係る応用走行 別表第一第三号

する準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る応用走行 における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。) 及び第三号から第十号までに掲げる事項 T普通免許を除く。)を受け、 (AT準中型免許を除く。)に係る応用走行 現に普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に普通免許(A 現にAT普通免許を受けている者 (現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。)に対 かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲 別表第一第一号、 第二号(路端

五‖

まで及び第十号に掲げる事項 いる者を除く。)に対する準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る応用走行 別表第一第 現にAT普通第二種免許を受けている者(現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けて 号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号から第五号

対するAT準中型免許に係る応用走行 現にAT普通免許を受けている者(現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。)に 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項 別表

第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項 現にAT普通第二種免許を受けている者に対するAT準中型免許に係る応用走行

免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る応用走行 号及び第九号に掲げる事項 現に普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する中型第 別表第四第四号(転回を除く。)、 第二種

|発進を除く。)、第四号(転回を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項 を除く。) に係る応用走行 現にAT普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許(AT中型第二種免許 別表第四第一号、 第二号 (転回並びに人の乗降のための停車及び

現にAT普通第二種免許を受けている者に対するAT中型第 二種免許に係る応用走行

 $\frac{3}{4}$

略

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

四||三| 同上

走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項 現に普通免許を受けている者 (次号に該当する者を除く。)に対する準中型免許に係る応用

[号を加える。]

から第五号まで及び第十号に掲げる事項 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

同上

四号(転回を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第1 一種免許に係る応用走行 別表第四第

[号を加える。]

 $+\|$ 同上

[号を加える。]

[3・4 同上]

(教習方法の基準の細目)

6 府令第三十三条第第三条 [1~5 略]

- 許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習大型免許に係る応用走行 (現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免

- 者に対する教習を除く。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習五 AT中型免許に係る応用走行(現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている
- 17 焦り型色片(A、焦り型色片とは上のことにおり生け(見こん、脊腫等に腫色片となけて通常に種の一種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第二第三号に掲げる事項 一 一連中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る基本操作及び基本走行(現に普通免許又は普
- 工場の女子 (同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第いる者(現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習に限る。) 世 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る応用走行(現にAT普通第二種免許を受けて
- 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習(**)を受けている者を除く。)に対する教習に限る。)(**)を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習に限る。)に係る応用走行(現に普通免許(AT普通免許を除八 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る応用走行(現に普通免許(AT普通免許を除
- る教習 (同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。)に係る事項(同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第五号及び第九号に掲げ第二号(現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。)に係る応用走行(現にAT普通免許を受けている者

(教習方法の基準の細目)

第三条 14~5

6 同上

普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第九号に掲げる事項に大型免許又は中型免許に係る技能教習 (現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は

係る教習

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

いる者を除く。)に対する技能教習に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習一 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けて

[号を加える。]

者に対する教習を除く。)

官

|許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第二第三号に掲げる事項に係る教習 AT準中型免許に係る基本操作及び基本走行(現にAT普通免許又はAT普通第二種免

種免許を受けている者を除く。)に対する教習に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る AT準中型免許に係る応用走行(現にAT普通免許を受けている者(現にAT普通第一

号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して る者に対する教習を除く。)

別表第一第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習 う場合に限る。) AT準中型免許に係る応用走行(現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けてい (同表第六

げる事項に係る教習 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第三号に掲

五五 者に対する教習に限る。) 大型第二種免許に係る応用走行(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている 大型第二種免許に係る応用走行(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

T普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第五号に掲げる 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る応用走行(現に普通第二種免許(A 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第一号、第二号 ための停車及び発進を除く。)及び第五号に掲げる事項に係る教習 事項に係る教習 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る応用走行(現にAT普通第二種免 (転回並びに人の乗降の

水曜日

受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のため の停車及び発進を除く。)、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る応用走行(現に普通第二種免許を

教習に限る。) 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習 AT中型第二種免許に係る応用走行(現にAT普通第二種免許を受けている者に対する

る教習を除く。) 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習 AT中型第二種免許に係る応用走行(現にAT普通第二種免許を受けている者に対す

令和7年6月18日

8

含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 号に定めるものとする。 府令第三十三条第五項第一号レ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各

許を受けている者に対する技能教習に限る。) 大型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

> 能教習を除く。) 教習と連続して行う場合に限る。) 野習を除く。) 別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習準中型免許に係る技能教習 (現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技 (別表第一第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、 別表第二第八号に掲げる事項に係る

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

係る教習 免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習 別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に (現に中型第 一種免許又は普通第

[号を加える。]

四‖

五 免許を受けている者に対する技能教習を除く。) る事項に係る教習 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種 別表第四第三号、 第五号及び第八号に掲げ

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

8 7 同同上上

普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 係る教習 |通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事項に大型免許又は中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は

報

官

一大型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免じ。)

| 路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事項に係る教習 | 「日本の進入を除く。」及び第五号に掲げる事項に係る教習になっては、現に準中型免許を除く。」とは普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。) | 「日本の進入の進入を受けている者を除く。) | 「日本の進入を受けている者にあっては、現に準中型免 | 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二四 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二

び第九号に掲げる事項に係る教習 (現に普通免許(AT中型免許(AT中型免許(AT中型免許(AT中型免許(AT中型免許(AT中型免許(AT中型免許(AT中型免許(AT中型免許)の表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(現に準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通第二種免許を除く。)五 中型免許(AT中型免許を除く。)

一並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習 項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。) 写、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事件、第二号(AT中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現に準中型免許、普通免許(AT普通

__者に対する技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習七 AT中型免許に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている

掲げる事項に係る教習物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第七号に掲げる事項(資利、AT中型免許に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている人。

に掲げる事項に係る教習 (名丁普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号及び第五号A丁普通第二種免許を受けている者又は現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受け、かつ、二種免許を除く。)を受けている者又は現に普通免許(AT普通第二種免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許(AT普通第

教習」という。)を行う場合に限る。第四号において同じ。) 教習」という。)を行う場合に限る。第四号において同じ。)を行う場合に限る。第四号において同じ。)を行う場合に限る。第四号において同じ。)を行う場合に限る。第四号において同じ。)を行う場合において原と、同志第七号に掲げる事項に係る教習(同志第八号と認める方法により行う教習(以下コースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(以下コースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(以下コースその他の設備において「日没時教習」という。)又は同号に掲げる事項に係る教習にあってはを間において「再法第九号に掲げる事項に係る教習にあっては接した時間に自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下この項において「凍結路面の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下この項において「凍結路面の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下この項において「凍結路面の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下この項において「凍結路面の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下この項において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備において「凍結路面の設備に対した。」

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

る。) 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習 準中型免許に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限

五‖

官

限る。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、 第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習 いる者(現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する技能教習に 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習(現にAT普通第二種免許を受けて

除く。)を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する技能教習に限 険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状 る。)

別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項 同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習 態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除く。)並びに 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通免許 (貨物自動車の危 (AT普通免許を

号に掲げる事項、 した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる く走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測 一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号及び第五 (現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する技能教習に限る。) 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習(現にAT普通免許を受けている 同表第七号に掲げる事項 (貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づ 別表第

げることができると認められるものに限り、 あってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあ 習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習に る事項に係る教習(別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号 を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、 知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行 る事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認 許を受けている者に対する技能教習を除く。) に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十六号において同じ。) 交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転 に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教 五号に掲げる事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。)及び同表第七号に掲げ 及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げ 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通免許又は普通第二種免 同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては 別表第一第 号、 第二号 (路端における停車 同表第

教習に限る。) AT準中型免許に係る技能教習(現にAT普通第二種免許を受けている者に対する技能 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に 種免許を受けている者を除く。)に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号及び第五号に掲 (交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運 AT準中型免許に係る技能教習(現にAT普通免許を受けている者(現にAT普通第一 同表第七号に掲げる事項 (貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行

四

第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を いる者を除く。)に対する技能教習に限る。) 聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能 に基づく走行を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けて 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項 同表

[号を加える。]

能教習を除く。) 覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に ると認められるものに限り、 の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同麦第九号に掲げる事項に係る教習にあっては 凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコース 事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。) 及び同表第七号に掲げる事項に係る く。) 並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる できない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除 自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することが 基づく走行に係る教習を行う場合に限る。 において教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができ 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技 (別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物 同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴

[号を加える。]

[号を加える。]

一行る事項に係る教習 (現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている・)を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走びる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚によりげる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚によりげる事項(原物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚によりがる事項、原表第七号に掲げる事項に係る教習を持ている事項に係る技能教習(現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている事項に係る教習

1.十八 [版

一号<u>、</u>第二十二号及び第二十四号において同じ。) 及び縦列駐車に係る教習(次号において「鋭角コース通過等教習」という。)に限る。第二十及び縦列駐車に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換掲げる事項に係る教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同号に者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同号に上、大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている

部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。)結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては時であっては凍者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項に係者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係者に対する技能教習を除く。)

及び第九号に掲げる事項に係る教習(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号二十一(中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許

乗降のための停車及び発進を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の二十二)中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る技能教習(現にAT普通第二種

号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習く。) 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第五免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除合許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種一十三)中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種

る技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習一十四 AT中型第二種免許に係る技能教習(現にAT普通第二種免許を受けている者に対す

掲げる事項に係る教習許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに一十五 AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許に係る技能教習(現にAT普通第二種免

第四条 [略]

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ2 前項の規定 (第四号を除く。)は、中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習について

[号を加える。]

・七 司上

[十一号ずつ繰り下げる。]

- う。)に限る。)

 「、大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習(次号において「鋭角コース通過等教習」といの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コース係る教習(同号に掲げる事項に係る教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に、大型第二種免許又は中型第二種免許又は普通第二種

[号を加える。]

[号を加える。]

掲げる事項に係る教習 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第五号及び第七号から第九号までに、「転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)に係る技能教習 別表第四第一号、第二号

[号を加える。]

第四条 [同上]

字句に読み替えるものとする。いて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる2 前項の規定 (第四号を除く。)は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合にお

許	免許若しくは普通第二種免許	
準中型免許若しくは普通第一	中型免許、準中型免許、中型第二種	前項第一号

																													前項第七号		前項第六号
																				洞した時間数)	或シニ 宇見女ン	教習にあっては、一時限			者		免許又は普通第二種免許	中型免許、準中型免許、中型第二種	三時限		行う教習
限数)を減じた時限数)	当該教習に係る時限数を加えた時	を行う場合にあっては、三時限に	(運転シミュレーターによる教習	に対する教習にあっては三時限	二種免許を受けている者を除く。)	丁準中型免許を除く。) 又は普通第	受けている者(現に準中型免許(A	通免許(AT普通免許を除く。)を	時限数)を減じた時限数、現に普	に当該教習に係る時限数を加えた	習を行う場合にあっては、五時限	限(運転シミュレーターによる教	く。)に対する教習にあっては五時	許を除く。)を受けている者を除	除く。)又は普通免許(AT普通免	に準中型免許(AT準中型免許を	許を受けている者にあっては、現 -	種	許又はAT普通第二種免許を受け -	千代は 1、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	見こん「進行	教習にあっては一時限	通第二種免許を受けている者	許を除く。)を受け、かつ、AT普 -	者及び現に普通免許(AT普通免	通第二種免許を除く。)	く。)又は普通第二種免許(AT普	準中型免許(AT準中型免許を除	七時限		行う教習(別表第一第九号に掲げ
																														 <u>-</u> !!	
																													前項第七号		[項を加える。]
																												免許又は普通第二種免許			
																													準中型免許又は普通第二種免許		

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定する無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装置による教習は、別表第習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装置による教習は、別表第

以下同じ。)その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗し

て行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものと

許を除く。)に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装

二号に掲げる事項であって、交差点の通行(左折及び右折を含む。

置による教習は、

第一項第六号

行う教習

行う教習(別表第一第六号及び第

略

官

第一項第七号

十一時限

あっては、一時限)

ている者を除く。)に対する教習に る者(現に普通第二種免許を受け 四時限(現に普通免許を受けてい

る事項に係る教習に限る。) 九号並びに別表第二第三号に掲げ

免許又は普通第二種免許を受けてい 中型免許、準中型免許、中型第二種

を受けている者(現に普通第二種 普通免許(AT普通免許を除く。)

免許を受けている者を除く。)

減じた時限数)

一時限に

四時限に

AT普通第二種免許を受けている T普通免許を除く。)を受け、かつ、 減じた時限数、現に普通免許(A 教習にあっては、

一時限

教習にあっては四時限

限に当該教習に係る時限数を加え 教習を行う場合にあっては、二時 時限(運転シミュレーターによる いる者に対する教習にあっては二 普通第二種免許を除く。)を受けて 者及び現に普通第二種免許(AT

AT普通免許を受けている者(現 た時限数)を減じた時限数、現に

	れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ	第一項の規定(第四号を除く。)及び前項の規定は、AT中型免許に係る技能教習について準	
に重可型包干芸したよう		同表の中欄に掲げる字句は、	中型免許に係る技能教習につ	
Í		それぞ	いて準	

[項を加える。]

 $4\, \|$

許を除く。)に係る一第一項の規定	前項	第一項第七号	第一項第一号
許を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、第一項の規定(第四号及び第五号を除く。)及び第三項の規定は、	前項	免許又は普通第二種免許、中型第二種中型免許、準中型免許、中型第二種	通免許、準中型免許、中型第二種中型免許、準中型免許、中型第二種
において、次の表の上欄に掲げる規定の規定は、準中型免許(AT準中型免	次項	種免許AT準中型免許又はAT普通第二	第二種免許又はAT普通免許AT準中型免許若しくはAT普通

中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	4			
それが	" 第 一			
それ間	可の			
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる	規定			
トこの	(第 四			
掲げる	号及			
るおり	び第二			
明に読いて、た	4号を			
次の表	除く。			
えるも) 及 び			
そ 欄に掲)前 項			
する。	の規定			
規定	足は、			
一同表	準中			
の中	空 免 許			
懶に	: に 係			
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	項の規定(第四号及び第五号を除く。)及び前項の規定は、 準中型免許に係る技能教習に			
字句は	教習			
14	に			

第一項第二号		第一項第一号	7 第一項の規定により では、それぞれと同じ。 では、それぞれと同じ。 では、それぞれと同じ。 では、それぞれとり でに係る技能教習につい に係る技能教習につい に係る技能教習につい でしたのう。 では、それぞれとり 前項の規定により 前項の規定により 前項の規定により 前項の規定により 前項の規定により 前項の規定により 前項の規定により でに係る技能教習につい でに係る技能教習につい で、それぞれと時限
時限、応用走行にあっては二時限	通免許、準中型免許、中型第二種中型免許、準中型免許、中型第二種	時限	和 ぞれ 同表 の 下 欄 に 大型二輪免 許若 しく 大型二輪免 許若 しく 大型二輪免 許若 しく で 準 用 する。 この に 係る 技能 教 習 効 果 別 以 上 、 で 準 用 する。 この 除 の 大 型 に 検 で 教 習 効 果 別 以 上 、 で 準 所 する の で 郷 に 対 と 、 で 準 所 する の で 郷 に 対 と 、 で か の に か く の に か と 、 で か に か と 、 で か に か と 、 で か に か と 、 で か に か と 、 で か に か に か に か に か に か に か に か に か に か
別表第一に掲げる事項にあっては 三時限、別表第二に掲げる事項に あっては二時限を超えないこと。 ただし、現にAT普通免許又はA て普通第二種免許を受けている者 に対する教習にあっては、それぞ	免許の名で、一種免許又はAT普通	五時限、別表第二に掲げる事項に 五時限、別表第二に掲げる事項に	る者を除く。)に対する教習にあっては八時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数を加えた時限数)を減じた時限をあげることができない教習の教習に係る時限に当該教習に係る時限に当該教習に係る時限に当該教習に係る時限に当該教習に係る時限をあげることができない教習の教習時間は、基本操たが発ニー項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許できない教習の教習時間は、基本操をが発生ができない教習の教習時間は、基本操をあげることができない教習の教習時間は、基本操をあげることができない教習の教習時間は、基本操をあげることができない教習の教習にあっては、大型特殊第二種免許を除く。以下このは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限)以上行うものとする。第五項第一項及び前項の規定は、AT準中型免許する教習にあっては、七時限)以上行うものとする。第五項第一項及び前項の規定は、AT準中型免許の述がに第三項及び前項の規定は、AT準中型免許の述がに第三項及び前項の規定は、AT準中型免許の表の上欄に掲げる規定中同表の中高において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中高において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中高において、次の表の上間に掲げる実力に対する。

5			
十時限)以上、応用走行にない。以上、応用走行にない。以上、応用走行にないては、に係る技能教習効果をあげることければ教習効果をあげることは、「係る技能教習効果をあげることは、「大型特殊免許を対した。」		前項	
十時限)以上、応用走行にあっては十二時限(現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又はのみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。)又は大型十二時限(現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許(カタピラを有する大型特殊自動車ければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあってはに係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しな前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許	[同上]	前項	
のっては十二時限(現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又はは大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。)又は大型計若しくは大型特殊第二種免許(カタピラを有する大型特殊自動車とができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては上での第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなえて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許		次項	

[項を加える。] 「「原来系をはなっては、七時限)以上行うものとする。けている者に対する教習にあっては、七時限)以上行うものとする。

前項		第三項			第一項第七号	第一項第六号		第一項第三号
						ハ 号		
前項	0) -	別表第一第二号	減じた時限数)	教習にあっては、一時限	る者 ・型免許、準中型免許、中型第二種 ・中型免許、準中型免許、中型第二種 ・三時限	時限	行うこと	別表第一第一号
次項	号若しくは第三号 行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあっては一時限、別表第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあっては三時限(別表第音通免許又はAT普通第二種免許普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限)を超えないこと	別表第一第二号又は別表第二第二第七項	減じた時限数、現にAT普通第二 種免許を受けている者に対する教 種免許を受けている者に対する教 習にあっては、二時限に当該教習に係 あっては、二時限に当該教習に係 る時限数を加えた時限数)を減じ た時限数)	四時限に 教習にあっては四時限	AT普通免許を受けている者(現 にAT普通免許を受けている者(現	る教習にあっては、一時限) でいる者(現にAT普通第二種免 でいる者(現にAT普通第二種免 の時限(現にAT普通免許を受け	についてのみ行うこと についてのみ行うこと についてのみ行うこと。 たぎ又はAT普通第二種免許を受 免許又はAT普通第二種免許を受 のいてのみ行うこと。 についてのみ行うこと。	号別表第一第一号及び別表第二第一

[略]	第		前項	前項	前項項項
		第四号 [略]	前項第五号	第 五 号 号 及 び	前項第二号及び
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	の下欄に掲げる字句に読み替えるもの	中型第二種免許又は普通第二種免許中型第二種免許又は普通第二種免許	の下欄に掲げる字句に読み替えるもの	中型第二種免許又は普通第二種免許中型第二種免許又は普通第二種免許	一型第二種免許又は普通第二種免許中型第二種免許又は普通第二種免許の計
読み替えるものとする。	とする。	普通第二種免許	普通第二種免許 普通第二種免許 普通第二種免許 である。)	普通第二種免許 普通第二種免許 普通第二種免許 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
る字句に読み替え	字句に読み替え	(同上) 「同上」 「同上」 「同上」	字句に読み替え [同上] [同上] [同上] [可変二号及び 門項第二号及び 門項第二号及び 「表で	(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	字句に読み替え [同上] [同上] [同上] [項を加える。] [項を加える。]
る字句に読み替えるものとする。	へるものとする。	中型第二種免許又は普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許
			普通第二種免許		

第九項第二号 [同上]		二号 [略]	第十一項第二号
第九項第一号 [同上]		一号 [略]	第十一項第一
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表除く。)に係る技能教習について準用する11 第九項の規定(第三号から第五号まで	に読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる規定中 「種免許(AT普通第二種免許	る字句は、それぞれ同表の下能教習について準用する。こ(第三号から第五号までを除	14 第十一項の規定 を除く。)に係る技
	AT普通第二種免許	から 中型第二種免許又は普通第二種免許	第六号まで第六号まで
	AT普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許	
	AT普通第二種免許	一号 中型第二種免許若しくは普通第二種	第十一項第一号
	欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下	欄に掲げる字句に読み替えるものとする。の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	欄に掲げる字句にあいて、
[項を加える。]	AT中型第二種免許に係る教習について準用する。こ	(第三号を除く。)は、	13 第十一項の規定
	た時限数)		
	る時限数を加えた時限数)を減じ		
	あっては、三時限に当該教習に係		
	_		
	にあっては三時限(運転シミュ		
	けている者を除く。)に対する教習		
	いる者(現に普通第二種免許を受		
	(AT普通免許を除く。)を受けて		
	準中型免許を除く。) 又は普通免許		
	免許を除く。)、準中型免許(AT		
	中型免許(AT中		
	えた時限数)を減じた時限数、現		
	る教習を行う場合にあっては、五		
	五時限(運転シミュレーターによ		
	を除く。)に対する教習にあっては		
	普通免許を除く。)を受けている者		
	免許を除く。) 又は普通免許 (AT		
	除く。)、準中型免許(AT準中型		
	免許、中型免許(AT中型免許を		
	種免許を受けている者(現に大型		
	減じた時限数、現にAT普通第二	減じた時限数)	
	教習にあっては一時限	教習にあっては、一時限	
_	_	_	-

く。こ系る支援第九項の規定	この場合こおハて、欠の表の上欄こ曷げる規定中除く。)は、普通第二種免許(AT普通第二種免許
除く。)に係る技能	に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第九項第一号	[恒4]
第九項第二号	[同上]

令和7年6月	18日 水曜日	官	報	(号外第 134 号)	56
正 「略] 「明」	三 AT大型免許及びAT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げるいう。)を除く。)及び第四号から第十号までに掲げる事項という。)を除く。)及び中型免許(同項第二号に規定するAT中型免許(以下「AT中型免許」という。)を除く。)及び中型免許(同項第二号に規定するAT大型免許(以下「AT中型免許」という。)を除く。)及び中型免許(同項第一号に規定するAT大型免許(以下「AT大型免許」「号を削る。」	事項について行う教習とする。習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教(教習の科目の基準の細目)	第三条の表を次のように改める。	・ AT普通第一 (AT普通第一 (AT普通第一)	中型第二種免許又は普通第二種免許 大型免許、中型免許(AT中型免) 「略」
五 [同上] 「一号ずつ繰り上げる。] 「一号ずつ繰り上げる。] 「一号ずつ繰り上げる。] 「一号ずつ繰り上げる。]	四 AT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 一 一 一 一 一 一 一 一 一	第一条 [同上] (教習の科目の基準の細目)	改正前		中型第二種免許又は普通第二種免許 大型免許、中型免許、準中型免許

という。)を除く。)に係る応用走行 げる事項 普通免許(府令第二十四条第四項第四号に規定するAT普通免許(以下「AT普通免許」 別表第二第一号、 第二号及び第四号から第九号までに掲

 \bigcirc

 \triangleright

略

げる事項 四号(中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。)及び第五号から第九号までに掲 用走行 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第 号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。)を除く。)に係る応 T中型第二種免許」という。)を除く。この号において同じ。)及び普通第二種免許(同項第六 中型第二種免許(府令第二十四条第四項第五号に規定するAT中型第二種免許(以下「A

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、そ ぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

又はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型免許 (AT大型免許を除く。)に係る応 受けている者及び現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受け、かつ、AT中型第二種免許 種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を 現に中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)、中型第一 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

く。)、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項 る応用走行 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除 T普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する大型免許 (AT大型免許を除く。)に係 に中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(A ている者(現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあっては、現 現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受け

[号を加える。]

いる者を除く。) に対する大型免許(AT大型免許を除く。) に係る応用走行 く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けて から第十号までに掲げる事項 現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者(現に中型免許(AT中型免許を除 別表第一第四号

る事項 ている者に対するAT大型免許に係る応用走行 現にAT中型免許、 AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受け 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げ

五~二十二

 $\frac{3}{4}$

(教習方法の基準の細目)

1 5 5

含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 号に定めるものとする 府令第三十三条第五項第一号ヲ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

[号を削る。]

九‖ という。)を除く。)に係る応用走行 普通免許(府令第二十四条第四項第三号に規定するAT普通免許(以下「AT普通免許」 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲

げる事項 [同上]

[一号ずつ繰り上げる。]

十五 中型第二種免許(府令第二十四条第四項第四号に規定するAT中型第二種免許(以下「A げる事項 用走行 別表第四第一号、 号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。)を除く。)に係る応 四号 (中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。)及び第五号から第九号までに掲 T中型第二種免許」という。)を除く。この号において同じ。)及び普通第二種免許(同項第五 第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第

同上 同上

2

大型免許に係る応用走行 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

[号を加える。]

[号を加える。]

二~十九 [三号ずつ繰り下げる。] 同上

3・4 同上 (教習方法の基準の細目

第三条 [1~5 同上]

同 上

許を受けている者に対する教習を除く。) 大型免許に係る応用走行(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

- 掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。)に係る教習 型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT る者(現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあっては、 にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けてい 普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習に限る。) 別表第一第一号、 (路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事項(同号に 大型免許 (AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る応用走行(現 、現に中| 第二号
- 準中型免許 を除く。)に対する教習に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習 に普通免許 大型免許 (AT準中型免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者 (AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る応用走行(現 (AT普通免許を除く。)を受けている者(現に中型免許(AT中型免許を除く。)、
- 種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第一号、第二号 及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項 る事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。)に係る教習 に中型免許、 大型免許 (AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る応用走行(現 準中型免許、普通免許(AT普通免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第1 (路端における停車 (同表第五号に掲げ
- 第九号に掲げる事項に係る教習 T中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) AT大型免許又はAT中型免許に係る応用走行 (現にAT中型免許 AT準中型免許、 別表第

略

官

7

8 号に定めるものとする 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 府令第三十三条第五項第一号レ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

[号を削る。]

[号を削る。]

- 許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。) 種免許を受けている者(現にAT普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免 係る教習事項に限る。) に係る教習 の進入を除く。)及び第五号に掲げる事項 に対する教習に限る。) 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る応用走行(現にAT準中型免許又はAT普通第二 別表第一第一号、 (同号に掲げる事項にあっては、 クラッチの操作に 第二号 (路端における停車及び発進並びに隘路へ
- を受けている者 る者を除く。)に対する教習に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る応用走行(現に普通免許(AT普通免許を除く。) (現に準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通第二種免許を受けてい

三

る事項 第二号 免許を除く。)又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る応用走行(現に準中型免許、普通免許(AT普通 (路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第五号及び第九号に掲げ (同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。)に係 別表第一第 号、

四‖

者に対する教習を除く。) AT中型免許に係る応用走行 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習 (現にAT準中型免許又はAT普通第) 一種免許を受けている

五

六~二十一 [一号ずつ繰り上げる。] 同上 同上

8

同上

- 許を受けている者に対する技能教習に限る。) 大型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習
- 同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において 路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他 号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道 車の危険予測運転」という。)に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九 掲げる事項(貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転(以下この項において「貨物自動 許を受けている者に対する技能教習を除く。) を行う場合に限る。第五号、第六号、第八号、第十一号、 凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下この項において「凍結路面教習」という。) て「日没時教習」という。)又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、 の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(以下この項におい 大型免許に係る技能教習(現に中型免許、 準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に 第十二号及び第十五号において同

報

官

- | 大型免許(AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事に中型免許(AT中型免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に普通免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)、中型第二種免に中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現
- | 大型免許(AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)と係る技能教習(現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許を除く。)と対する技能教習に限る。) 別表第一第一号、第一等通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する技能教習に限る。) 別表第一第一号、第一等通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する技能教習に限る。) 別表第一第一号、第一型免許(AT中型免許を除く。)と対する技能教習に限る。)と係る技能教習(現一を教習)
- 用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(以下この項において「日没 準中型免許 場合に限る。次号、第六号、第九号、第十号及び第十三号において同じ。) 状態にある路面での走行に係る教習 (以下この項において「凍結路面教習」という。)を行う 九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の 時教習」という。)又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、 習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を る事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教 予測運転」という。) に必要な技能に基づく走行を除く。) 並びに同表第八号及び第九号に掲げ を除く。)に対する技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事 に普通免許 大型免許 (貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転(以下この項において「貨物自動車の危険 (AT普通免許を除く。)を受けている者(現に中型免許(AT中型免許を除く。)、(AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現 (AT準中型免許を除く。) 、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者 同表第
- 西 一大型免許(AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現 一大型免許(AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許、準中型免許、普通免許(AT普通免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二に中型免許、準中型免許、普通免許(AT普通免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二に中型免許、準中型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現
- 第一第五号に掲げる事項に係る教習 不中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表 AT大型免許又はAT中型免許に係る技能教習(現にAT中型免許、AT準中型免許、A
- 能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技工中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)別表六、AT大型免許又はAT中型免許に係る技能教習(現にAT中型免許、AT準中型免許、A

く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に普通免許(A 限る。) T普通免許を除く。)を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現に準中型免許(AT準中型免許を除 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

四

- 路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事項に係る教習に対する技能教習に限る。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに監許 【AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。)を受けている者を除く。)を受けている者を除く。)を受けている者を除く。)を受けている者を除く。)に漢中型免種免許を受けている者(現にAT普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許(AT中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二
- び第九号に掲げる事項に係る教習 (現に普通免許を除く。) がいる者を除く。) に対する技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる者を除く。)に対する技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げを受けている者(現に準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通第二種免許を受けていー 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通免許(AT普通免許を除く。)

五

並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能と基づく走行を除く。)及び第五号に掲げる事免許を除く。)又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)別表第一第一免許を除く。)又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)別表第一第一

六∥

- 者に対する技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習七 AT中型免許に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている
- 掲げる事項に係る教習物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に指げる事項(貨者に対する技能教習を除く。)別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨人工中型免許に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている)
- [二号ずつ繰り上げる。]パ〜十二 [同上]

許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車 げることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十四号において同じ。) 交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転 あってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあ 習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習に る事項に係る教習(別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号 五号に掲げる事項 (方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。)及び同表第七号に掲げ を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、 知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行 る事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認 及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げ に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通免許又は普通第二種免 同表第

十二~十六

及び縦列駐車に係る教習(次号において「鋭角コース通過等教習」という。)に限る。第十九掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換 者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習 (同号に 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている 第二十号及び第二十二号において同じ。)

者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係 部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。) 結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の 部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては凍 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている

水曜日

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許(AT大型免許を除く。)に係る技能教習は、 掲げるところにより行うものとする。 次に

令和 **7** 年 6 月 18 日

号に掲げる事項に係る教習に限る。)の教習時間は、一時限を超えないこと 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習 (別表第一第九

七

七 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令 習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数(現に中型免許(AT中型免許を除く。)、習時間から七時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、七時限に当該教 普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に普通免許(AT普通 準中型免許 別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教 免許を除く。)を受け、 (AT準中型免許を除く。)、中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は かつ、 AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に

> 習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習に 許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車 に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十六号において同じ。 交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転 げることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては あってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあ 知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行 及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げ る事項に係る教習(別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号 五号に掲げる事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。) 及び同表第七号に掲げ を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第 る事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認 に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教 準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通免許又は普通第二種免

[二号ずつ繰り上げる。] 同上

者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同号に 掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、 及び縦列駐車に係る教習(次号において「鋭角コース通過等教習」という。)に限る。 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている 第二十二号及び第二十四号において同じ。) る。第二十、方向変換

部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。) 結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の 者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係 る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の 一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては凍 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている

同上

[二号ずつ繰り上げる。]

第四条 前条に規定するもののほか、 ものとする。 大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行う

- 六 二~五 同上] 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、 時限を超えないこと。
- 習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数(現に中型免許、 免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、 習時間から三時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教 別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教 減じた時限数)以上行うこと。 ターによる教習を行う場合にあっては、 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令 一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数) 一時限(運転シミュレー 種 を

 $2\, \|$

免許(AT準中型免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。) 許(AT普通免許を除く。)を受けている者(現に中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現に普通免 型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者(現にAT中型第二種限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現にAT中型免許、AT準中対する教習にあっては一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時 前項の規定は、AT大型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表 時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数) いる者を除く。)に対する教習にあっては五時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合 く。)、準中型免許 (AT準中型免許を除く。)又は普通免許 (AT普通免許を除く。)を受けて 免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許(AT中型免許を除 に対する教習にあっては三時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三 以上行うこと。

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

[項を加える。]

				前項第七号	前項第六号	前項第一号
中型免許、AT中型第二種免許(AT普通第二種免許を受けている者(現にAT中型第二種免許を受けている者に・通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT中型免許を除く。)、	あっては一時限	受けている者では、外で、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を除く。)を受け、かつ、AT中型第者及び現に普通免許(AT普通免許)	許 (AT普通第二種免許を除く。) 二種免許を除く。) 又は普通第二種免 準中型免許(AT中型第 中型免許(AT中型第) 中型免許(AT中型免許を除	七時限	に係る教習に限る。)教習(別表第一第九号に掲げる事項	通免許、準中型免許、中型第二種中型免許、準中型免許、中型第二種
時限数	あっては、一時限	者	第二種免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許、AT準中型免許、	三時限	教習	普通第二種免許又はAT普通免許AT中型免許、AT準中型免許、

									3	II
					第一項第七号		第一項第一号	オぞオ同妻の下桐		
く。)、中型第二種免許を除く。)、中型第二種免許(AT準中型免許を除す。)、	く。)、現に中型免許(AT中型免許を除	現にAT中型第二種免許又は	T中型第二種免許、AT準中型免許、A	かつ、AT中型第二種免許又は	二種免許(AT中型免許を除く。)、中型第二種免許(AT中型免許を除す。)、中型第二種免許(AT中型免許を除する。)、		[略]	オぞれ同妻の丁楣に掛ける字句に訪み替えるものとする	ド欄こ掲げるさりこ売み替えるらりに下るこの場合において、次の表の上欄に掲げる定(第四号を除く。) は、中型免許(AT中	。) を受けている教習にあっては、 五時限に を対している者を を対している者を をが、 を受けている者を をが、 を受けている者を をが、 をでいる者を をが、 をでいる者を をが、 をでいる者を を加えた時限に が、 をでいる者を をが、 ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 ない、 でいる者を ない、 でいる者を ない、 ない、 でいる者を ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、
く。) (AT準中型免許を除一	、現に	現に	AT準中型免許	かつ、	準中型免許(AT準中型免許				规定中同表の中欄に掲げる字句は、そ空免許を除く。)に係る技能教習につい	
					前	前	前	7 7	2 ぎ 準 : 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

前項第一号	[同上]	
前項第六号	行う教習	る事項に係る教習に限る。)行う教習(別表第一第九号に掲げ
前項第七号	三時限	七時限
	免許又は普通第二種免許、中型第二種	通第二種免許を除く。) 運・の)又は普通第二種免許(AT普 連中型免許(AT準中型免許を除
	者	通第二種免許を受けている者許を除く。)を受け、かつ、AT普 ・ 本及び現に普通免許(AT普通免
	教習にあっては、一時限	教習にあっては一時限
	減じた時限数)	限(運転シミュレーターによる教 でいる者(現にAT準中型免許を受けている者(現にAT準通第二種免許を受けている者にあっては、現 に準中型免許(AT準中型免許を に準中型免許(AT準中型免許を に準中型免許(AT準中型免許を に準中型力のでは、現 がで、)と受けている者を除 に対する教習にあっては、現 がで、)に対する教習にあっては、現 がで、)に対する教習にあっては、現 がで、)に対する教習にあっては五時 は、現

							5 4	
				第一項第七号	第一項第六号	第一項第一号	R	
普通第二種免許を受けている者に(現にAT中型第二種免許を受けている者(現にAT中型第二種免許を受けている者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	あっては一時限	受けている者では、人工普通免許(AT普通免許を除く。)を受け、かつ、AT中型第二種免許を	許(AT普通第二種免許を除く。)、中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通第二種免件の一種免許を除く。)、中型第二種免許のでは、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、	七時限	 に係る教習に限る。) 教習 (別表第一第九号に掲げる事項	通免許、準中型免許、中型第二種中型免許、準中型免許、準中型免許、	れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中第一項の規定(第四号を除く。)及び前項の規定は、AT[略]	
時限数	あっては、一時限	者	種免許	三時限	教習	第二種免許又はAT普通免許	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞT中型免許に係る技能教習について準	
					_		4 3	
				第一項第七号	[項を加える。]	第一項第一号	同同上上	
			発言文に普通第二種免討	中型免許、準中型免許、中型第二種		通免許、準中型免許、中型第二種		
			種夕 記	AT準中型免許又はAT普通第二		第二種免許又はAT普通免許		習を行う場合にあっては、五時限 に当該教習に係る時限数を加えた に当該教習に係る時限数、現に普 通免許(AT普通免許を除く。)を 受けている者(現に準中型免許(A 下準中型免許を除く。)又は普通第 二種免許を受けている者を除く。) に対する教習にあっては三時限 (運転シミュレーターによる教習 を行う場合にあっては、三時限に 当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)

			 第 一			 第		中計	6 F			<u></u>																		
			一項第七号			第一項第六号	略	同表の中欄に掲	第一項の規定・	略]																				
受けている者及び現に普通免許(A)言(A7音正第二種夕評を除く)を		中型免許(AT中型免許を除く。)、	七時限		一時限	別表第一第九号		中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句	(第四号及び第五号を除く。)及び第四項			を減じた時限数	Ш	は、	(運転シミュレーターによる教習を	く。)に対する教習にあっては三時限	普通第二種免許を受けている者を除	ヽ゚)、中型第	⇒/r	る者(現に中型免許(AT中型免許	(AT普通免許を除く。)を受けてい	数)を減じた時限数、現に普通免許	当該教習に係る時限数を加えた時限	習を行う場合にあっては、五時限に	時限(運転シミュレーターによる教	を除く。)に対する教習にあっては五	T普通免許を除く。)を受けている者	中型免許を除く。)又は普通免許(A	免許を除く。)、準中型免許(AT準	あっては、現に中型免許(AT中型
-		普通免許(AT普通免許を除く。)	十一時限	は、一時限)	四時限(現に普通免許を受けてい	別表第二第三号別表第一第六号及び第九号並びに		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いて当月する。この場合において、次の妻の上欄に掛ける財気																						
		第一項第七号				第一項第六号	[同上]	中同表の中欄に掲れて	5	同上																				
教習にあっては、一時限	る者 免許又は普通第二種免許を受けてい 中型免許、準中型免許、中型第二種	三時限		一時限		行う教習		げる字句は、	を受けているでは、10~0。第四号及び第五号を除く。)及																					
教習にあっては四時限	免許を受けている者を除く。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十一時限	あっては、一時限)	と に 死	る事項に係る教習に限る。)	九号並びに別表第二第三号に掲げ行う教習(別表第一第六号及び第		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いて当月する。この場合にまいて、次の妻の上欄に掛ける財気																						

減じた時限数

者及び現に普通第二種免許(AT

T普通免許を除く。)を受け、かつ、

AT普通第二種免許を受けている

減じた時限数、

現に普通免許

時限に

四時限に

第三項

前項

第五項

えた時限数)を減じた時限数)時限に当該教習に係る時限数を加る教習を行う場合にあっては、六

同上

は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、

七時限)以上行うものとする。

ては、それぞれ七時限又は十時限)以上、応用走行にあっては十二時限(現に大型特殊免許又

項において同じ。)又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっ ラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。

以下この する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操 作及び基本走行にあっては十二時限 第四項 (AT準中型免許を除く。)に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許 中型免許を除く。)、準中型免許(A 五時限 準中型免許(AT準中型免許を除 中型免許(AT中型免許を除く。)、 T普通免許を除く。)を受け、かつ、 前項 減じた時限数 免許又は普通第二種免許 T準中型免許を除く。)、中型第二種 受けている者(現に中型免許(AT 普通免許(AT普通免許を除く。)を 除く。)を受けている者を除く。) 許を受けている者にあっては、 型第二種免許又はAT普通第二種免 種免許を受けている者(現にAT中 T中型第二種免許又はAT普通第二 く。)又は普通免許(AT普通免許を AT中型第二種免許又はAT普通第 AT中型免許、 略 時限 一種免許を受けている者 AT準中型免許、 (現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許(カタピ 現に Α を受け、 二種免許(AT普通第二種免許を 許を受けている者及び現に普通第 普通免許(AT普通免許を除く。) 四時限 第六項 八時限 にAT普通第二種免許 AT普通免許を受けている者 除く。)を受けている者 あっては、 にあっては六時限(運転シミュ けている者を除く。) に対する教習 免許(AT普通免許を除く。)を受 種免許を受けている者(現に普通 減じた時限数、現にAT普通第一 る時限数を加えた時限数)を減じ レーターによる教習を行う場合に た時限数 一時限 かつ、AT普通第二種免 六時限に当該教習に係

数を加えた時限数)を減じた時限

現にAT普通第二種免許を受

による教習を行う場合にあって

八時限に当該教習に係る時限

ては八時限(運転シミュレーター

る者を除く。)に対する教習にあっにAT普通第二種免許を受けていAT普通免許を受けている者(現

限に当該教習に係る時限数を加え教習を行う場合にあっては、二時時限(運転シミュレーターによるいる者に対する教習にあっては二普通第二種免許を除く。)を受けて

た時限数)を減じた時限数、現に

を除く。)に対する教習にあっては普通免許を除く。)を受けている者けている者(現に普通免許(AT

六時限(運転シミュレーターによ

は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限)以上行うものとする。(AT準中型免許を除く。)に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限(現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。)又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限(現に大型特殊免許者しくは大型特殊第二種免許(カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項においては、方のできない教習の教習時間は、基本操する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許

8 |

に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中。 第一項の規定(第四号及び第五号を除く。)並びに第四項及び前項の規定は、AT準中型免許

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

				第 一 項		第一項	略
				項第七号		第一項第六号	
中型第二種免許又は普通第二種免許中型免許(AT神型免許を除く。)、準型免許(AT中型免許を除く。)、準型免許(AT中型免許を除く。)、準にはいいのでは、AT普通免許(AT普通免	五時限	AT中型免許、AT準中型免許、AT中型免許、AT中型免許(AT中型免許を除く。) 本で受けている者にあっては、現に中型免許(AT中型免許を除く。)、 準中型免許(AT中型免許を除く。)、 本で受けている者にあっては、現に中型免許(AT中型免許を除く。)を除く。) ない、可能の対象には、現にの対象には、現にの対象には、のが、のが対象には、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	一時限	中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT準中型免許(AT中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)を受けている者及び現に普通免許(AT中型第二種免許を除く。)を受けている者及び現に普通免許(AT中型第二種免許を受けている者	一時限	に係る教習に限る。) 教習 (別表第一第九号に掲げる事項	
時限数	二時限	AT普通第二種免許を受けている	四時限	AT普通免許を受けている者(現にAT普通免許を受けている者を除く。)	四時限(現にAT普通免許を受けている者(現にAT普通第二種免でいる者を除く。)に対す	教習	

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中7 第一項の規定(第四号及び第五号を除く。)並びに第三項及び前項の規定は、AT準中型免許

				第一項第七号	第一項第六号	
減じた時限数)	一時限に	教習にあっては、一時限	会者 免許又は普通第二種免許を受けてい のでである。 のでは のでである。 のでする。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです	三時限	一時限	1
減じた時限数、現にAT普通第二レーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係あっては、二時限に当該教習に係あ時限数を加えた時限数)を減じた時限数)	四時限に	教習にあっては四時限	AT普通免許を受けている者(現 にAT普通免許を受けている者(現	七時限	る教習にあっては、一時限) 許を受けている者を除く。)に対す いる者(現にAT普通第二種免 四時限(現にAT普通免許を受け	

	1	9			
第 一 項 第 七 号	[略]	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	[略]		第四項
七時限 七時限 七時限 七時限 七時限数(現に中型免許(AT中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT中型免許(AT神型免許を除く。)を受けている者及び現に普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する教習にあっては、一時限と許を発言(AT中型第二種免許を除く。)を受けている者にあっては、一時限と許を受けている者に対する教習にAT中型第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許(AT中型第二種免許を除く。)を受けている者にあっては、現に中型免許(AT中型第二種免許を除付でいる者に対き通免許を除く。)で対する教習に係る時限数)を減じた時限数、現に中型免許(AT中型免許(AT中型免許を除く。)で対する教習にあっては、現に中型免許(AT中型免許を除く。)で対する教習にあっては、現に中型免許(AT中型免許を除く。)に対する教習にあっては、五時限(運転シミュレーターによる教習に係る時限数を減じた時限数、現に普通免許を除く。)に対する教習にあっては、五時限(運転シミュレーターによる教習に係る時限数を加えた時限と数)を減じた時限数、現に普通免許限数)を減じた時限数、現に普通免許限		えるものとする。		[略]	前項
時限数		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替いて準用する。この場合において、次の表いて準用する。この場合において、次の表			第八項
http:	1				
第 一 項 第 七 号	同上	一 の上欄に掲げる規定 の上欄に掲げる規定 通免許(AT普通免	[同上]		第二
三時限 三時限 三時限数(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許では、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)		中同表の中欄に掲げる字句は、許を除く。)に係る技能教習につ一号ただし書及び第四号から第		[同上]	前項
時 限 財 数 限	 	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替いて準用する。この場合において、次の表が号までを除く。)及び第三項の規定は、普			第七項

	7	10∥_		
	第一項第七号	中同表の中欄に掲げる字句は、丁普通免許に係る技能教習に第一項の規定(第一号ただ」	第四項	
- 普型許つ通現T型限時あユる通つ許く二中免を限!	七時限	1 うし1	「略」	(AT普通免許を除く。)を受けている者 (現に中型免許 (AT中型免許 を除く。)、準中型免許 (AT中型免許 学通第二種免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあっては、三時限で減少にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)
時限数	四時限	えるものとする。第四項の規定は、	第1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		定A	_	
		9 _		
- J 2	第一項第七号	中同表の中欄に掲げる字句は、工普通免許に係る技能教習にない。第一項の規定(第一号ただよりでは、	第三項	
た 時 よ は 受 型 限 眼	三時限			
限	四時限	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定書及び第四号から第六号までを除く。)及び第三項の規定は、A	第八項	

					13 11			
		Ţ J	前項第六号	略	- 12 [略] について準用する。 について準用する。		第四項[
減じた時限数)	[略]	中型第二種免許又は普通第二種免許	[略]		下欄に掲げる字	[略]	前項	を除く。)に対する教習にあっては五 智を行う場合にあっては、五時限に 当該教習に係る時限数、現に普通免許 を除く。)、準中型免許(AT中型免許 る者(現に中型免許(AT中型免許 る者(現に中型免許(AT中型免許 を除く。)、中型第二種免許又は 普通第二種免許を受けている者を除 ぐ。)に対する教習にあっては三時限 (運転シミュレーターによる教習を 行う場合にあっては、三時限に当該 教習に係る時限数を加えた時限 数。 が、中型第二種免許又は 普通第二種免許では、三時限に当該
準中型免許(AT準中型免許を除型免許(AT中型免許を除く。)、中免許(AT中型免許を除く。)、中ののでは、「人工」を対している者(現に大型を対している者(現に大型を対している者(現に人工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		発許を除く。)を受けている者及び 現に大型免許(AT大型免許を除 く。)、中型免許(AT大型免許を除 く。)、中型免許(AT中型免許を除 く。)、準中型免許(AT準中型 免許を除く。)又は普通免許(AT 普通免許を除く。)を受け、かつ、			-句に読み替えるものとする。「て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る教習中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)		第十項	
		Ī J	前項第六号	[同上]	12 10・11 10 10		第三項	
減じた時限数)	[同上]	中型第二種免許又は普通第二種免許	[同上]		Rの下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げるH忠三号を除く。)は、中型第二種免許(AT中型窓りる。]	[恒斗]	前項	
免許を除く。)又は普通免許(AT種免許を受けている者(現に大型を許、中型免許(AT中型免許を		普通第二種免許(AT普通第二種 免許を除く。)を受けている者及び 見に大型免許、中型免許(AT中 型免許を除く。)、準中型免許(A 下準中型免許を除く。)又は普通免 所(AT普通免許を除く。)を受け、 かつ、AT普通第二種免許			下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句号を除く。)は、中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る教習。]		第九項	

	11 17 1 7		/ 4	10	口 /小唯					•				/	1 21	- 1	<u> </u>	i 1					/ (
		松工	松工	松工	 15 〕同 を	姓 工	1. htt:	松口	 14 欄 の														
		第十二項第六号	第十二項第二号	第十二項第一号	 一表の中欄に掲げる字句は、 一家の中欄に掲げる字句は、 一家の規定(第三号が	第六号まで	第十二項第二号	第十二項第一号	欄に掲げる字句に夢														
[略]	中型第二種免許又は普通第二種免許 中型免許(AT中型免許を除く。)、 中型免許(AT中型免許を除く。)、 中型免許(AT中型免許を除く。)、 を除く。)	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第十二項の規定(第三号を除く。)は、AT中型第二種免許に係る教習について準用する。こ	時限数)を減じた時限数)に当該教室に係る時限数を加えた	音を行う場合にあっては、三時限	限(運転シミュレーターによる教	く。)に対する教習にあっては三時通第二種免許を受けている者を除	を除く。)を受けている者(現に普	く。)又は普通免許(AT普通免許	準中型免許(AT準中型免許を除	型免許(AT中型免許を除く。)、「「デューリー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディ		~	を行う場合にあっては、五時限に	(運転シミュレーターによる教習に対する) これ 丑 間	こ付ける女習にあっては江寺長を除く。)	・ボージ・・・ボージ・・・ボージ・・・ボージ・・・ボージ・・・ボージ・・・・・・・・
		第十一項第六号	第十一項第二号	第十一項第一号	同表の中欄に掲げる字句は、を除く。)に係る技能教習につを除く。)に係る技能教習についる。	第六号まで	第十一項第二号	第十一項第一号	欄に掲げる字句に芸 第十一項の規定														
[同上]	中型第二種免許又は普通第二種免許 大型免許、中型免許(AT普通免許(AT普通免許(AT準)の対象二種免許又は普通免許。	[同上]	[同上]	[同上]	同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中第十一項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、普通第二種免許(AT普通第二種免許		[同上]	[同上]	欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	た時間数	る時限数を加えた時限数)を減じ	あっては、三時限に当該教習に係	レーターによる教習を行う場合にしまっては三 時限(運転シミュ	けている者を除く。)に対する教習	いる者(現に普通第二種免許を受	(AT普通免許を除く。)を受けて	準中型免許を除く。)又は普通免許を言る降く、一発に過失許に	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	えた時限数)を減じた時限数、現	時限に当該教習に係る時限数を加	る教習を行う場合にあっては、五田阿、英華ミニュー・ダーにも	「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」	普通免許を除く。)を受けている者

[号を削る。]

官

16 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第十二項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、AT普通第二種免許に係る技能教習に

それぞれ同表の下欄	欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第十二項第一号	[略]
第十二項第二号	[略]
第十二項第六号	[略]

表中の の記載は注記である。

第四条の表を次のように改める。

第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教 習(以下「技能教習」という。)は、 事項について行う教習とする。 [一~十二 略] (教習の科目の基準の細目) 改 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 正 後

|教習にあっては、転回を除く。)及び第五号から第九号までに掲げる事項 の乗降のための停車及び発進を除く。)、第四号(大型第二種免許及び中型第二種免許に係る 通第二種免許」という。)を除く。)に係る応用走行 別表第四第一号、第二号(転回並びに人 いて同じ。)及び普通第二種免許(同項第七号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普 T大型第二種免許」という。)を除く。この号において同じ。)、中型第二種免許(同項第六号 に規定するAT中型第二種免許(以下「AT中型第二種免許」という。)を除く。 この号にお 大型第二種免許(府令第二十四条第四項第五号に規定するAT大型第二種免許(以下「A

除く。)及び第五号から第九号までに掲げる事項 表第四第四号(AT大型第二種免許及びAT中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を AT大型第二種免許、AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別

れぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、 そ

[一~十七 略]

種免許を除く。)を受けている者に対する大型第二種免許 (AT大型第二種免許を除く。)に係 現に中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第一

の乗降のための停車及び発進を除く。)、第四号(転回を除く。)、第五号及び第九号に掲げる 許(AT大型第二種免許を除く。)に係る応用走行 別表第四第一号、第二号(転回並びに人 現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免

一十一~二十四 種免許に係る応用走行 現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT大型第一 略 別表第四第四号(転回を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項

 $\frac{3}{4}$ 略

> 15 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第十一項の規定 (第三号から第五号までを除く。)は、AT普通第二種免許に係る技能教習に

3 3 4 5 3 4 H H & () -	1、 31、 31 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第十一項第一号	[匣斗]
第十一項第二号	[匣斗]
第十一項第六号	[匣4]

(教習の科目の基準の細目)

改

正

前

条 同上

第

十三 大型第二種免許に係る応用走行

までに掲げる事項 中型第二種免許(府令第二十四条第四項第五号に規定するAT中型第二種免許(以下「A

別表第四第四号(転回を除く。)及び第五号から第九号

号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。)を除く。)に係る応 四号 (中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。)及び第五号から第九号までに掲 用走行 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第 げる事項 T中型第二種免許」という。)を除く。この号において同じ。)及び普通第二種免許(同項第六

土五 型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。)及び第五号から第九号までに掲げる事項 AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(AT中

2 同上

[一~十七 同上]

十八 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る 応用走行 別表第四第四号(転回を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項

[号を加える。]

[号を加える。]

十九~二十二 [二号ずつ繰り下げる。]

[3・4 同上]

水曜日

第三条 (教習方法の基準の細目) [1~5 略]

6 号に定めるものとする。 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 府令第三十三条第五項第一号ヲ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

[一~十三 略] [号を削る。]

[号を削る。]

五号に掲げる事項に係る教習 許を除く。)に係る応用走行(現に中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第 |種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する教習に限る。) 大型第二種免許(AT大型第二種免許を除く。)又は中型第二種免許(AT中型第二種免 別表第四第

者に対する教習に限る。) 発進を除く。) 及び第五号に掲げる事項に係る教習 許を除く。)に係る応用走行 大型第二種免許(AT大型第二種免許を除く。)又は中型第二種免許(AT中型第二種免 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び (現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている

許を除く。)に係る応用走行(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対す く。)、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習 る教習を除く。) 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除 大型第二種免許(AT大型第二種免許を除く。)又は中型第二種免許(AT中型第二種免

又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第五号に掲げる事 AT大型第二種免許又はAT中型第二種免許に係る応用走行(現にAT中型第二種免許

又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第五号及び第八号 に掲げる事項に係る教習 AT大型第二種免許又はAT中型第二種免許に係る応用走行(現にAT中型第二種免許

令和7年6月18日

8 含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、 府令第三十三条第五項第一号レ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

[一~十六 略]

号に定めるものとする

[号を削る。]

(教習方法の基準の細目)

三条 [1~5 同上]

6 同 上

者に対する教習に限る。) 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習 大型第二種免許に係る応用走行(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている

者に対する教習を除く。) 大型第二種免許に係る応用走行(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十六 中型第二種免許 (AT中型第二種免許を除く。)に係る応用走行 (現に普通第二種免許 (A T普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第五号に掲げる 事項に係る教習

十七 許を受けている者に対する教習に限る。) ための停車及び発進を除く。)及び第五号に掲げる事項に係る教習 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る応用走行 別表第四第 号、 第二号 (転回並びに人の乗降の (現にAT普通第二種免

受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第一号、第二号 の停車及び発進を除く。)、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る応用走行(現に普通第二種免許を (転回並びに人の乗降のため

十九 教習に限る。) AT中型第二種免許に係る応用走行(現にAT普通第二種免許を受けている者に対する 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

司 教習を除く。) AT中型第二種免許に係る応用走行(現にAT普通第二種免許を受けている者に対する 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

8 7 同上 同上

号、第二十号及び第二十二号において同じ。) 及び縦列駐車に係る教習 掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、 者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている (次号において「鋭角コース通過等教習」という。)に限る。 第十九 方向変換 一 (同号に

官

[号を削る。]

四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同号に掲げる事項に係る教習にあっては、当二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第 許を除く。)に係る技能教習(現に中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第 おいて「鋭角コース通過等教習」という。)に限る。次号及び第二十号において同じ。) 該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習(第十九号に 大型第二種免許(AT大型第二種免許を除く。) 又は中型第二種免許(AT中型第二種免

及び発進を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習 者に対する技能教習に限る。) 別表第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車 許を除く。)に係る技能教習(現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている 大型第二種免許(AT大型第二種免許を除く。)又は中型第二種免許(AT中型第二種免

あっては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号において同 種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第一号、 を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)に係る技能教習(現に中型第一 る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習に 同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係 でに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は 一号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第五号及び第七号から第九号ま 大型第二種免許(AT大型第二種免許を除く。)、中型第二種免許(AT中型第二種免許 第

又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第 九号に掲げる事項に係る教習 AT大型第二種免許又はAT中型第二種免許に係る技能教習(現にAT中型第二種免許

水曜日

別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習 にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) AT大型第二種免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許に係る技能教習(現

第四条 [1~11 略

は、次に掲げるところにより行うものとする。 前条に規定するもののほか、大型第二種免許 (AT大型第二種免許を除く。)に係る技能教習

[一~四略]

を受けている者に対する教習にあっては、一時限)を超えないこと。 号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習に限る。)の教習時間は、基本操作及び基本走 行にあっては一時限、 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習(別表第四第三 応用走行にあっては二時限(現に中型第二種免許又は普通第二種免許

> 部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。) る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の 者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係 結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の一 一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては凍 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている

第九号に掲げる事項に係る教習 T普通第二種免許を除く。)を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第五号及び 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許(A

降のための停車及び発進を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習 許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第一号、 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る技能教習 第 二号(転回並びに人の乗 (現にAT普通第二種

干

<u>干</u> 免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除 号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習 く。) 別表第四第一号、 中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種 第二号 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第五

|十二|| AT中型第二種免許に係る技能教習(現にAT普通第二種免許を受けている者に対す る技能教習に限る。) 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

干 許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第五号及び第七号から第九号までに 掲げる事項に係る教習 AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許に係る技能教習(現にAT普通第二種免

[1~11 同上]

12 うものとする。 前条に規定するもののほか、 大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行

[一~四 同上]

五. 基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限(現に中型第二種免許 又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、 一時限)を超えないこと。

13

免許を除く。)を受けている者を除許を除く。)又は普通免許(AT普通

く。)に対する教習にあっては五時限

除く。)、中型免許(AT中型免許を 者(現に大型免許(AT大型免許を

はAT普通第二種免許を受けている 時限数、現にAT中型第二種免許又

時限数

除く。)、準中型免許(AT準中型免

前項の規定は、AT大型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の
教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)以上行うこと。
習にあっては三時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該
受けている者(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教
許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT普通免許を除く。)を
た時限数)を減じた時限数、現に大型免許(AT大型免許を除く。)、中型免許(AT中型免
転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加え
通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習にあっては五時限(運
を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普
AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者(現に大型免許(AT大型免許
う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現に
種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限(運転シミュレーターによる教習を行
又は普通免許(AT普通免許を除く。)を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二
大型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)
又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に大型免許(AT
時限数を加えた時限数)を減じた時限数(現に中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)
ら七時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、七時限に当該教習に係る
別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間か
ハ 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令

(号外第 134号)

替えるものとする。 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み

前項第一号から	中型第二種免許	AT中型第二種免許
第五号まで	普通第二種免許	AT普通第二種免許
前項第六号	七時限	三時限
	現に中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に大型免許(AT大型免許を除く。)、準中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT市型免許を除く。)を受け、かて、	現に
	あっては一時限	あっては、一時限

[項を加える。]

ら三時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間か六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令 いる者に対する教習にあっては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっ時限数を加えた時限数)を減じた時限数(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けて 一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)以上行うこと。

免許 (AT大型免許を除く。)、中

種免許を受けている者(現に大型

減じた時限数、現にAT普通第二

教習にあっては一時限 AT普通第二種免許 普通免許を除く。)を受け、かつ、 免許を除く。) 又は普通免許(AT 除く。)、準中型免許(AT準中型

	14 (114	7 1 1	<u> </u>	10	<u> </u>	"E [11/	•	(1)/1/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1
			中型第二種免許又は普通第二種免許	- 二種免許 二種免許	1 第十二項第六号 中型第二種免許 (AT中型第二種免許		[項を削る。]	第五号 第五号 中型第二種免許又は普通第二種免許	第十二項第一号 [略]	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる44 第十二項の規定(第三号を除く。)は、中型第二種免許(AT中型等	
			普通第二種免許	AT普通第二種免許	普通第二種免許			普通第二種免許		読み替えるものとする。 第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る	以自力是 O 温 V 前 II II II II
					前項第六号		前 項 第 五 号	第四号 前項第二号及び	前項第一号	13	
_	教習にあつては、一時限				中型第二種免許又は普通第二種免許三時限		行う教習	中型第二種免許又は普通第二種免許	[同上]	は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものよについて準用する。この場合において、次の表の上欄に規に向りの規定(第三号を除く。)は、中型第二種免許(AE	

(の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句)免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る教習 えるものとする。

普通第二種免許

号及び第八号に掲げる事項に係る行う教習(別表第四第三号、第五

普通第二種免許(AT普通第二種

現に大型免許(AT大型免許を除 免許を除く。)を受けている者及び

く。)、中型免許(AT中型免許を

七時限

普通第二種免許

教習に限る。)

令和7年6月18日 水曜日

	第十二項第六号		第十二項第五号	第十二項第二	略	15 	
現に中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)又は普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に大型免許(ATサ型免許を除く。)、準中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT中型免許を除く。)を受け、かつ、AT中型第二種免許を除く。)を受け、かり、人工・型第二種免許を除く。)を受け、かり、人工・型第二種免許を除く。)を受け、かり、人工・型第二種免許ので、人工・型第二種免許ので、人工・型第二種免許を除く。)を受け、かり、人工・型等には、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	分号 七時限	中型第二種免許又は普通第二種免許	一名の				
現に	三時限	AT普通第二種免許	教習	AT普通第二種免許		中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下種免許に係る教習について準用する。こ	
						14	
	[項を加える。]		[項を加える。]	第六号まで第六号まで	同上		
				中型第二種免許又は普通第二種免許		読み替えるものとする次の表の上欄に掲げる	
				A工普通第二種免許)。	型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT準中型免許を除く。)と対する教習にあっては五時限で、。)又は普通免許(AT大型免許を除く。)と対する教習に係る時限数、現に大型免許(AT大型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)と対する教習にあっては、三時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)を減じた時限数)

/ /	11和 / 平 0 万	10	, п	/下唯 口		1			十以						(-	J / [· 213	1	٥	-	7)					
			<u> </u>	16∥																						_
		第十二項第六号	[略]	同表の中欄に掲げを除く。)に係る技																						
	中型免許を除く。)又は普通免許(AT準免許を除く。)、準中型免許(AT大型免許を除く。)、中型免許(AT大型免許を除く。)、中型免許(AT大型の許を除く。)を受けて、では普通第二種免許(AT大型のでは のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、			る字句は、 (第三号か	に係る時限数を加えた時限数)を減場合にあっては、三時限に当該教習	- 1	に対する教習にあっては三時限(運	第二種免許を受けている者を除く。)	る者(現に中型第二種免許又は普通	(AT普通免許を除く。)を受けてい	丁準中型免許を除く。) 又は普通免許	T中型免許を除く。)、準中型免許(A	\	を減じた時限数、現に大型免許(A	教習に係る時限数を加えた時限数)	行う場合にあっては、五時限に当該	(運転シミュレーターによる教習を	く。)に対する教習にあっては五時限	免許を除く。)を受けている者を除	許を除く。)又は普通免許(AT普通	除く。)、準中型免許 (AT準中型免	除く。)、中型免許(AT中型免許を	者(現に大型免許(AT大型免許を	『通第二種免許を受けてい	時限数、現にAT中型第二種免許又	は一時間
	中型免許(AT準中型免許を除く。) で。)又は普通免許(AT準中型免許を除 を除く。)	大型免許 (AT大型免許を除く。) 、		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中?ら第五号までを除く。)は、普通第二種免許(AT普通第二種免許																					時限数	まごしい 一瞬間
				15																						
		第十二項第六号	[同上]	同表の中欄に掲げる字句は、を除く。)に係る技能教習につ第十二項の規定(第三号か																						
一時限	中型第二種免許又は普通第二種免許	三時限		J 1.1.4																						
時限	を除く。) 大型免許(AT大型免許を除く。)、 中型免許(AT中型免許を除く。)、 中型免許(AT中型免許を除く。)、 大型免許(AT中型免許を除く。)、	七時限		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中:ら第五号までを除く。)は、普通第二種免許(AT普通第二種免許																						

令和7年6月18日 水曜日

		17 .		
第十二項第六号	[略]	それぞれ同表の下のいて準用する。		
許(AT中型免許を除く。)、準中型 中型第二種免許を除く。)又は普通第 一種免許(AT普通第二種免許を除 く。)を受けている者及び現に大型免 く。)を受けている者及び現に大型免 が、AT大型免許を除く。)、中型免 許(AT大型免許を除く。)、中型免		欄に掲げる字句に読み替えるものとすこの場合において、次の表の上欄に掲げての場のにおいて、次の表の上欄に掲げ	一時限に 一時限に 一時限に 一時限数、現にAT中型第二種免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、中型免許(AT準中型免許(AT準中型免許(AT中型免許を受けている者を除く。)に対する教習にあっては、五時限(運転シミュレーターによる教習に係る時限数、現に大型免許を除く。)と対する教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数(AT普通免許を除く。)又は普通免許を除く。)又は普通免許を除く。)又は普通免許を除く。)又は普通免許を除く。)と対する教習にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減らにあっては、三時限(国をシミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減らにあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数	あっては一時限
時 限 数 		る。 2000 の名規定中同表の中欄に掲げる字句は、 2000 2010 2010 2010 2010 2010 2010 201	時限数	あっては、三時限
		16		
第十	[同上]	それぞ コいて		
第十二項第六号	上]	それぞれ同表の下ついて準用する。第十二項の規定		
時限数(現に中型第二種免許又は普時限数)現に中型第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限(運転シる時限数を加えた時限数)を減じた		- 欄に掲げる字句に読み替えるものとすこの場合において、次の表の上欄に掲げに(第三号から第五号までを除く。)は、		
時 限 数		る。		

この規則は、令和七年九月一日から施行する。 附 則

備考																																
表中の「																																
] の記載は注記である。	H	限数) を減じた時限数)	に当該教習に係る時限数を加えた時	教習を行う場合にあっては、三時限	三時限(運転シミュレーターによる	者を除く。)に対する教習にあっては	許又は普通第二種免許を受けている	を受けている者(現に中型第二種免	は普通免許(AT普通免許を除く。)	型免許 (AT準中型免許を除く。)又	免許 (AT中型免許を除く。)、準中	免許(AT大型免許を除く。)、中型	時限数)を減じた時限数、現に大型	限に当該教習に係る時限数を加えた	る教習を行う場合にあっては、五時	は五時限(運転シミュレーターによ	る者を除く。)に対する教習にあって	(AT普通免許を除く。)を受けてい	準中型免許を除く。) 又は普通免許	型免許を除く。)、準中型免許(AT	型免許を除く。)、中型免許(AT中	けている者(現に大型免許(AT大	種免許又はAT普通第二種免許を受	を減じた時限数、現にAT中型第二	教習に係る時限数を加えた時限数)	行う場合にあっては、一時限に当該	(運転シミュレーターによる教習を	者に対する教習にあっては一時限	はAT普通第二種免許を受けている	受け、かつ、AT中型第二種免許又	普通免許(AT普通免許を除く。)を	免許(AT準中型免許を除く。)又は
			时	PIX	<u>ව</u>	14	<u> </u>	允		<u>X</u>	<u> </u>	空	至	/ <u>c</u>	H寸	<u>م</u>		(1	一	1	<u> </u>	<u>人</u>	X			政	**************************************	PIX	<u>ි</u>	<u>X</u>	<u>~</u>	<i>l</i> 4

令和7年6月	18日 水曜日	官 報 (号外第13	84号) 80
記 事 一時変更 記 一時で 記 一時で 記 一時で	記 事 一時変更 変 更 年 月 日 令和六年十二月十三日 でいる。 でいる。 ない、青色のシートにより覆われている。	名 称 草山埼叭ノ瀬照射灯 位 置 位 置 所 在 地 山口県山口市(草山埼灯台) 水 韓 三三一五九一〇五 東 要更した事項 変 更 日 令和六年十月二日 を 更 日 令和六年十月二日 名 称 納沙布岬灯台 位 置 財 正 二三一〇七 北 緯 四三一二三一〇七 北 線 四三一二三一〇十	○海上保安庁告示第十四号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
記変 変東北所 足り	位 名 記 変 更 年	変 位名 記変 記更東北 所 更 記 し	î
サ た 在 月 事 事 日 事 4 4 4	月 番 事 日	た 在 事 月 事 項 経 緯 地 置 称 事 日 事	た 在 事 : 項 経 緯 地 置 称
地 石川県珠洲市 (禄剛埼) 地 石川県珠洲市 (禄剛埼) 本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	お 本	牛島港牛島一号防波堤灯台 山口県光市(牛島港牛島一 波堤外端) 三三一五一一三六 一三二一〇〇一二七
記 変 変 更 東 北 所 年 た 在	記変 東 北 要 東 北	位名 記変変 位名 記 所 更更東北所 日 年 た 在	更東北所し
サ た在月 事事 日 項 経 緯 地 置 称	+ た 月 事 事 日 項 経 緯	在中た在月事地置称事日項経緯地置称事	中 月 月 日 項 経 線 地 置 称
丸山出シ灯浮標 ・	一時変更 令和七年一月八日 一二七—二六—一七	一時変更 ・ 一見ない。 一見ない	舟通埼音神礁照射灯 台) 三五一四二一一二 三五一四二十二二 一三五一五七一二三 初灯
変 位名 変 東北 所 更 し た 在	変更を実した。	位名 記変 変 位名 記 所 更 記 更 ま 在 年 た 在	更 更 東 北 所 在 在
月 事 日事質項経緯 地置称	月 事日事質項経緯	月 事 地置称 事日 事項経緯 地置称 事	月 事 日質項経緯 地置称
学和七年一月十四日 学和七年一月十四日	令和七年一月十四日 所属施設 レーダー反射器 群せん緑光 毎六秒に二せん光 群せん緑光 毎六秒に二せん光	大山出シ灯浮標 東のうえ復旧 東方約一・七キロメートル 三四一三三一四七 一三六一五九一三五 三四一三三一四七 一三六一五九一三五 一三六十五九一三五 中の灯台の上部に簡易な灯火 (緑色)が設置されている。 や和七年一月十四日 一時変更 上野神路第一号灯浮標 地質方均五・四十四日 では、1000 中で変更 大切では、1000 大りでは、1000 大りでは	令和七年一月十二日 ・

81	f	和	7	年 (6.	月	18	日	7	水曜	目			官			幸	艮					(号:	外复	角 1	3	4 ⅓	号)				
東北	所	位	名		変更	変更し	東	北	所	位	名		記	更	;	灯	変更し	東	北	所	位	名		変更	光	灯	変更し	東	北	j	位 折	名
	在				月	を事			在					年月			た 事			在				年 月			た 事				生	
経 緯 一 三	地外三	置	称白		日令	項一	_		地北	置	称納		事更一	日令					緯二	地 島沖	置	称北		日令	度実		項	経一	緯三		池 置 山	
一三六—三五—五〇	外端) 三重県鈴鹿市(白子港南防波堤		白子港南防波堤灯台		令和七年一月十五日	時記事変更中のところ復旧	四五—四九—〇一	=::O+:	北海道根室市(納沙布岬)		沙布岬灯台		更のうえ復旧一時記事変更中のところ灯質変	令和七年一月十四日		・せん白光 毎一五秒に一せん		一一七—	二五—五六—五九	島)		北大東島灯台		令和七年一月十四日	実効光度四〇カンデラ	単せん緑光 毎三秒に一せん光		一三一一三一五七	三三—五五—三四	トル) 「対)の南西方約二・二キロメー	県 宇 郭	宇部港東第三号灯浮標
記 変 更 年	記	変更し	東	北	所	位	名		記	変更年		記	変更し	東	北	所	位	名		記	変更年	変更し	東	北	所	位	名		変更年		高	変更し
事 日	事	た事項	経		在地	置	称		事	4 月 日		事	た事項	経	緯	在地	置	称		事	月日	た事項	経	緯	在地	置	称		十月日		ż	た 事 項
一時変更一令和七年一月十七日	(白色)が設置されている。 この灯台の上部に簡易な灯火	4	一三〇一四七一〇〇	三四一〇五一	山口県下関市(蓋井島鐘ケ埼)	世	※ 蓋井島灯台		尹 一時変更	1 令和七年一月十七日	いる。	す。 本灯台の改修工事の実施に伴			三三一一二一二五	地 愛媛県宇和島市(細木運河北口)	臣	和 細木運河北口灯台		· 一時変更	令	3、消灯	1三〇一四七一〇〇	三四一〇五一五五	ゼ 山口県下関市 (蓋井島鐘ケ埼)		※ 蓋井島灯台		0 令和七年一月十五日	メートル平均水面上から灯火まで九・五	五メートル 五メートル	
東北	所	位	名	î	己多	Ē	î	変更し	東	北	所	位	名	i	2 変		â	変更し	東	北	所	位	名		記	更	光	灯	変更し	東北	所	五名
経 緯	在地		16c	事	年 月 1	1	事	た 事	経	结	在地		称	事	年月日		事	た事項		给	在地	置	€/c		事	年月日	度	質	た事	経 緯	在批品	量 称
	灯台の北西方約五五〇メート 大阪府深日港(深日港西防波堤		深日港第二号灯浮標	_	,	う て	い、灰色のシートにより覆われず 本灯台の改修工事の実施に件			群 三三一三四一五七	埼) 埼		林 梶取埼灯台	7 一時変更	- 싂	ている。	い、灰色のシートにより覆われず 本灯台の改修工事の実施に件	ī	柱 一二八—二三—五四		シ奇) 地 鹿児島県大島郡与論町(ハタン		が 与論港灯台	等を見りなる。	等 変更 で 時 灯質 等		ラ 実効光度一七○、○○○カンデー	単せん白光 毎八			地 鹿児島県南さつま市(坊ノ岬)	* 坊ノ岬灯台
変 更 年	変更し、	! #	í	所	位	名		ā	1 多 夏 全		変更した事		:北	所	位	名		記	変更年		記	変更し	東	北		所		名		変更年	光 灯	L
月日事	た 事 項 紹	≦ 緯	i.	在地	置	称		事	F]	た事質		≦ 緯	在地	置	称		事	月		事	した事項	経	緯		在地		称		月	变 質	た事項
1 令和七年一月二十日	三 三 五 一 〇 匹 二 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	三四—三四—五九	南東方約四・六キロメート	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	pe .	明石海峡航路東方灯浮標		更のうえ復旧できるとのとの人質愛		今日二月一月		- 二 一 一 C C		・ 長崎県郷ノ浦港(北防波堤外端)	P	郷ノ浦港北防波堤灯台		+ 一時変更	· 슈	い る 。 1	い、灭色のシートこより覆われず 本灯台の改修工事の実施に伴		一三四—四五—四八	三四一四四一五五) [[]	東防波堤灯台の西南西方約四五 兵庫県東播磨港(東播磨港伊保		東播磨港伊保灯台			▽ 実効光度四○カンデラ 単せん赤光 毎三利に一せん光	

令利	和7年6月18	8日 水曜日	官	報	(号外第 1	34号) 8	2
				変更東北	位名 記	更東北所	名
				事	在	年たた在	
		_			地置称事	日 事項経緯地置	称
207 (牛転峠	4 信4 信4 信4 高所3 所3 所3 0 0 0 0 0 2 2 2 1 0 0 0 2 1 0 0 0 2 1 0 0 0 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	の 前路標識の事故が発生した が発生した場合等に関する情報 一種報を行う海岸局識別 通報を行う海岸局識別	すそけすよ うのるるる	る情報を臨機 ー 一 八 — 五四	宮城県塩釜市(貞山通)塩釜AIS信号所一時変更	令和七年一月二十日 一三五-四二-一二 一三五-四二-一二 三五-四二-一二 一三五-四二-一二 (白色) が設置されている。	舟通埼灯台
記 変 更	変記更東は	位名 記 北 所	変 変 記 更 東	位 名	記 変 更		
年	した	在	年をた	在	年		
月 事 日	事 事 項 経 約	緯 地 置 称 事	月 事 日 事 項 経	編 地 置 称	月 事 日		
一時変更や和七年一月二十一日でかれている。というでは、灰色のシートにより覆がれている。というでは、大きないでは、いきないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	一三九一二九一二三一三九一二九一二三一三九一二九一二三一三九一二九一二三一三九一二九一二三	三四一〇六一四六東京都三宅村(伊豆岬)	令和七年一月二十一日(緑色)が設置されている。(緑色)が設置されている。が灯台の上部に簡易な灯火消灯	一 半 果	ラえ復旧 で係るAIS信号に含まれる位に係るAIS信号に含まれる位 に係るAIS信号に含まれる位 では、一時海上移動業務識別及びそれ のでである。	受0 受0 送0 送0 受60 信0 受信0 受信4 所3 3 3 3 1 1 1 0 0 0 9 2 2 2	送受言所) 004310209(塩屋埼
変変記更東:	位名 3	変 変 記 更 東 北 所	位名 変更	変記灯更東北	位 名 所	変 変 位 更 東 北 所	名
を し	在	年を在	年	L	在	年を在	
+ た 月 事 日 事 項 経 ;			月 置 称 日 ^[1]	た 事 事 質 項 経 緯	地 置 称	月 事日事項経緯 地置	称
令和七年一月二十一日 一三五—二三—三五	三四一三六一三〇西方約三・七キロメートル)西方約三・七キロメートル)阪神港堺泉北区(堺信号所の北塚航路第七号灯浮標	令和七年一月二十一日 下神港堺泉北区(堺信号所の西 下西方約三・七キロメートル) 三四一三六一二八 三四一三十二二八 三四十三十二二八 三四十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	堺航路第六号灯浮標 堺航路第六号灯浮標	附属施設 レーダー反射器 単せん緑光 毎三秒に一せん光 三四―三六―三〇	北西方約四・六キロメートル)阪神港堺泉北区(堺信号所の西阪神港堺泉北区(堺信号所の西堺航路第三号灯浮標	令和七年一月二十一日 の東方約二・八キロメートルの東方約二・八キロメートル 三五 — 一五 — 三五 一三九 — 四六 — 三五 附属施設 レーダー反射器	浦賀水道航路中央第二号灯浮標
	位 名 北 所	変更東北戸	位名 変 所 更	で 記 更 東 北 し た		変 変 位 更 東 北 所	名
~ 年 月 月	在	年 た ř 月 事	年 月	: した 事	在	年 年 た 在 月 事	
日度項経	緯 地置称	日事項経緯士	也置称 日	事項経緯	地置称	日 事 項 経 緯 地 置	称
大 一 光 度 四 〇 二	三五―四三―五八南東方約八五〇メートル)南東方約八五〇メートル)南東方約八五〇メートル)南東方約八五〇メートル)	令和七年一月二十一日 令和七年一月二十一日 令和七年一月二十一日	7.台(兵車長炎洛海峡航路中央第二	 一三六一二九 一三六一四三 一三六一二九	方約四・四キロメートル江埼灯台(兵庫県淡路市)の西川石海峡航路西方灯浮標明石海峡航路西方灯浮標	令和七年一月二十一日 で和七年一月二十一日 で和七年一月二十一日	堺航路第八号灯浮標

83 令和7	年6月18日 水曜日	官 報	(号外第 134号)
位 名 東 北 所	変 変 位 :	_更 高 _更 東 北	位名 変 変 位名 所 更 高灯更東北 所
在	年 た た 月 事	年 た 月 事	在 年 た た 在 月 事
経緯 地置称 一三の友 洲	日 さ項経緯 地置 う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		地置称 日 さ質項経緯 地置称京東 令メ平○地単 一三波鹿 片
三五 — ○ ○ — 三 ○ エ方約八・三キロメートル	年一月二十二日 年一月二十二日 年一月二十二日	京荒川河口橋橋梁灯(D 五十三八一四八 日下ル 日下ル 日下ル 日下ル 日下ル 日下ル 日下ル 日下ル 日下ル 日下ル	浦港灯台
東北所 在	更東北所	変 変 恵 売 更 し た た	位名 変変 位名 変変 所 更 北 所 在 年 た 年
経 緯 地 置 称	月事	月 ョ 日 さ度項経緯	月 事 月 事 世
一三七一〇〇一五八三四一三四一四六一三七一〇〇一五八	七 消 四 西観 北 · · 年 灯 一 方音 東 · · 一 中 ○ 七 約埼 方 · ·	三一一一六一〇九 一三○一一三一三六 一三○一一三一三六 実効光度二五カンデラ 地上から構造物の頂部まで七・ エメートル マ均水面上から灯火まで七・○ メートル	中
東北 所 位名 在 経緯 地置称	変 更 高 光 光 光 光 光 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 た 事 兵 日 さ 、 も も も も も も も も も も も も も	在 年 月	変 東北 位名 記変 更 記 更 に
関門航路第二十五号灯浮標 ロメートル) 三三一五五一一五 三三一五五一一五	一三二十二六十二七日 一三二十二六十二七 東効光度七八カンデラ 実効光度七八カンデラ エ・○海里 地上から構造物の頂部まで五・ エメートル 平均水面上から灯火まで八・九 メートル	ラファー アリス	本灯台の改修工事の実施に伴 本灯台の改修工事の実施に伴 でいる。 令和七年一月二十三日 一時変更 会芸中田港小方北防波堤灯台 安芸中田港小方北防波堤灯台 安芸中田港小方北防波堤灯台 安芸中田港小方北防波堤灯台 安芸中田港小方北防波堤灯台 安芸中田港小方北防波堤灯台 大島県江田島市(中田港小方北 防波堤外端) 三四一一四一回 一三二一二六一一〇 主効光度七八カンデラ 五・○海里 五・○海里 五・○海里
	U Z	光更東北所	変 変 位名 変 更 光 光 光 光 更 記 光 光 光 年 達 た た
月 日 さ離度	事 月	事	中 た 在 年 た 月 距 事 月 距 事 日 離 度 項 経 緯 地 置 称 日 事 離 度 項
令和七年一月三十日○海里本日中り水面上から灯火まで一四ボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボートルボールボートルボートルボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボールボール<		、三○○、○○○ 三二一三九一二九 二一五一一四 二一五十二九 二一五十二九 二十二十二九	実効光度一〇〇カンデラ 五・〇海里 削除 削除 門航路第二十七号灯浮標 関門航路第二十七号灯浮標 関門ボト関区(大瀬戸第三号導 キロメートル) 三三一五五一四六 一三〇一五五一四六 一三〇十五五一四六 一三〇十五五一四六 一三〇十五五十七日

令和 7 4	年6月18日 水曜日	官 報	(号外第 134 号)	84
変更した 事項 さ 発	化名 変更 東 年 月 緯 地置称 日 さ	※ 要 ま な が 要 ま な が た な た を 事 を ま を 要 地 と	要 年 達 月 距 事	位名
トル ル ボー ドル ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー	エメートル 五メートル 令和七年一月三十日 令和七年一月三十日 西之浜港南防波堤灯台 西之浜港南防波堤灯台 西之浜港南防波堤外端) 正九一五九一三三	・○海里 ・○海里	カー ○四 一九 ○四 一九 ○四 一九 ○四 上	広島県大竹市(阿多田港猪ノ子)阿多田港猪ノ子東防波堤灯台
変 東 高 し た 事	文 年 月 事	東北所在	記 変 変 成 位 名 更 東 北 所 年 た ま 在 月	記変更年月
和七年一月三 	連続急せん白光 実効光度四〇カン 等和七年一月三十 若松大橋橋梁灯(若松大橋橋梁灯(三 三) 灯門 シ え 〇 一 台港 キ 後	事 一時撤去中のところ灯質変更の 事 一時撤去中のところ灯質変更の 事 一時撤去中のところ灯質変更の	事 一時消灯中のところ灯質等変更 日 令和七年一月三十日
変 東 北 所 し た 事 項 経 緯 地 置 れ	名 変 位 変 東 北 所 年 た 月 所 日 項 経 本 出 日	更 更 年 た 月 事	安 年 た 月 事	位名
二七一四九一三一 六一一三一○九 六一一三十○九 二七一四九一三十 二七一四九十三十 二七十四九十三十	金武中城港南石第一号灯浮標金武中城港南石第一号灯浮標金武中城港南石第一号灯浮標	一三四一三二一一八 学世ん白光 毎一五秒に一せん 光 毎一五秒に一せん 光 毎一五秒に一せん 光 毎一五秒に一せん 単せん白光 毎一五秒に一せん	(余部埼	大橋橋梁灯
記 変 更 記 灯 年 月	変 位名 名更東北 所 し た 在 事	記 変 更 記 灯 名 更 年 月 事	在年	灯 名
事 日 事 質	称 項 経 緯 地 置 称	す		質 群せん緑光 毎六秒に二せん光標 金武中城港太陽石油第一号灯浮

の 一

そ

の

他

告

示

○総務省告示第二百十四号
 ○総務省告示第二百十四号

備考 表中の [] の記載は注記である。	[二 略]	し お か ぜ					無線局の名称	び周波数並びに一本邦外に在住	
		し お か ぜ					呼出名称	送信時刻	
		A = E E E E E E E E E E E E E E E E E E	A 三 E 五、九六 A 三 E 五、九六 A 三 E 六、○四○ A 三 E 六、○四○	A A A A A A A E E E E E E E E E E E E E	A A E E E E E E E E E E E E E E E E E E	A A E E E A A A E E E A A A E E E A A A E E E A A A E E E A A A E E E A A A E E E A A A E E E E A A A E E E E A A A E E E E A A A E E E E E A A A E	電波の型式及び周波数Hz)	周波数並びに送信時刻本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、	改正
		五分まで 年後十一時五分から午後十一時三十	午後十時から午後十一時まで	年前四時五十分から午前五時五十分	午前二時五分から午前三時五分まで	五分まで 五分まで	送信時刻(中央標準時による。)	局の名称、呼出名称、使用電波の型式及	後
	[1]							——————————————————————————————————————	
	恒上]	し お か ぜ					無線局の名称	同上	
		し お か ぜ					呼出名称		
		A 三 E 五、九八〇 A 三 E 五、九八〇 A 三 E 五、九八〇 - 九八〇 - 九八〇	A 三 E E A A A A A A A A A A A A A A A A		A A 三 E E A A 三 E E E E E E E E E E E E	A A 三 E 五、九 五 五 九 五 五 五 五 五 五 五 五 九 五 五 五 九 五	電波の型式及び周波数Hz)		改正
		五分まで 年後十一時五分から午後十一時三十	午後十時から午後十一時まで		午前二時五分から午前三時五分まで	五分まで五分から午前一時五十五分まで	送信時刻(中央標準時による。)		前

官 庁 報 告 📗

百 中 甲

農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第3条第3項の規定に基づき、農村地域への産業の導入に関する基本方針を次のように変更したので、同条第5項の規定に基づき公表する。

令和7年6月18日

厚生労働大臣 福岡 資麿 農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

- 1 農村地域への産業の導入の目標
- (1) 農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、 公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に 留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。
- (2) 導入産業の業種については、市町村が定める実施計画において具体的に記載されることとなるが、当該業種の選定の考え方については、以下の考え方に即しつつ、都道府県の実情を踏まえて基本計画に記載することとする。
 - ア 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること。
 - イ 地域の実情を踏まえるとともに、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定する こと。
 - ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。
 - エ 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、その積極的な導入が促進されるよう業種の選定に当たっては配慮すること。
 - オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入 を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。
- (3) 産業の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画 等の各種の土地利用計画との調整を行った結果、当該地域の実施計画に定める産業導入地区にお いて行われるよう誘導することとし、各種の土地利用計画との調整の方針等について、基本計画 において具体的に記載することとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

また、市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者に適切に開示することが望ましい。

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、市町村が産業導入地区の区域を設定する際に行うべき調整について、下記の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めることとする。

ア 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

- イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること 農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、
 - ・ 集団的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
 - 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理 事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
 - ・ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。 ウ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

- エ 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと 土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農 用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過してい ないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。
- オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業(農地中間管理機構関連事業)として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

(4) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

(5) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入 産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関 係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努 める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、 若年者等の地元就職の促進に配慮する。

8/

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、都道府県及び市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びUI Jターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。

- 3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- (1) 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の 特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決 定)で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。
- (2) この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある 農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法第13条第1項 に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりの ある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高 い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

- (3) 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤 強化促進法第6条第1項の規定に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、地域計画の内容等 に留意することが必要である。
- (4) さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。
- 4 1から3までの目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項 1から3までの目標を達成するため、地域の実情に応じ、次により必要な事業を実施する。
- (1) 施設の整備等

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に 把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であ り、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制措置や、融資、予算等の支援措置、業種横断的な設備 投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法(平成 17年法律第24号)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。 また、市町村単位で整備することが困難なものについては、都道府県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

ア 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性 及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進し つつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

イ 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な 視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重 点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基 盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

(2) 職業紹介の充実等

導入産業に農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進する ため、次の施策を実施する。

ア 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

イ 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるように するため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での 指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条 件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

ウ 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

(3) 農業構造の改善

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。

ア 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における地域計画の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

イ 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

5 その他農村地域への産業の導入に関する重要事項

(1) 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びUIJターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備、職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

(3) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

(4) 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入、農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(5) 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、都道府県は、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、都道府県及び市町村においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

(6) 企業への情報提供等

都道府県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び各地方農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に 講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関 の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

(7) 遊休地解消に向けた取組

既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

(8) 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に市町村に報告する等の撤退時のルールを市町村と企業との間で企業の立地時に定めておくことが望ましい。

(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成を始め適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び都道府県に共有することが望ましい。

確認の結果、遊休地の発生を始め産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用することが望ましい。この場合においても、当該検討結果等について、国及び都道府県に共有することが望ましい。

都道府県及び市町村は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年法律第48号)の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保することが望ましい。

附 則

この基本方針の変更は、令和7年6月18日から適用する。